

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
--------	------	----	------

書 記 熊 崎 響

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

なお、傍聴にお越しくださいました皆様方、早朝からありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、一般質問を始めます。

4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会、鳥居佳史です。

傍聴の皆さん、朝から御苦労さまです。そして、ありがとうございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、今年度最初に、組織改革によって市民協働安全課が設置されました。この市民協働安全課、非常に役割は大きいし、大切だと思っております。今、地域では、瑞穂市全体で地域包括ケアシステムをどのように構築していこうかとか、自治会活動、校区単位にどのように自治の活動を活発にしていこうかとか、そしてNPO団体による市民活動を支援しながら、より多くの活動をする団体がふえるように、また活発にするにはどうしたらいいか、そういう市民の皆さんの今後の役割は非常に大きいものがありますけれども、今度設置されました市民協働安全課に、協働のまちづくりに向けて具体的にどのような取り組みを今構想というか、考えておられるか、お聞かせください。

以下は、質問席で質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの鳥居議員の市民協働安全課の今後の取り組みについて、具体的な取り組みについて御説明をさせていただきます。

まず、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的として制定されました瑞穂市まちづくり基本条例に基づき、取り組むことを基本として考えています。この条例第9条に、市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するために、自治

会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けてみずから行動するよう努めますとコミュニティ活動について定義されています。

自治会や校区活動等の地域コミュニティ組織への支援は、従来から取り組みは行っておりますが、地域の協働のまちづくりにつながる大変重要な取り組みであると考えています。現在は、5校区で校区連合会等の組織ができ、社会教育、防災、福祉等の事業に、それぞれの状況に合わせた取り組みが進められています。今後、校区連合会等の地域課題の解決に向けた事業の実施を目指し、今年度は具体的な取り組みとして、自治会長研修、タウンミーティングを計画いたしております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） まず、自治会活動からということでしたけれども、ある市民から、私にボランティアをちょっとしたいんだけど、どういうボランティアをお手伝いする内容があるとか、どこへ行けばいいかという問い合わせがありました。今、そういう方がいらっしゃるといえるときに、その窓口となるのは、やっぱりこの市民協働安全課だと思うんですね。その役割という部分での期待は、今私が述べたように大切に、まず自治会からやろうとすることなんですけれども、そもそも市民協働安全課がまちづくり基本条例に基づいてというお話がありました。そして、まちづくり基本条例推進委員会の開催が、一応公募もあり、決まったようですけれども、今後の委員会の開催予定とかはありますでしょうか。もしあるのであれば、その諮問の内容もお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まちづくり基本条例推進委員会の開催についてですが、現在のところ具体的予定は立っておりません。この推進委員会は、条例の第21条に定義されていますとおり、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要な事項について審議し、答申するほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行うこととなっております。

現段階では、平成26年11月に、瑞穂市第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについての市長からの諮問を受け、平成27年10月に、委員会からいただいた答申に沿った協働によるまちづくりを推進している段階でございます。この答申の中で、参加・参画機会の充実を推進施策と位置づけているほか、条例第2条の地域または社会の課題の解決を図るために、市民が相互に、または市民、市議会及び市の執行機関がともにお互いの立場を尊重し、かつ、信頼し協力して取り組むことをいいますとされている協働の定義を受け、協働の最も大きな目標は地域及び社会の課題の解決としています。

市民協働安全課では、タウンミーティングをまちづくり基本条例の目指す協働のまちづくり

推進のため事業として企画しております。それぞれの校区の地域課題をテーマにワークショップを行い、課題解決に向けて市民と行政と一緒に考える機会としたいと思います。

タウンミーティングに向けて、庁内では、まちづくり基本条例推進会議設置要綱に基づく推進会議及びワーキングチームを通称「きずな会議」として、各校区の自治会長から提案されたタウンミーティングのテーマに基づき、検討や準備を進めています。

また、今年度4月に設置された市民協働安全課は、この答申に示された縦割りの政策が進められてきた弊害を打破し、市として全庁的取り組み体制を構築し、一元的に推進する組織体制の構築を目指し、設置されたものと理解しております。この役割を果たす立場として、これからの事業を積み上げていくことが大切であると考えています。

こういった今年度の取り組みについて、委員会に審議していただく必要がありますし、事業を進める中で委員会に諮問をお願いすべき案件が出てくると思います。しかるべきタイミングに、委員会でこの審議をお願いしたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今のところ諮問する内容についてが見当たらないので、市長は諮問していないようですけれども、今、協働のまちづくり、瑞穂市の現状を、市長は進んでいるかどうかというところが非常に私は疑問です。ある意味、余りこの協働のまちづくりについて関心がないのかなという思いが私にはしてしまうんですね。

例えば、NPO法人の数にしても、瑞穂市はこの5月31日現在で16法人が登録されています。岐阜市は186です。大垣は59です。NPO法人一つにしてもこの状況で、私は決して多いとは思えないですね。それで活動状況を見ても、なかなかまだかなと。ただ、協働のまちづくりは、このNPO法人だけのものではないというのはわかっています。いろんなボランティア活動団体がありますけれども、この協働の一番のポイントは、今部長、るるまちづくり基本条例の趣旨とか目標を言っていただきましたけれども、一番のポイントは人なんですよ。やっぱり住民一人一人、それぞれの方が自分もできることをやろうと、やらないといかんなど、そういう思いになっていただける人が、一人でも二人でもふえていくことが一番まちづくりの基本だと思うんですけれども、第2次総合計画に協働のまちづくりについて、5年後、これは平成28年ですから、平成33年に150人、人材バンクの登録をしようという目標を掲げています。まさに以前のまちづくり推進委員会が市長に答申した人材バンクというのは、やっぱり人が大事だということで、とにかく人を育てましようという趣旨で、こういう答申をされているわけです。

この150人という目標設定をされていますけれども、これについての今の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 人材バンクというのは、それぞれの支援といいますか、協働の形で市民が自主的に活動される人材を登録する制度かとは思われますが、現在のところ、そういった登録というものが無い状態でございますが、これらについては、人材の育成というのは、やはり地域に根差した活動の中で自発的に行動されるものと考えておりますので、現在の自治会活動や校区活動に基づいて、防災、福祉、教育といった面で、自治会活動を経た、例えば自治会のOBの方々であったり、そういった方々が自主的に行う事業であると考えておりますので、今の自治会活動を初め、地域コミュニティの活動を推進していくことが、そういった人材の育成につながっていくものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 市長が、人材バンクの、なるべく多くの方にそういう人が育っていただいて、そしてバンクとして登録できるように推進委員会に諮問するというのが早急にあってしかるべきだと思うんですね。ですから、今、まちづくり基本条例推進委員会の諮問を市長がされないという部分については、早急にやっぱり今の人材バンク等のことも必要であると思いますので、私は諮問すべきだと思いますね。

それで、人材バンクがどういうことをするのかというのは、今、部長のほうから少し自治会関係の中でお話がありましたように、そのほか、部長のイメージの中で、人材バンクのやってほしいこと、役割ということについてお考えはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほども申し上げましたとおり、人材というのは、地域の課題解決を進めていく中で自発的に行動して、こういった行動をしたいという方が、こういう規制や公平性があるような形である方について、支援はしていく方向ではございますけれども、そういったバンクという登録制度ではなしに、自発的にそれぞれの活動を進めていかれることが一番望ましいことかと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） まちづくりは自発的というのはキーワードです。確かにそうです。そこにバンクという考え方が入ったのは、ほかにもいろいろあるんですね。やっぱり必要とされる方もいらっしゃるし、そういう人を育てるといふ、あるバンクを設けるといふことは、それなりの数の方を育てようという意図がありますので、このバンクというのも非常に大事な概念だと思いますので、これは答申どおり進めていただきたいと思います。

そして、近隣の市町村、特に岐阜市なんかは市民活動支援事業、そして、一宮では1%支援制度という制度で、市民活動をされる団体に助成しているんですね。岐阜市の市民活動支援事

業というのは、その活動事業に対して、拡充事業支援タイプという既にある事業をさらに拡充しようとする事業については、3分の2以内で20万円、新規に事業をやるという活動については、事業費の5分の4以内で8万円までという支援事業で金銭的な補助をしていると。一宮市の場合、1%支援事業というのは、市民税の1%を市民活動をしている団体に支援すると。それで、どの活動に支援するかは市民の投票によって決めるという制度なんです。ちなみに、一宮市の市民税は200億、その1%ですから、2億です。2億の金額を市民活動に支援するというをやっているんです。

この1%支援制度を例えば瑞穂市に想定すると、市民税は約30億ぐらいですから、3,000万。他の市町村では、市民活動をやっぱりこれから絶対に必要になってくるという趣旨で実際にやっているの、ぜひ瑞穂市も市民協働安全課ができましたので、ちょっと馬力を上げて、今言ったような市民活動支援制度等を参考にさせていただきたいと思えますけれども、こういう市民活動支援制度について支援するお考えは、部長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 市民活動支援助成金制度につきましては、現段階では実施の予定はございません。冒頭でも触れましたとおり、協働のまちづくりを推進するためには、瑞穂市まちづくり基本条例に基づき取り組むことを基本として考えていますので、自治会等の地域コミュニティの活動に対しての支援を中心に引き続き取り組んでまいります。

市民活動支援助成金制度とは、さまざまな分野でそれぞれの持つ特性を生かした取り組みを期待するNPO法人等の市民活動の助成等を目的とした制度と理解しております。助成金制度に限っても、助成対象の選定基準やその方法、公益性や公平性等、注意すべき点も多くありますし、市民活動の熟成ぐあいによっても適した支援方法が異なります。市民活動への支援は、地域コミュニティへの支援を最優先に考えながら、幅広い市民活動への支援についても、その状況を見据えながら、協働のまちづくりの推進を考える全体のバランスの中で検討していきたいと考えています。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 自治会活動の中で、例えばある自治会が交通弱者の方の買い物支援で送迎をしようということをやったときに、例えば車両の燃料費とか、運転手さんのちょっとした経費分等、やっぱり費用が要るわけです。だから、そういう活動に支援するというのを、この支援制度でもってできるわけです。

ですから、今、部長が考えておられる自治会活動の中にも、いろんなことをやろうとされるときに、それにこの制度で支援するということは十分できるんですね。だから、その辺も含めて、概要はいいんですけど、具体的にどういうことをやるかを例示していただきたいと思うん

です。大枠は本当におっしゃるとおりなんです。その辺を強く要望して、この件については質問を終わらせていただきます。

次に、道徳教育です。

今度、義務教育で道徳が教科になりました。小学校はことしからですね。来年は中学が、道徳が教科として授業で教えられることになりましたけれども、そもそも政府は、いじめ問題に対応するというので、道徳を教科にする理由の大きな一つとしています。本当に私、この道徳教育が必要なかどうかという非常に疑問なところがあるんですね。国語、算数、理科、社会は明らかに学術的にきちっとしていて、基礎学力として小学校・中学校で学ばなければならない部分は確実にあります。しかし、道徳というのは、学問的に体系されたものではなくて、規範なんですよね。子供に、ある意味、規範を教科書でもって押しつけるということもあり得るかもわからない、可能性としてね。

つまり、ちょっと極端なことを言いますけれども、国が、育てたい国民を絶対主義的というか、極端な言い方をすると、そういう傾向も可能性があるというふうに私は危惧するんですね。それはなぜか。だって、道徳の教科書は国が検定して、それを許可したものが教科書として使うわけですから、可能性として、今私が言ったことが全くないという懸念はないと思いますけれども、それを踏まえて、この道徳を教科とすることについて見解または懸念があれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

鳥居議員の御質問、道徳の教科化に関するの答弁をさせていただきます。

まず、教科化と言われるんですが、ちょっとニュアンスが違っております。そのことも含めて説明させていただきますが、まず今の方向で動いているのは、平成29年3月に学校教育法施行規則が一部改正されました。それに伴って、きょう持ってまいりましたが、これは小学校です。小学校学習指導要領というのが示されました。この中には何と書いてあるかというところ、「特別の教科道徳」と。ほかの一般の教科とは別ですよという表記になっています。今おっしゃられたように学問体系があるわけではない、そのとおりでございます。学力を身につけるわけでもございません。ですので、特別の教科道徳というふうに述べております。そのあたり、ちょっと御認識を改めていただくとありがたいと思います。

この中に、今回「特別の教科道徳」という名称で位置づけたことが、新しい学習指導要領の今回の特徴の一つでございます。そのことも御認識いただくとありがたいと思いますが、議員御質問のところにつきましてもいいと思いますと、いわゆる道徳的な課題、答えは一つではございません。それについて、一人一人の子供たちの考え、こういったものを自分の問題として捉えることが大事であろうということを思っております。



その上で、今回、特別の教科道徳では、考える道徳、議論する道徳、こういったところへの内容といいますか、授業としての転換を図ることが求められております。議員おっしゃられるように、いじめの問題への対応といったときに、押しつけられた価値だけで子供が考えていると、なかなか動くことはできません。考える道徳、議論する道徳というのは、やはり子供たちが現実の困難な問題に対してみずから取り組んでいける、みずから対処していける、いわゆる主体的な対処ができるというような人間に育てる必要があるだろうという考え方に基づいて、今回、国のほうでは特別の教科道徳という形で示しております。

道徳教育が果たす役割というのは非常に大きくあります。そのことについては、中央教育審議会でも答申がなされておまして、この考え方につきましては、私たちは必要なものだなあというふうに思っております。

ただ、先ほどの若干違うところで、教科書の検定とか、いろいろありますが、そもそも以前の、昨年度まで行ってきた道徳と大きな差異はないと、私たち岐阜県あるいは瑞穂市の学校では考えております。といいますのは、道徳というのは、いわゆる子供たちが人格形成をする小・中学校の段階において、全ての教育活動の場で行うものであるという捉えがございます。

これは、例えば日常の生活の中で、例えば教室の後ろにある雑巾かけから雑巾が落ちていた。そういったときに、それを何げなくきちっと拾ってかける子供がいた。そういう事実があったとします。そういったことが、周りの子供も知っている子もいれば、教員も知っている者もおります。道徳の時間といいますか、道徳の授業で、親切とかいうようなことについて話し合ったり考えたりするときに、誰々さんはいついつこういうことをやってくれたけど、どういう気持ちでやってくれたのと聞くこと。そういうことによって、その価値がきちっとなります。そういうことで、道徳の時間があるのは、日ごろの子供たちのそういった活動の中にある価値をきちっと位置づけていきたいという思いでおりますので、今回新しく特別の教科道徳と変更になっても、我々は今までやってきたものを踏襲しながら、道徳の時間を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 道徳に関する規範的なものを、全教科的な中で、義務教育の中で教えられる部分もあるという、まさにそのとおりだと思いますね。

私が今言った懸念というのは、そうなるということではなくて、可能性がゼロでないので、やっぱり教育長としても、各現場の先生がこの道徳をどのように現場で教えられるかというのは、十分関心を持って、これからいついていただきたいと思うんですね。さっき言ったような懸念がないとは私は言えないと思うので、今おっしゃったように、全面的に私も100%ないほうがいいということではなくて、懸念がある部分を踏まえて、道徳をこれからちょっと見守って

いつていただきたいと思うんですけども、この道徳教科は通知表というのをつけることになるかと思うんですけども、この評価というのはどのようにされるのかについてお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 道徳の授業の評価についてですが、これについては、実施の考え方は3つございます。

先ほどお話しさせていただいたように、国語とか、算数といった教科とは違って、特別な教科ということで、評価の仕方については、まず1つ目、評価は数値的な評価ではなく、記述で行います。2つ目、評価はほかの児童・生徒との比較で行うものではなく、その子供自身の成長を見るという、いわゆる個人内評価として行うという考え方で行います。3つ目には、これはちょっと専門的な言い方もありますが、見方を多面的・多角的な方向へ発展させているか。一つの事象だけを捉えて、その価値でそれだけではなくて、それをいろんな場面で応用できるような形です。そういう考え方、そういう方向へ発展させているか。また、道徳的な価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているか、そういった点を重視しております。

先ほど1点目にお話ししたように、数値的な評価ではなく、記述で行います。実際には、学校へ行かれると見られた方もお見えだと思いますが、子供たちは、よさ見つけとかいうことを学校の中で行っております。「良さ」、よさ見つけという活動を多くの学校・学級でやっております。きょう、誰々さんがこんなことをしてくれました。これをメモに書いて、教室に張ったりして、よさ見つけの木とか、いろいろなものをつくって、それが成長するような形で学級に置いて、行ってきている学級が多くあります。

そういった中に書いてある文言を拾えば、子供たちがどのような道徳的な価値を持って生活し、行動しているかということが読み取ることはできます。ですから、教科そのものと同じではございませんということをまず御理解いただいて、日常の生活の中で見られる子供たちのそういう姿を私たちは大切にしていきたいということを考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 小学校では、もう道徳の授業が始まっているかと思えますけれども、その辺の先生方の授業に向けての声とか、または始める前に、先生方での何か道徳について、こんなふうに今教育長がおっしゃられたような趣旨のものを一応共有されて始めたと思うんですけども、今の2カ月、3カ月ぐらいだと思いますけれども、現状について何か気づく点がありますか、道徳の授業について。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほどからお話ししているように、大きく変わるわけではないんです

ね。ですので、今までどおりのことを進めていきたいと思いますが、ただ、議論する道德であるとか、考える道德といった点で、若干深めていかなきゃいけないなということを学校では考えております。

そのために、瑞穂市におきましては、本田小学校が昨年度までは県の教育委員会の指定で、人権教育の研究指定校として2年間研究実践を行ってきてくれております。これの指定を受けた背景には、本田小学校の今までの道德教育の実践のすばらしさがございます。県内でも有数の道德教育を推進している学校というふうに評価も受けております。ですので、そういった背景で人権教育の指定校になっております。本田小学校が、昨年度そういった形で発表してくれました。それを市内の学校の先生方はもちろん、県内の学校の先生方も見てくれています。

ですので、そういう学校を参考に、市内の学校では進めていこうということで今取り組んでいます。大きな戸惑いはございません。ただ、教科書を使うようになったなという違った認識はもちろん出てきていますが、その程度で終わっているところが現状でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ちょっと私も知りませんで、本田小学校が道德教育を前から進めてこられたと。一度拝見させていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

では、3つ目です。

A I（人工知能）のことについてお聞きしたいと思うんですけども、この人工知能に取ってかわる職業は何というのが最近話題になってきていますけれども、そもそも人工知能が得意とする分野というのは計算ですよ。あと、ビッグデータ。とにかくすごい情報を整理するという、この部分では、もう人間はとてまかないませんけれども、苦手な部分もあると思います。それは文章を読み書く力、読解力とか、想像力、善悪、常識、これは人工知能ではできない分野ですね。そうすると、これからの教育というのは、人間にしかできない仕事につくために必要とされる能力を子供たちにつけるという部分が非常に大事な視点だと思うんですね。A Iに取ってかわられる職業は必ずありますけれども、でも、今言ったように、人工知能ではできない部分、読解力、想像力、善悪、常識の判断等ですね。いわゆるリテラシーとかいいますけれども、この部分がよりこれから教育の現場では必要になってきます。

今、子供たちはA I 機器になれ親しんで、これがないとという部分もありますけれども、この趨勢というのは、逆に人工知能（A I）に取ってかわられる分野の能力を身につけるようにも見えてしまうんですね。そういう意味で、今後の子供たちに、この人工知能に対応する義務教育でのどのような能力が必要になるかという部分では、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） A I ということでお話を受けておりますが、今、A I と I C T が若干

混在しているような印象も私は受けております。

AIというのは人工知能であり、ICTというのはコンピューターを駆使した、そういったもののところがありますので、やっぱりそれがIoTであるとか、そういうものに発展するもので若干違うところがあると思いますが、言ってみえる御趣旨を理解してお話をさせていただきます。

今言われるように、AIが人間にかわって行っていくだろうと思われる部分はたくさんあると思っております。例えば、自動運転というのは今たくさん言われています。これこそまさにAIです。自動運転がどんどん進めば、例えばバスとかタクシーとかいったものが、AIが搭載されれば運転手さんは要らなくなりますというのはよく言われます。身近なところでは、駅の改札口がそうですね。私たちが子供のころはカチカチと切ってもらいましたが、今はぱちっとな通すだけです。このあたりが随分変わってきたところだと思います。ただ、余り悲観的なことばかりを子供たちに言ってもいけないし、現実を見る目も大事だというふうに思っています。

そういう中で生きていく子供たちを育てていくときにはどうしたらいいかということで、文科省もそれは随分前から検討しております。この結果が、先ほどお見せした学習指導要領に反映されておるわけですが、ここにきょう資料でお持ちしましたが、これは文科省のホームページに出ておりますが、これは平成28年の段階でまとめて、国はこんな考え方でいるというのを示しております。この内容が、まさに議員御指摘のどんな力なのかということがございますので、その説明をさせていただきます。

これから求められる能力は、3つあると言われております。

1つ目は、知識、技能。これは従来からありますが、生きて働く知識、技能、こういう考え方になってきています。単なる知識、単なる技能ではなく、生きて働く知識や技能、これが必要だというのが1つ目です。

2点目が、思考力、判断力、表現力。未知の状況にも対応できるということを考えると、この思考力、判断力、表現力も大切な力だと思います。

3つ目が、学びに向かう力、人間性といったものが必要な能力の3点目に出ております。学びを人生や社会に生かそうとする力そのものだというふうに捉えております。これらの力を、毎日の教科の授業やさまざまな活動を通して身につけていく教育を私たちは考えていかなきゃいけないと思っております。

瑞穂市では、このような力をつけていくために、例えば昨年度から中学校で電子黒板を導入して授業で使っております。子供たちは、授業中の発表する場面でも電子黒板を活用するとか、効果的な活用法を考えて意見を述べるといった姿が見られます。また、表現力を支えるために必要な語彙力というのを考えるわけですが、その語彙力を高めるために読書は不可欠だと思っ

ております。ですので、読書のまちみずほというのも打ち出して、子供たちに一冊でも多くの本を読んでもらおうということを取り組んでおります。その1年目の成果としましては、本当に読書量は格段にふえました。全く読まなかった中学生が、本当にたくさん読むようになってきています。ただ、読む冊数はふえました。これから大事なものは、その内容だと思っています。読書の内容、読書の質、こういったものを高めていきたいということを考えております。

学習指導要領に示されていることは、市の教育委員会としても本当に大切なものだということと思っていますし、私たちがそのことをきちっと理解して、市内の学校の先生方に理解をしていただけるような立場で説明、指導しなきゃいけないということを考えておりますし、それが責務であると私たちは感じております。

また、人間性を高めるということ先ほどの3つ目の力と言いましたが、私たちは、その一つとして挨拶というのをやっぱり考えて、挨拶のまち瑞穂というのを教育委員会で打ち出して、今進めているところでございます。こういったものも組織的に進めているおかげで、本当に市民の多くの方に子供たちにかかわっていただいております。

先日もありましたが、新聞の投稿欄に、市内の女性の方が、中学生の挨拶がよかったなというのを、例えば昨年11月5日の朝刊、ことしの5月29日の朝刊、続けて、別の方なんですけれども、中学生や小学生の挨拶のすばらしさにエネルギーをもらったとか、本当に純粋な気持ちで挨拶してくれたことに、本当に私たちはうれしいとかいうような表現で投稿されてみえる成果として出始めているなと思っています。

これからは、学校だけではなかなか今の3つの力は培うことはできないと考えております。このような力を保護者の方であるとか、地域の方にも力をおかりして今後は進めていきたい。市内の大人が総がかりで子供たちを育てていくようなまちづくりを私はお願いしたいと思っています。そのきっかけづくりとして、コミュニティ・スクールというものを今着々と進めておりますので、またその辺についても御理解いただけるとありがたいというふうに願っております。以上です。

#### [4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今、教育長の話の中で、確かにそうなんです。例えばICT、電子黒板で発表するのが、非常に早くというか、わかりやすく表現されるし、情報も見つけやすい。発表する。問題は、教育長がおっしゃったように、その深さです。発表するものの深さが大事。つまり、子供たちが考える、先ほど出ました考える力、議論する力、物事を深く考え理解する、そして述べる力、これがAIに取ってかわれない内容です。教育長が今お考えの部分を、教育の現場でより深まるように見守って指導していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

市長におかれては、あと1年の任期となりました。この3年間の市長職を振り返りまして、市長提案による、市長提案でできたこと、つまり私が、棚橋市長がなったから、自分になったからこれができたよという、これはどんなものがあるでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

3年間の市長職を振り返って、市長提案によってできたことは何かということですが、非常に市長提案ということだけに限定しますと、ちょっと難しい部分がございますので、なぜ難しいかというところをちょっとまず申し上げさせてもらいます。

私たちのまち、今から15年前に合併したわけですが、その中にありまして、本当に私の手前みそでもございますが、各部長全員が一生懸命やってくれたと思います。それと同時に、この合併してからの15年間、さまざまな問題が多々あることも気がつきました。そして、さらにそれ以前の巢南町、そして穂積町、この中に40年、50年、境界の問題、道路の問題、工業地域の問題、住宅の問題、さまざまな問題が置き去りにされたり、そして残っている部分、さまざまございました。まさに市長提案だけでは何もできない状態でございます。各部長の今までの巢南町時代、そして穂積町時代、そして合併してからの15年、ここで培われた能力、そしてあうん、こういったものが必要なことを感じた次第でございます。

ですから、まことに申しわけございませんが、市長提案に限ってということでお話しするのは難しかろうと思っておりますので、手前みそをしゃべっておるなあとんでもらっても結構でございますので、一応やってきたことだけ御紹介させていただきます。

まず一番最初、とにかく就任しまして、そのときはちょうど教育委員会、こちらがどのような組織体になっていくのか、大きく制度が変わろうとしました。恐らくこの中で古い議員の方々全員が覚えておられると思いますが、教育長さんに申しわけないですと。今まで4年の任期でございます。ちょうど4年になります。これからは任期が3年になります。それと同時に、教育大綱をつかって、それを目指して教育長部局、そして市長部局がやっていくという形になっていきます。申しわけないですが、ちょうど満4年になりますので、申しわけございませんが、ここで御退任をお願いできませんかといったことが私の仕事の最初かもしれません。正直申しまして、議会の方々から大反対を受けました。ほとんどの方々から大反対がございました。率直に、中に3名ほどは御賛成いただいた方もおられました。今、えっとおっしゃられましたので、申し上げておきますが、決して全員ではなかったかもしれません。ただ、正直申しまして、議長さんとじっくり話し合いまして、最後には教育長さんにかわっていただきまして、今の教育長さんに来てもらいました。

それともう一つ、県から来ていただく方、どんな方に来ていただくのか、はっきりと知事のほうに申し上げに行きました。私どもはまちをつくり変えたい、特に穂積駅をつくり変えたい、

それだけの人物を出してくれませんか。そうしたら、知事さん、ちょうどそこにあった割り箸の紙にこうって書かれました。瑞穂、土地開発したがっておるよと書かれました。その上で来てもらえた方が、この2年間頑張ってくれた方でございます。そのかわり、あなた方ももう一人人間を出してくださいという条件はございましたが、そんなところが私自身のこの3年間の始まりだったかもしれません。

それでは、申しわけございません、本当に手前みそだと思って聞いてください。

○4番（鳥居佳史君） 短くしてください。

○市長（棚橋敏明君） まだ時間ありますから。

○4番（鳥居佳史君） いや、僕まだほかに質問があります。

○市長（棚橋敏明君） わかりました。じゃあ、ちょっと誤解が生まれるといけないもので、最低限の時間だけ下さい。申しわけないですが。

それじゃあ、とにかくやってきたことだけ申し上げます。

高校生の医療費の無料化、そして全教室の空調化、それから、ばらばらにあちこち飛ぶことは許してください、時間が限られておりますので。

若年層への健診、受診勧奨、妊婦歯科健康診査事業、もとす薬剤師会やエーザイ株式会社との間で瑞穂市オレンジ連携協定を締結し、認知症に関する取り組み・予防などで安心していただける事業や、教育関係、再度申し上げますが、全教室の空調化、そして牛牧小学校の校舎増築、ICT教育推進のための電子黒板、こういったことをやってまいりました。

災害に強いまちづくりを進めるためには、生津小校区に消防団の分団庫をつくりました。それと同時に、第7分団を創設いたしました。そして別府水源地、これがコンクリートの古いもので耐震の能力がないということでございましたので、かなり多額に使わせていただきましたが、別府水源地、耐震能力のある配水池を新設させていただきました。そして消防署、そして防災行政無線デジタル化を推進しました。そういったところは、子局の増設ということでございます。道路に関しましては、国道21号線中原交差点から下牛牧交差点まで完全6車線ということをやってまいりました。そして、今現在補助をいただきながらやっていることとしましては、野田橋の歩道橋の新設を現在も行っております。

申しわけございませんが、この程度にちょっと絞らせてもらいます。どうかよろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私は、市長、あなたが、私が市長になったからやったことということで言ったんですけれども、最初の2つ、教育長と政策企画監の件、これ確かに市長人事ですね。大事なことは、なぜ教育長をかえたかという趣旨がなければ、あなたのかえた理由、あなたが

かえたという私の質問に対して答えていないんです。人をかえただけ、それは何ですかと。なぜかえたかと、そこにあなたの市長としての政治姿勢が聞かれるわけです。

そのほか言うていただきましたけど、これは基本的に行政方が着々と進めてきたことが実行されたという私は認識です。そして、一番最初の答弁で、市長は、市長の提案はなかなか難しいんだと、市長提案で実行するのは難しいとおっしゃいました。いや、おっしゃいました。その理由は、なかなか今までのやってみて初めてわかったことはいろいろあるというようなことでおっしゃいました。ところが、市長自身は議員職を何年かやってみえる中で、行政のそういう難しさというのはわかっておられる中で市長を受けたということで、民間からぼつりと市長になったわけではないので、そういう言いわけじみたことは聞きたくなかったですけれども、さて、じゃあ残り1年わずかですけれども、やってみたいことはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、ごめんなさい、答弁は求められてはおりませんが、難しいなと思ったことは、正直言って、何かのあれで、もし文章上残るんだったら訂正させていただきたいぐらい、そのようつもりで今申し上げたわけではございません。ただ、本当に部長連中が一生懸命やってくれて、いろんな課題を教えてくださいました。このことについてお礼も申し上げたいから、そのことを例に出しただけでございまして、市長提案だけで何もかもやっていくのは難しいというふうで答えたつもりもございませんし、発言はしておりません。そういう意味ではございませんので、私の説明が悪かったと思います。その点、訂正と同時に謝らせていただきます。

それで、その次ですね。これからの1年間でございますが、まずやっていきたいのは、中山道大月多目的広場、これは仮称でございますが、この整備に向けまして、市民ワークショップにおいて、魅力ある公園とするための意見交換を進めていただきたいと考えております。それに基づき、進めていきたいと思っております。

J R穂積駅拠点化事業につきましては、構想にあるロードマップに基づき、第1のステージとして、幅広い人々に駅周辺が変わるよ、駅周辺でにぎわいのイベントが続いていると認知や理解をしていただいた。これに基づき、第2ステージに進めていきたいと思っております。

そして、防災活動拠点として、国交省、さまざまところからマーキングされております。この地域において、しっかりとした防災活動拠点及びその周辺の整備に向けて、関係機関との間で調査・研究をしっかり進めていきたいと思っております。

そして、企業誘致として、このたびトラックコンテナのサイズが変わります。かさ高になります。道路の幅は変わりませんが、重量の大きいコンテナが利用されるようになってまいります。これは国際規格で変わってきます。これを何とか私たちの企業誘致に生かせないかと思っております。どうしてそんなかさ高が上がるのが簡単に企業誘致に結びつくのかと言われる



かもしれませんが、東海環状自動車道、そういったものの整備により、私どもの十七条、十八条、このところにオフィスの来ているのは、やはり昔でいいます乙仲業者、コンテナ業者、トランスポーター、そういったさまざまな会社が来ております。その中であって、より重い、より大きいコンテナに変更されることは大きなことだと思います。もちろんこれは運転手の不足ということも国際的にあるのかもしれませんが。そういったところから、企業誘致を再度しっかりと相手先を見定めながらやっていけないものかなあと考えております。

そして、水害対策としての遊水地事業、これを的確に進めないと、ますます住宅がふえていけば、当然住宅がふえた分だけ水害の危機は増します。そして、市民の皆様におきましては、今までの行政からの報告でなしに、本音トークができるようにタウンミーティングをやっていくつもりでございます。その中に、先ほど鳥居さんがおっしゃられました市民協働、こういった方々の募集及び紹介もできるんじゃないかなと考えております。

より健康が維持できるよう、予防医療、そういったところから健診は今よりさらに進めてまいります。これも、この中に加えさせていただきたいと思います。そのほか多々ございますが、最後に、瑞穂市の魅力を一人でも多くの方に知っていただけるよう、市の魅力発信、PR動画、PRポスター、こういった事業も引き続き行っていきたいと考えております。

時間のほうも落ち込んでおりますので、この程度で御紹介とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今のお話の中で、タウンミーティングですけれども、これはどういう内容で、どれぐらいの頻度でやるおつもりですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今回、この年度にやるのが初めてでございますので、本音トークまで何とか引っ張り出したいというところで、まずは各それぞれの場所から要望を出していただきます。どんなことで話し合いをしたらいいかという要望に基づき、それでやっていきます。それぞれの校区でまずはやっていきます。ですから、まず今現在考えておりますのは、それぞれの校区で各1回でございます。ただし、内容によっては、それからさらに深めていくこと、それと同時に、その同じ会場内で同じ時間の中でも、さらに深めて話し合いができればいいなあと考えております。最初から格好のいいこと、また本当に素晴らしいことができるかどうかわかりませんが、まずはやってみようと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 近隣では、タウンミーティングを市長が率先してやっている事例を私も

多く知っていますけれども、基本的に、自分はこういうことをやりたいんだということについて、市民の皆さんの意見を聞きたいという形でやっているのが多いです。

今回は初めてということで、言っちゃあ悪い、ノーガードというか、何でも市民の方は言ってくださいというスタイルでやられるというのは、まあ1回はいいかもわかりませんが、本当は市長の考え方を、こうやりたいんだというのを含めて、市民との対話でどうかというのがタウンミーティングの一つの大きな姿だと思いますので、その辺を心がけてタウンミーティングをやっていただきたいと思いますけれども、最後に、市長は立候補するときにこの公約を掲げておられます。コンパクトシティということと持続可能なまちという、頭にあります。コンパクトシティというのは、直訳すると「小さなまち」です。市長は、答弁の中で言うておられます。瑞穂市自体はコンパクトなんです。そうなんです。その後ろに、持続可能なまちづくりと書いてあります。この持続可能なというのは、市長はどういう意味で使っておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） バランスだと思います。人口、そしてエリア、そしてその中の構成するさまざまなバランスだと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） バランス。バランスと持続可能とどう関係あるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） あくまでも、歳入があつて歳出がございます。歳入歳出。税の問題、そして支出の問題、これは本当に基本でございます。これを答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） それは、歳入歳出がアンバランスになったら破綻しますからね。それとバランスという部分は結びつきませんが、あえて私は、持続可能なまちというのは大事だと思っています。私もそのとおりです。瑞穂市が、どんなことがあっても、震災、財政的に国が苦しくなったときも、瑞穂市が持続可能である、そのキーは、人なんです。そして、先ほど市民協働の中で部長がおっしゃっておられました。コミュニティなんです。人と人とのつながり、コミュニティが醸成されたまちは持続できるんです。その部分を一番市長として、私はまちづくりの根幹に持って行政、市政運営を続けていただきたいと、強い思いを持ってこのコンパクトシティ、コンパクトシティはもう一点、持続可能なまちづくりをいかにしたらいいかという、それは人です。先ほど言っているように。

ですから、市民協働安全課の役割が大きいと思っているんです。市民協働が頭に来ている、

安全課が後ろに来ている、市民協働が頭に来ている。これ、もう一度、つくられた御本人ですから、もう一度今言ったようなことを念頭に、あと1年ですけれども、人づくり、コミュニティをいかに醸成するかという部分に全力を尽くしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

続きまして、3番の北倉利治君の発言を許します。

北倉君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治です。

ただいま議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

その前に、本日は朝早くから傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

質問は2点でございます。

1つ目は、今までも何度も質問させていただいておりますが、高齢者の健康づくりということと瑞穂市高齢者生き生きプランに絡めながら質問をさせていただきますが、昨日、森議員から地域包括ケアシステムの質問がありまして、かなり重複するところがありますが、きのうはきのう、きょうはきょうということで質問させていただきます。

2つ目は、中山道の整備、これも瑞穂市都市計画マスタープランを絡めながら質問させていただきます。

これ以降は質問席に移ります。よろしく申し上げます。

私たちの瑞穂市は、市長がいつも言われるように、地方都市には珍しく、若者の人口の割合が多い状況であります。若者の住みやすいまちとして、市外から今後も人口が流れることは望ましいことでもあります。しかし、そのような方々が定住をしていただくために、将来の安心を保障することは大切なことだと感じます。

そこで、高齢者福祉に関して質問させていただきます。

先日、地域福祉高齢課より瑞穂市高齢者生き生きプランが提出されました。これによりますと、本年度より平成32年度にかけ、高齢者福祉のために諸事業が計画されていることがうかがわれております。大変好ましいことだと考えております。

一方、3月の定例議会において示されました平成29年度瑞穂市補正予算案に目を通しますと、3. 民生費、1. 社会福祉費の中、4. 老人福祉費の予算が2,715万8,000円という減額補正がされています。そのうち、50%以上は委託費の減額となっております。この数値だけを見ますと、老人福祉に関する外部委託事業を一部廃止もしくは縮小したのではないかという疑問が出てまいります。高齢者福祉事業を計画的に推し進めようという前年度に、このような減額補正が生じることに疑問が残ります。

まずは、この部門の減額補正の結果と具体的内容についての説明をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

ただいま北倉議員から御質問いただきました29年度の減額補正について、御説明をさせていただきます。

29年度の減額補正につきましては、委託料というところでございます。御質問のとおり、全体、老人福祉費の減額は2,715万円ほどでございます。うち、委託料が1,552万円というところになっております。この主な内訳でございますが、一つには、生活支援体制整備事業の委託料につきまして、協議体の活動及び生活支援コーディネーターの分を予算計上しておりましたが、各校区での進捗状況に応じまして、なかなか進まなかったというところで、この分で1,173万5,000円の減額をしたところでございます。

2つ目でございますが、これにつきましては、同じ委託料の中で、介護予防日常生活支援総合事業の事業費の減額でございます。特に通所型サービス事業というものがございまして、その中のA型と言われる基準緩和型のサービスのところでございますけれども、これはもともと地域包括支援センターのケアプランに基づいて事業実施を行うものでございますが、このアセスメントを行う段階でニーズが少なく、当初の利用見込みからの落ち込みが予想されたために、240万円の減額をしたところでございます。

主なものは以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 次に、平成30年度の予算に目を通しますと、民生費、社会福祉費の中、老人福祉費については11億7,360万9,000円の予算が計上され、前年比1.7%の増額があります。その増額に関して、民生費全体の増減率はプラス2.9%、その中で社会福祉費全体の増減がプラス2.2%と比較し、増減比率が低くなっていると思われまして、3年計画の高齢者生き生きプランが実現される今年度に、このような予算で計画が盛り込んだ諸事業を順調にスタートされることができのでしょうか。高齢者生き生きプランにおいて、新たにスタートされる事業と、その財源等について具体的な説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 平成30年度の予算につきましてでございますが、議員御質問のとおり、老人福祉費で11億7,360万9,000円となっておりますが、この予算につきましては、御指摘のとおり、基本的に昨年度策定いたしました高齢者生き生きプランの中に盛り込んだ事業を予算化するということになっております。

事業の内容として主眼となりますのは、地域包括ケアシステムの構築のための各事業、日常生活に関する総合事業、あるいは認知症施策、生活支援体制整備事業になりますが、これらの

整備・充実に重点を置くものであります。しかしながら、特に特段真新しい本当の新規の事業というのは、あえて上げていない状況でございます。

これにつきましては、当初予算の算定につきまして、財源といたしましては、介護保険のほうから、広域連合のほうからいただく交付金が主となります。したがって、前年度までの実績等を見ながら予算編成をいたしたところでございますので、実績にかなりかけ離れたところがあるものについては考慮して、予算を積算したところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） これまで福祉部としては、いろんなさまざまな高齢者の健康事業を行ってみえます。この前チラシに入っておりました一般介護予防事業、こういうのを見ますと、大変たくさん事業が行われております。ただ、この事業は本当に短期のものであって、1年間に何回やるかとか、週の何曜日に何回やるかとかいうような活動が主であると思います。本当に将来を見詰めて、何年も継続されるという事業には見えてきていないと思います。

そこで、今回生き生きプランの基本目的の健康づくり推進が重要施策に取り上げられたと思っております。健康志向になりつつある今の社会であります。個人個人が一生懸命頑張っても、なかなか継続するのは困難なことだと思います。

1カ月ぐらい前の新聞に記事がありまして、これ下呂市の事例なんです。下呂市でお年寄り自体が運動教室を運営していると、こういう記事であります。週に1回、15人のお年寄りが参加で教室を運営しています。会費を集めて、指導者に謝金と会場使用料を払う自主運営という形で運動されています。もちろんこれをスタートするためには、市民にすぐやりなさいと言ったところで難しいと思います。そのためには、費用はもちろん市のほうから出していただいて、それを推し進めていく間に、だんだん市からのお金は要らなくなるということになってくるんだと思います。

また、お金があるからといって、そのところにどんどん費用を納めていきますと、市民がお金欲しさでというか、そういう計算でやられる。でも、今、下呂の件をいいますと、最終的には自主運営になっていくということがあると思います。もちろん全て、手厚く市民のためでなく、市民の方が自分から参加して計画できるようなシステム、こういうものは正直言って他地区にもいっぱいあると思うんですが、全く瑞穂市ではそれが推し進められていないというのが、私2年間議員をやって、よくわかってきたところでもあります。

部長さん、かわられましたが、今後このような計画を推し進められるような計画はございませんか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 前段でお話のありました高齢者生き生きプランにつきましては、

地域包括ケアシステムについての理解、高齢者が住みなれた地域の中で、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援がつながりあって提供される仕組みというふうに考えておりました、これにつきましては、この当時、プランの策定をされた委員さん方の意見も取り入れまして、地域の自主性や主体性に基づいて、市民、関係機関、それぞれ連携・協力を得て、地域の特性に応じて、地域に応じてつくり上げていく必要があるというふうに記載をしたところでございます。

これにつきましては、特に市民の皆様、先ほど議員のほうからお話のありました皆様の主体性のほか、当然市との連携・協力が必要な部分として、やはり介護予防あるいは生活支援が上げられてくると思っております。これに伴う鍵となりますのが、やはり高齢者の社会参加ということにもなります。できるだけ高年齢に至るまで社会への参加、社会とのつながりを持ち続けることによって、健康寿命の延伸、また自立的な生活を目指すことができるというふうに考えております。

したがって、社会参加の機会ということについて、現にある地域での参加の機会へのつなぎというような形になりますが、例えば集いの場であるとか、健康教室といった気楽に集まれる場所づくりというような視点も必要かと思っております。昨日もお話のありましたサロンであるとか、くつろぎカフェであるとか、そういった場も一つであるというふうに考えております。

こうした中で、既存の地域の中でのどんな活動があるかということ、まずは我々も把握する必要があるというふうに考えております。ただ、財源も限られたところがありますので、もう少し検討や試行というのを、時間をいただきたいというところがございます。ただ現在、先ほど議員のお話のありましたチラシの中でというお話がありました。一般介護予防事業のことかと思いますが、この中では、既に既存の事業のほかに、自主的な通いの場というのも始まってきております。市内で8カ所、体操クラブというのが行われておりました、これは各地で皆様方が自主的に行ってきていただいたところでございます。

市としましては、こうした一般介護予防事業、市が基とするところのほかに、市民の方々のこうした自主的な動きというところも支援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。福祉部としては、そういうところに力を入れていきたいと言われることであります。

お金の面もありますが、どういうふうにしたらうまくやれるかというミッションなんです。ですから、市民にやりなさい、お金を出しますという状況ではなく、こういうふうにして、こういうふうにしたら、今後高齢者が自分らでやっていける。最終的には、やっぱり指導者がず

うっとおっても続かないんです。ですから、自分たちが集まってやっていける、その環境づくりというのまでは、僕は行政の仕事だと思っていますし、それが確立できると、非常に福祉部の仕事は楽になるんじゃないかなと思っています。

包括ケアも入ってきますし、市民全体がコミュニケーションをとれる場所もできます。そこへもって行って介護予防も減り、それから、もちろん今なぜこれをやるかという、最終的には医療費削減というところ、湯水のように、今後高齢者がふえて、どんどん使われていく。この状況をどうしてとめられるかということになると、高齢者の健康づくりしかないのかなと思っています。市長は、いろんな健診だということを言われますが、僕は健康づくりだと。自分の体は自分で保つということが、瑞穂市もそうですし、僕は福祉部の仕事も楽になるんじゃないかなということで、このいきいきシステムを本当に3年間の間に構築していただいて、頑張ってくださいたいと。また私も、それを見ながら、同じような質問になるかもしれませんが、一般質問をさせていただきます。

少子・高齢化により、我が国だけでなく、世界全体の問題として注目されています。人口に占める割合がふえていく高齢者が、それぞれ無理をすることなく安心して生活していけることは、どの地域においても大切なこととなります。瑞穂市高齢者生き生きプランの策定に至った経過を振り返り、高齢者福祉に関するミッションを常に念頭に掲げ、この問題を真摯に取り組んでいただけることをお願いして、この質問を終了させていただきます。

続きまして、中山道整備についてでございます。

平成30年3月に出されました瑞穂市都市計画マスタープランの中、都市づくり目標3にも打ち出されています。1. 中山道美江寺宿等の特色ある歴史・文化資源を最大限に生かした、市民が誇りを持ち、多くの方が訪れたい都市づくりを進めますと記載されています。また、新しく商工農政観光課という部署も設けられました。このようなことから、歴史や観光に力を入れてもらえるものだと信じております。

私もそのような思いで、29年3月の一般質問で、中山道の道案内が不明確だということを行いました。何度も中山道を歩かれる方が特に間違えられる巣南中学校周辺のところであります。私は、そのときにわかりやすい道案内や消火栓ボックスへのPRなどを質問させていただきました。しかし、それから余り変化がないと思って見っていますが、何か進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 北倉議員の御質問にお答えいたします。

中山道について、場所によって、従来中山道の通っていた道筋と新しく整備された道路の交差点で散策者の方が道に迷われ、わかりづらい場所があるというお話だと思いますが、市では、少しでも正しいルートで歩いていただくために、交差点やその付近に順次案内標識を設置して

まいりました。特にわかりづらい場所として、議員がおっしゃいました巢南庁舎東から巢南中学校の体育館を西へ行くルート、また、揖斐川堤防に突き当たり、呂久へ渡るための鷺田橋を渡るルート、呂久の集落内に入り、馬淵家長屋門から小簾紅園までのルートがわかりにくい場所でありましたので、案内標識を設置いたしました。

また、過去からある古い標識は、県内の統一デザイン標識に取りかえをし、既存トイレへの案内標識等を含め、今年度に完成させる予定であります。案内標識の一部としまして、中山道沿線の信号交差点にはそれぞれその場所の地名が表示されていると思いますが、それらの標識を中山道もしくは史跡等の名称を取り入れたものに変更していくことも、県や警察などの関係機関により今後協議が進められる予定となっております。

中山道のルート案内については、市のホームページでも地図と上空から見た航空写真を掲載し、その道筋を紹介しておりますので、こちらも利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今のお答えの中に、道路に案内というところを聞きました。私も見ました。ただ、とても小さく、全く目につかないような状況です。これは県道とか、道路の管理者によって、なかなかできないものだと思いますが、非常に瑞穂市としては不親切だと思っています。本当にあの道をずうっと南へ、古橋のほうに行かれる人は何人も見えます。あそこのところで、本当に右へ行けば出ますし、その道が本当に見えるようにしていかないと、瑞穂市へわざわざ来ていただいたのに、何でこんな道を行かなならんのか、どんだけ間違えて行かなならんのかというところを、せっかく来てもらったのに、瑞穂市を悪く思われるというのは逆効果だと思っていますし、今後も中山道を歩かれる方は非常に多く見えると思うんです。

そこで、私としてちょっと提案なんですけど、1回歩かれる方に質問をされて、飲食店がこの辺ないんやないのという話だったんです。もちろん中山道沿いには、本当に美江寺にあるウナギ屋さんぐらいしかないんです。でも、その近辺には、私らもよく使う飲食店もありますが、ちょっと離れたところには店があるんです。食事もできますし、喫茶店も行けます。そういうところを、私はせっかく商工農政観光課ということで、お店の方とタイアップしていただいて、店の看板と中山道の地図というのを大きく張り出したら、非常にお店の方ともウイン・ウインにやれると思いますし、その店のコマーシャルにもなるし、瑞穂市もコマーシャルになるんじゃないかと思って、そういう看板、地図看板に広告を載せたのを、本当に見にくいところに、瑞穂市の土地にかけてもらえたらどうかなという提案をさせていただきますが、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。



○都市整備部長（鹿野政和君） 地域の飲食店とのコラボレーションした看板設置についての御提案でございますが、一部の方の固有の利益につながるのではないかというふうに思っております。

そういった意味で、瑞穂市が今年度、散策マップの内容を構成する作業をいたします。この中でも、中山道がわかりやすいような道案内表示を行いたいというふうに考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 散策マップということで大変ありがたいんですが、その散策マップというのは、本当に道を歩かれる方全員にそれが通達できるのかということと、先ほどホームページに出しておりますということも言われましたが、本当に歩く人への親切さがそこにあるのかということは、僕は本当に違うと思っています。

ですから、広告塔と地図は違うだろうと言われることはわからんこともないんですが、本当にホスピタリティーのないまちになっちゃうんじゃないかなと。せっかく見えた方を、今言われた地図とか、ホームページというのは、僕ももっと違うような気がするので、できれば、そういう違った考えをしていただけんかと思うんですが、済みません、ちょっともう一度お願いしたいです。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 個別のお店とのコラボレーションという点でも、先ほど答弁したとおりでございます。

道がわかりにくいということでございましたら、今、巢南中学校のちょうど西側というお話がありましたが、ちょうど西部複合センターの前には中山道が通っていた道筋を、中山道の宿を紹介したようなモニュメントも立っておるわけなんですけど、そういうあたりではっきり中山道の道筋を通れるような案内もできないかなということは今思いましたので、今後検討してまいります。

〔3 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3 番（北倉利治君） 今までやってあることが確かであると思いますけど、確かでないから道を迷うということでもありますので、早急に、そんなにお金がかかることじゃないかなと自分では思いますので、早目にその辺を対処していただきたいと思っております。

先ほども言いましたように、商工農政観光課というのが新設されております。今、中山道のことと言いましたので、一度議員もそうですし、行政もそうなんですけど、生津から呂久まで歩いても5キロか6キロ、それを一緒に歩いていけないかなあということを一応提案するんですが、三人寄れば文殊の知恵と言われます。何人かがその中山道を歩いたことによって、どんな

問題点があるんだと。その問題点にどのようにしたら解決策があるんだと。それを一人一人ではだめなので、交通渋滞にならんような程度で、皆さんで一度歩いていていただきたいなあと思っております。

私、4月の大津の研修へ行きました。その研修は観光でありました。観光は地域を元気にできるか。観光資源は至るところに眠っているというのがセミナーの内容でありました。きのうの質問の中に、ハリヨというものも出てきました。瑞穂市には瑞穂市の花、アジサイというのがあります。今ちょうどきれいに咲いているところです。他の地域では、アジサイ祭りといって、そのアジサイをカバーしたいろんなイベントを行ってみえます。ですから、皆さん考えれば、中山道と柿だけじゃないと。だから、もっと眠っているものがあるということで、それを皆さんで考えながら行ってきたい、いければいいかなと思っております。

そのセミナーの中では、まちづくりというのは行政に任せるのではなく、一人一人がこの指とまれ、この指にとまって一緒に考えていこうじゃないかというのがまちづくりの大事なことだと。行政にこれをやらせ、あれをやらせじゃないです。やっぱり自分たち一人一人がいろいろ集めて、この指とまれと言いながら皆さんを引き連れて、このまちづくりをしていくのが一番いいことだということをセミナーで聞いてまいりました。私たちも言いますが、先ほども言いましたように、自分たちの力を使って、瑞穂市の観光のために頑張っていきたいと思っております。

先ほども言いましたが、最初の質問で森議員とかぶったところがございます、少しはしょりまして、ちょっと早い時間になりましたが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番の北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時45分から再開をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5番 小川理君の発言を許します。

小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

一般質問、通告に従いまして質問を行わせていただきたいと思います。

質問項目は4つでございます。

1つはバリアフリーについて、2つ目は子供支援、3番目は小規模企業振興について、4番目、生活保護行政についてでございます。

以下は、質問席から質問させていただきます。

1つ目、バリアフリーについてお聞きをします。

昨年12月の議会で、穂積庁舎と総合センターの入り口の段差解消について、私の一般質問に対する福祉部長、当時でございますが、答弁がございました。その後の進捗状況についてどのようなになっているのか、お尋ねをします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月議会において、穂積庁舎正面玄関や総合センター入り口の段差の解消について質問をいただき、早急に段差を解消していきたいと回答させていただきましたが、施設利用者の御不便を早急に解消するため、できるだけ早い対応をさせていただきたいということで行いました。

まず、庁舎正面玄関についてですが、庁舎と駐車場のアスファルトとの間にあるすき間を新たなアスファルトにより埋め、また段差を解消しました。また、庁舎の東側から総合センター方向へ張ってあります点字ブロックにも、庁舎との間にすき間がありました。これについては、インターロッキングの下に砂を入れて、高さを調整することにより段差を解消しました。また、総合センターにおいても、施設とインターロッキングとの間に段差が生じていましたので、高さ調整工事を行い、段差をなくしたところであります。

公共施設においては、誰もが安心して利用できるバリアフリーであるのが理想的でございますが、施設の老朽化の状況もありますので、利用状況の推移や耐用年数等を鑑み、過大な投資とならないよう配慮をしながら修繕を行ってまいりますので、どうか御理解を願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお尋ねをしたいと思います。

市が主体で行う講演会や行事での手話通訳の配置について、その現状がどのようになっておるのか、また市としての今後の取り組み、考えについてはどうなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま小川議員から御質問いただきました手話通訳等々についてでございます。

現在、市主催の講演会あるいは行事等で、手話通訳の配置はできていないのが現状でございます。この手話に関する取り組みにつきましては、山口市、本巢市、北方町、そして私どもと

共同で手話教室を開催いたしまして、手話奉仕員の養成は図ってきております。

議員の御承知のとおり、県は、全国都道府県では21番目となります岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例、通称「手話言語条例」をこの4月1日から施行されました。それとともに、県も策定をされました第2期岐阜県障がい者総合支援プランの中で、障害福祉団体等が主催または共催する広域的な行事に手話通訳者または要約筆記者を派遣するとして、年間300件の実利用見込みを目標に予算を立てられたところでございます。

当市におきましては、この3月に皆様方にもお渡しをしたと思っておりますが、この瑞穂市障がい者総合支援プランを策定いたしまして、その中の55ページに、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣の実施を掲げておりますので、今後、手話教室の受講者や市内の手話サークル、あるいは聴覚障害者協会の方々の協力を得まして、できるところから順次行ってまいりたいと思っております。

また、来年の2月になりますが、一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会が主催する、第46回の耳の日フェスティバルという行事が総合センターで行われますので、これを機会といたしまして手話言語の普及に努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今答弁いただきましたけれども、昨年の12月の県議会ですね。今言われましたように、岐阜県手話言語の普及に関する条例が採択をされておりますし、県でもそういった取り組みが行われておるわけです。

瑞穂市でも、今そういった取り組みを進めていきたいという答弁でございましたけれども、私は、やっぱり市が行う講演会や行事におきましては、そういった手話通訳者を配置するということはさほど難しいことなのかなあというふうに思うわけです。ぜひことしからでも、ぜひすぐやっていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に2つ目の質問でございますが、子供支援についてお伺いをしたいというふうに思います。

ここに、ひとり親世帯保護者アンケートというものが出されております。これは概要版、これは報告書ということですが、このような報告書も作成をされておりますが、そこでお尋ねしたいというふうに思います。

市として、子供の貧困対策としてどのように取り組んでいかれるのか。また、その課題と目標についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずは遅くなりましたが、今ほどお示しのありましたひとり親世帯（家庭）保護者アンケートの調査の結果をお配りさせていただいたところであります。

このアンケートでは、居場所、学習支援、子ども食堂などについて聞いておりますが、その結果を重視するところであります。また、昨年末に公表されました全国ひとり親世帯等調査の結果や、子供の貧困対策に法律がありますので、それに関する大綱に掲げられている子供の貧困に関する指標の改善に向けた当面の重点施策を踏まえて、施策の構築に向けて取り組んでまいるところでございます。加えて、財政状況が厳しい中でございますので、最少の経費で最大の効果が出るよう、目標値を掲げて取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

今ほど申し上げましたひとり親アンケートの概要版について、少しお話をさせていただきますと、例えば経済状況などにつきましては、全国の調査で親の平均の就労の収入が200万円ほどというふうに言われております。年間でございます。12で割ると、約16万7,000円というふうになっておりますが、私どもの調査においても「10万円から15万円」あるいは「15万円から22万円」のところ、約60%ぐらいの方になっております。

また、そういった経済的な理由で困ったという経験がおありかということで、確かに「よくあった」「時々あった」という数もふえております。食費を切り詰めた、あるいは衣類を買うのをやめたといったような状況があるようでございます。

また、当然親さんでありますので、子供さんのことについても大変気にかけておられまして、健康状態についても何らかの4分の1ほど、25%ほどの方が「どちらかといえば健康である」と、結局大半の方が健康状態にあるということでございます。ただ、子供の食事の状況でいきますと、朝食で8割、夕食では7割少しの方が「毎日食べる」とお答えになっているわけで、若干2割の方、あるいは25%の方が、朝食・夕食を毎日しっかり食べていないのではないかなという結果も浮き彫りになってきております。

また、親さん等々に悩み事や何かはありますかというお話をしますと、やはり生活費のこと、子供のことが一番悩みでありますということでした。当然、支援する施策についても、子供の就学に係る費用についてが大変御心配をされているところであります。

市といたしましては、こうした結果を踏まえまして、今年度、アンケートの結果を受けて、ひとり親家庭における基本的な生活習慣や生活指導、あるいは学習習慣の定着等の学習支援を組み合わせて実施するようなことを基本とする。また、これに加えて、食事の提供等々もあれば、地域の実情に応じて実施できるような計画や体制づくりということを実施したいというふうに考えておられて、これについては、いろんな推進の計画を立てようというところで予算を計上しまして、3月議会でお認めをいただいているところでございます。

また、御承知のとおり、今年度は、県が子供の貧困実態調査及びひとり親家庭アンケートを

実施されるようでございますので、こちらのほうも参考にしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、貧困の、ひとり親家庭のこうしたアンケートのことについて答弁をしていただきました。

その中で、ことしは当初予算の中で学習支援とか、あるいは子供の居場所づくりということで、子ども食堂とか、こういった取り組みが広がっていくというふうに私も期待をしております。しかし、同時に、そういったことだけでは子供の貧困というのは解決していかない。今、答弁ございましたね、子供の教育費のこともある、親の経済的な問題もある。したがって、県ではこの貧困の実態調査を行うと同時に、昨年12月の県議会では、このような担当の部長の答弁もされております。子供の貧困対策に関係する4つの部と9つの課で構成する子供貧困対策会議を立ち上げると、こういうふうに県でも取り組みがされておるわけですね。

そういうことからいいますと、私、今、子ども食堂やら、学習支援というだけのことで足りない、もっと本格的に子供の貧困対策というものを考えていかなきゃならない。せっかくこういうアンケートをやられたわけですからね。

ぜひ、私そこでお尋ねしたいというふうに思います。

これは副市長にお尋ねしたいと思えますけれども、このような瑞穂市でも関係する部、または課、それぞれ担当課を、子供の貧困対策会議、これは仮称ということでよろしいですけれども、そういったものを立ち上げていくということが必要ではないかというふうに思いますが、ちょっと副市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、議員の御指摘のありました件については、この3月の県議会の定例会で、伊藤議員さんの一般質問に対しまして、鈴木子ども・女性局長が答弁されたものと理解をしております。

子供の貧困対策は、そうした法律の目的規定にもありますとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものでありますが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということも重要であるとされております。

その基本施策といたしまして、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つが上げられております。つまり、子供の貧困対策というのは、子供だけではなくて、その家庭、生まれ育った環境に対する支援が必要でありまして、それは早期発見・早期支援もさることながら、妊娠期、さらには妊娠前から切れ目のない支援として取り組んでいく必要があると考えております。これについては、今後、関係部署と市の体制整備も図ってまいり

たいというふうに考えております。

折しも、この平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律の中で、いろんな法律の改正があったんですが、母子保健法というものが改正されまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための母子健康包括支援センター、通称「子育て世代包括支援センター」というものが、29年4月からだったと思いますが、市町村の設置が努力義務とされたところでありまして。これを受けまして、こういったセンター等々をできるだけ早く設置いたしまして、これを起点・出発点といたしまして、順次体制の強化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、通告では副市長に御答弁をお願いしたいといたしました。これは意味があるんです。要するに、福祉部、健康福祉部だけの問題ではない。それは私言いたいんです。ですから、これは副市長の答弁ということで私は通告しておりますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。しておりますね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

今、続いて部長の後に答弁をしようかと思ったんですが、すぐ手を挙げられたので、機会をちょっと逃してしまいましたけれども、やはり子供さんが自分の力で本当に健やかに生涯を暮らしていただけるようにということは非常に大切なことでございますので、今言われたように、個々にはアンケートをとったりとか、いろんな施策を打ってきてはいますけれども、やはりそうしたものを踏まえて、総合的に子供さんの対策をきちっと考えていくという必要があるかと思っておりますので、それぞれの施策を進める中で、またそうした体制を整えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、これ貧困対策会議を立ち上げることが必要ではないかという提案をさせていただいておりますけれども、私、市役所に行きまして、相談に行きますと、例えば国民健康保険のなかなか払えないよという相談に行きますと、医療保険課ですわね。けれども、そこでその方が困っておられるのは、生活のこともある、健康のことも子供さんのこともある。こういうふうであるにもかかわらず、じゃあ、そういった問題はどこで解決していくのかといいますと、例えば医療保険課では健康保険のことだけ、こういうことになってしまうんですね。つまり、そういう弊害というのは縦割りということを言われた。例えば、生活保護を本来受けなきゃならんという状態にあるとしたら、これはやっぱり福祉生活課のほうで対応しなきゃ

やならない。しかし、医療保険課のほうでは、そこまではなかなかいかない。要するに、たらい回しになっていく。

私、そういうことでいいますと、市長が子供未来部というのをつくっていかれたいと、こういうふうなことを言うておられるわけですがけれども、そうであるならば、ワンストップで本当に対応していけるような体制をつくっていくことが、私、やっぱりこの問題を考えていくときに必要だというふうに思いますので、ぜひこれはそういった体制をとっていただくことを要望しておきたいというふうに思います。

次にお尋ねをしたいというふうに思います。

学校給食でございますけれども、この学校給食について、父母の皆さんからどのような評価を寄せていただいておりますのか、お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） それでは、学校給食は父母からどのような評価が寄せられているのかについてお答えさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、当市では、学校給食は、十八条地内にある瑞穂市給食センターというところで共同調理をしているんですね。毎日調理をいたしまして、温かくおいしい給食を全ての小・中学校、保育所、ほづみ幼稚園の児童・生徒に提供しているところでございます。

毎月、給食の献立に合った材料を決定する会議があります。そこには、各学校のPTAの方から、保護者の方が来ていただいて、一緒に決めているんです。そのときに、お子様の給食の感想についてよくお聞きするんですね。とても好評で、おいしいということで聞いております。例えば、嫌いな野菜や魚についても、給食のおかげで食べられるようになったとか、お母さん、きょうこういう給食があった、これ、おいしかったからおうちでつくってねという声だとか、そういうお話が出てくるんですね。大変うれしい感想で、栄養士とか、給食の皆さん、携わっている職員が勇気づけられるというところでございます。

こういう実態を述べさせてもらって、回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 学校給食について、次にお伺いしたいというふうに思います。

給食費の払えない滞納件数、または滞納世帯における経済状況、また子供の人数など、どのような特徴があるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 続きまして、給食費の滞納件数でございますが、平成21年度から平成29年度分までで、今、滞納者は67人となっています。この滞納されている方の経済状況でござ



ございますけれども、貧困家庭の方は少ないという状態です。ある程度の所得はあるということですね。どんな状態の家庭の方かということや学校等とか調べていきますと、住宅や車のローン、携帯電話等、私的な支払いを優先させているというような感じですね。それで給食費は後回しになっているという状況の方が多いいいことです。

また、昨今、学校には外国人国籍の方が見えます。私どもも一生懸命制度についてお話をするんですけども、制度理解のことで滞納になってしまうということとか、なかなか御夫婦間も難しい状況に今なっています。離婚をされて、どちらが払うのということでもめてしまって、払いにくなっている環境というのもございます。そういう方々が、今私どもは見えて多いなあというふうに感じております。

お子様の人数に関しましては、少子化というのもありまして、大体の家族が1人もしくは2人の方ということでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 先ほど、健康福祉部長のほうから説明いただきましたひとり親家庭のアンケートを見ますと、こういうふうで紹介をさせていただきたいというふうに思いますけれども、支援する政策について、必要・重要な施策について何を望むかと、こういうところが最後に載っております。概要でいくと、13ページでございますけれども、必要な重要な施策について、子供の就学に係る費用が軽減されること、これを望む方が実に71.1%、圧倒的に高くなっておるわけです。ですから、私はこういった父母のアンケートを踏まえまして、学校給食費の負担の軽減というのは、こうした市民の皆さんの声に応えるべき大切な一つだというふうに思います。

そこで、お尋ねしたいというふうに思います。

学校給食費の無料化は、本来国が行うことだというふうに考えますけれども、住民福祉の増進というのは、自治体本来の役割であるというふうに考えるところです。したがって、学校給食費の無料化あるいは負担の軽減について、どのような考えでおられるのか、お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 給食費の無料化でございますけれども、学校給食法第11条第2項におきまして、学校給食費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするということが規定されております。給食費は、年間約3億以上もありまして、健全な給食センターの運営の観点からも無償化は今のところ考えておりません。やっぱり保護者の方が払っていただけるようにということで、教育委員会としては、保護者の方にお話をさせていただいて、お母さん、お父さんも、やっぱり子供のために自分が頑張っている

うんだよということをお話させてください、納得していただくという努力も私どもの仕事だと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、このひとり親家庭の保護者アンケートを紹介しましたが、こういったアンケートが出されているにもかかわらず、こういったことに心を痛められないというのは、私はそれでいいのかというふうに思います。

学校給食費の負担は決して軽くありません。特に多子世帯においては、先ほど滞納されている方は1人、2人と言いましたが、2人世帯になったら、なかなかまたこれも大変なことになりますよね。ですから、学校給食の無料化が今すぐできない場合でも、多子世帯、兄弟が2人、3人おるところについては、そういった助成制度をつくって軽減を行うと、こういうことも行っているというふうに思いますね。ですから、これはぜひそのような考えはないということでは言われましたけれども、それは本当に冷たい話だと。これは市民の皆さんにとって納得できるのかということをお考えしますので、ぜひ検討を今後進めていただきたいと思いますというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

次に、3番目の質問項目でございますが、小規模企業振興についてお尋ねをいたします。

昨年制定されました中小・小規模企業振興条例を推進する上で、市の商工会と産業建設委員会との懇談が行われまして、私それに参加をさせていただきましたけれども、大変有意義だったというふうに思います。今後、さらに市として中小・小規模企業を支援しようという幅広い団体や機関との懇談を開催していくことが必要ではないかなと思うわけです。こうして市民の皆さんの知恵と力を総結集して、元気な中小・小規模企業をつくっていくと、このような基本姿勢というのが、そもそも小規模振興条例にとっても進めていく上で大切なことだというふうに思います。今後、そのような幅広い団体や機関との懇談を進めていかれる考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 小川議員の御質問にお答えいたします。

3月に行われました瑞穂市商工会と議会、産業建設委員会との意見交換会は、今までになかった取り組みであり、大変有意義であったというふうに私も思っております。

昨年制定しました瑞穂市中小企業振興条例の中では、市、それから事業者、商工会、それから市民の責務を規定しております。こういった意味で、今後の市内の中小企業者や新たな起業者の育成に関し、商工会の存在は大変大きなものであり、商工会の協力なくしては、実現はできないものと考えております。

市と商工会は、ふだんからの連絡を取り合って情報交換をしていきますが、瑞穂市民の代表

者であります議員の皆様方とも、意見交換会を今後も引き続き行っていただきたいというふうに考えております。また、中小・小規模企業を支援していく団体として市内の金融機関があると思いますが、こちら商工会と金融機関と市で懇談会をこの3月に行い、これを受けた瑞穂商工金融協議会の中で情報共有を行って、協議を進めてまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

積極的にこうした懇談会を開いていただきたい。もし、そういう申し出があるのなら受けていただきたいというふうに思います。

次に、住宅リフォームの助成制度についてお尋ねをします。

この制度は、市内の中小業者を直接支援し、さらに助成額に対する経済波及効果も大きいわけでございますけれども、この制度について、市としてどのような考えを持っておられるのか、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市におきましても、住宅リフォーム助成事業を平成23年11月から平成25年3月までの間、期間としては16カ月でもって、市民の皆さんが住宅リフォーム工事を市内の施工業者により実施した場合に、その経費の一部を助成することで、市内の多岐にわたる事業者の振興及び活性化を図ることを目的として実施いたしました。

しかしながら、特定の業者さんに受注件数だとか、工事費が集中したという結果もございまして、本事業の目的である市内の多くの住宅リフォーム関連事業者さんへ仕事が行き渡ったとは言いがたく、市内事業者さんの方全体への波及効果があったかというのは、いささか疑問が残る事業であったかというふうに思っております。

また、小規模企業の振興という、それとは違った観点から申し上げますと、その当時から、現在もございまして、木造住宅の耐震補強工事についても助成を行っておりますが、これは年に数件というような形で、本来は命にかかわるようなリフォームをぜひとも行っていただきたいわけなんです。先ほど冒頭申し上げました住宅リフォーム16カ月の件数を見ますと、220件の実績がございまして。これをいろいろ分析してみますと、少し経済的に余裕のある方が、これに手を挙げられたかなあというふうな分析もしております。

こういった意味で、その補助金の使い方についても、私ども一部疑問が残る事業であったというふうに感じておりますので、現在のところは、その住宅リフォームの助成制度について、また改めて実施するという考えは現在のところございません。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） それでは、次に店舗リニューアル助成制度についてもお聞きしたいというふうに思います。

これは、全国既に107の自治体で実施をされて、この2年間で倍にふえてきておると、こういうことが言われております。この助成制度は、経済の波及効果はもちろん、穂積駅等の中心地活性化についても期待できるのではないかというふうに思うんですけども、その制度についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 商店街の活性化については、商店のリニューアルの助成制度も効果はあると思いますが、現在市で考えておりますのは、瑞穂市商工会が行う創業支援事業や企業塾の開設など、ソフト事業に補助金を使用する方法が効果的であるというふうに考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、中小・小規模振興条例ができたことは大変いいことだなというふうに思いますけれども、これを本当に棚上げにしないということが大事ですし、私、この振興条例を進めていく上では、文字どおり商工会だけではなくて、中小企業を支援すると、こういう多くの人たちの中で、この地元の、瑞穂市内の中小企業の皆さんが本当に元気になるように、これを進めていくということが私は大事だと思いますので、きょう、いろいろ提案を、住宅リフォームのことも、また店舗リニューアル制度も提案をさせてもらいましたけれども、ぜひ検討は進めていただきたいなということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、4つ目でございますけれども、生活保護行政についてお伺いをします。

福祉生活課の窓口に行きますと、このような「生活保護の利用を考えている方へ」というしおりがございます。これは今までなかったものですが、新たにこういったしおりを窓口に掲げていただくことになったわけでございます。

そこで、お尋ねをしたいというふうに思うんですけども、このしおりを見ていただくと、まず気がつくことがございます。生活保護の利用を考えている方へ、まず御相談ください、ここはいいことですが、じゃあ、どこへ相談するのかというと、こういうふうになっているんですね。生活保護を利用するには、本人の意思で申請することが必要ですと、これはいいです。相談、申請窓口は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当ですと、こう書いてあります。せっかく福祉課の窓口へ行かして、こういった相談窓口はお住まいの地域の所管する福祉事務所の生活保護担当ですと、これは余りにも私、不親切ではないかなというふうに思います。最低、お近くの福祉事務所というのは一体どこなのか、あるいは電話番号が書かれていないので、これは書くべきであります。これは基本的なことではないかなというふ

うに思うんですね。ですから、これはまず改善をしていただく必要があるというふうに思いますので、お答えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま議員がおっしゃられました生活保護のしおりについては、3月議会での御質問をいただきまして、それに応えさせていただきまして、気軽に手にとっていただき、自由にお持ち帰りをいただけるよう、福祉生活課の窓口に備えつけたものでございます。もともとは市販のものではございます。

なるほど議員の御指摘はごもっともなことでございまして、しおりを私どもも確認いたしましたところ、余白の部分がございまして、そこに早速、私どもの表記をするようにさせていただきます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひそれは改善をしていただきたいと思いますというふうに思います。

あわせて、この生活保護のしおりについてお尋ねをしたいというふうに思います。

これを見ていただくと、おわかりだというふうに思うんですけれども、生活保護の前提条件として、資産の活用について述べております。この中で、資産を一切認めない、全て処分をしなければならぬような不適切な記述になっておるのは大変気がかりなところです。また、扶養義務についても、これは親族に相談することが何よりも必要、そのようなことを求めるような内容でありまして、扶養は保護の要件ではございません。ですから、これも市民の皆さんに誤解を与えるようなものではないかというふうに思いますので、これをどのように考えておられるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

こうした不適切な記述といいますのは、本来、生活保護を利用できる人を生活保護の制度から不当に遠ざけてしまうと、こういうことになっていくことは明らかだというふうに思います。ですから、このような不適切な記述、内容というものを改善していただくことが必要だと思いますが、どのようにお考えなのか、御答弁いただきたいと思います。

なお、小田原市というのがございまして、これは大変悪名高きことで有名になりました。生活保護をなめるなど、こういうジャンパー事件が起きまして、ここの小田原市では、これまで不適切だった保護のしおりが改善されております。この改善されたしおりといいますのは、市のホームページでも見ることができます。ぜひこれは簡単に見ることができますので、見ていただきたいというふうに思います。この不適切なしおりの内容が改善されておりますが、瑞穂市でもこのしおりを見直し、改善すべきではないかというふうに考えるわけでございますが、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員の御承知のとおり、生活保護法では、生活保護制度を運用するに当たりまして、国民がひとしく理解し、遵守しなければならない4つの基本原理が明記をされております。御指摘のあった資産の活用あるいは扶養義務というのは、国民の側にとって保護を受けるために守るべき最小限の要件を規定いたしました生活保護法の第4条に当たります保護の補足性の原理というところに該当するものかと思っております。

保護につきましては、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としておりまして、また、扶養義務等、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助については、この生活保護法による保護に優先して行わなければならないとされております。したがって、保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をしていただくことが先決でありまして、これは保護に要する経費が国民の税金で賄われているということもありまして、決して安易に保護が行われるものではないと考えております。

後段のしおりににつきましては、見直し・改善については現在市販のものを活用しておりますが、ほかのしおり、他のしおり、市販のしおり等々でも、わかりやすく、誤解を招かないようなものについて、まず当たっていろいろ見てみたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、質問させていただいたことのお答えをしていただけていないというふうに思います。ごらんいただいていますかね、このしおり、当然ね。この生活保護を受ける前提条件として、資産の活用、預貯金、土地、不動産、生命保険、自動車といった資産があれば、売却などの方法で活用する必要がありますと書いてあるんですよ。これを市民の方が読んだら、例えば資産の活用というのは、家を持っておったら、活用ですよ、売らないかんとなるんですね。生活をしている家であっても、これは売ってもらわないかんねと、こういうことを言っているのがしおりだということを言っているんですよ。

それから、扶養の義務のことについても、私、相談を受けますのは、相談に来られるんですよ、まず扶養親族に相談してくださいと、そういうことを言われる場合もあるんですよ。仮に、その人が生活保護を申請したいというふうに来られても、そこで生活保護から申請できずに、まず相談してくださいと、こういう話になる。これはあかんことだと思うんですね、違いますかね。

私が先ほど申し上げましたのは、扶養というのは保護の要件ではございませんので、優先するということはありますけれども、要件ではありません。しかし、実際にはそういった窓口の対応も行われているということをおもうわけですね。それは、こういったしおりでは市民に誤解

を与える。それから本来、生活保護を受けなきゃならん人たちが、これでは私は受けられんなと、こういうような誤解になってしまうということを申し上げているわけですね。

その点についてはどういうふうにご考慮されるかということをお聞きさせていただいておるわけですので、ちょっとお答えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 生活保護の業務につきましては、その法律はもちろんでございますが、施行令や施行規則、あるいは実施要領などで細かい手順や基準が定められておるところでございます。

こうした法令については、何と申しますか、体で言えば骨の部分に当たるところでありまして、これに肉をつけ、血を通わせるというのが、私どもが行う生活保護行政というふうに考えております。私の考えるイメージはそういうところでございますが、したがって、しおりについては、そういった表記がございますけれども、しっかりと説明をするようにというふうな形でケースワーカーは行っておると信じておるところでございます。もちろん市民に最も近いところで仕事をさせていただく我々職員の務めであるというふうにも考えております。したがって、しおりにも説明不足のところがあれば、当然それについては我々職員が補完して説明もしなければいけないというふうにも考えております。

したがって、先ほどの後段でも申し上げましたが、いろんなしおりについてはまだほかにもありますし、我々が手を加える部分もあるかと思っておりますので、加筆あるいは修正、あるいは新しいものに取りかえるといったようなことも考えまして、行っていきたいというふうに考えます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） なかなか答えていただいておりますがあと私は思うんですね。なかなかわからぬですかね、私の質問。ちょっと失礼な言い方ですけど。

これ、生活保護の制度というものですけれども、これ福祉生活課が出しておる文書、これがありますね。これはそうですわね。この中に、例えば資産の活用とは何かということが書いてあります。預貯金、生活に利用されていない土地・家屋があれば、活用していない土地があれば売却等、生活に充ててくださいと書いてあるんです。わざわざこういう説明をしておるんですね。恐らくこういう説明を市の職員はすると思えます。窓口に来られた人にはね。

ところが、先ほども私言いましたけど、これ、しおりではそんなふうには思えない、とても。さっき骨格やと言いましたけど、骨格どころか、活用して売れと言っておるわけやね。家を持っておいたら生活保護を受けられんのかと、こういう誤解を生む。こういうものになっておるので、これはいかがなものかということをお聞きしておるんです。

それから、扶養の問題でもそうです。そういったことをくどくど申し上げませんが、前提条件として、兄弟姉妹といった親族から援助を求めることは必要だと。じゃあ、援助を求めない人はどうなんやと。保護の前提条件から、もう外れてしまうんやなど、これを見たらそう思うんです。誤解を与えるというふうに私は思います。そういうことをぜひ改めていくことをお願いしたいということをおもうわけです。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、これはしおりではございませんが、保護の申請から決定まで、これは生活保護法によりますと、14日以内ということが法定期限で定められております。ところが、実際にこれが福祉事務所の現場で原則になっておるかということをお尋ねしたいというふうに思います。資産調査があるので、なかなか14日以内にできないと、こういうことをおっしゃいますけれども、しかし、そもそも御本人が申請に見えたときに、詳しいことまで聞かれるんですよ。通帳も出しなさい、現金はどれだけですかと、通帳まで調べられるんですよ、持ってきてなさいと、こういうふうですね。そういうことをやっておきながら、資産調査で日にちがかかると。また、こんなことが理由になって、14日以内にできないということになっては、私はおかしいというふうに思うんですね。もっと大変なことがあると思います。このことを現場で説明されておるのでしょうか。14日以内に行うということが生活保護で定められておりますと。そのたびに、申請については14日以内に行いますから、ただし、特別な場合ということがありますので、僕は説明するべきだと思いますけれども、恐らくそういう説明ではない。最初から1カ月かかりますという説明をされております。ですから、私は現場のことについて、私が体験したことを申し上げましたので、事実だというふうに思いますけれども、お伺ひしたいのは、申請から14日以内が法定期限になっておりますが、一現況はどのようになっておるかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、もしそれが、法定期限が守られていないということであれば、これは一体どういうことなのかということについてもお答えしていただきたいというふうに思うんですね。なぜかといいますと、御本人は、生活保護の申請に来られた場合に、どの方にとっても、大変生活のほうは逼迫している。大概は、あしたの生活もできんような人たちも来られるわけですね。十分に生活していけるお金があるのなら、多分来られないですよ。そういう人に対して、この福祉事務所が、一体いつになったらこの決定がおりののか、きちっとした説明を行うべきだと思います。それは、法令を遵守して、14日以内で答えますということが守られるのが当然だと私は思います。それがされないのは、相談に来られた人の人権、また一つの尊厳、これが守られていない、こういうことだと思いますけれども、いかがお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員の御質問にお答えをいたします。



保護の申請から決定までの期間につきましては、御指摘のとおり、生活保護法第24条第5項で、申請のあった日から14日以内にしなければならないと規定しております。後段では、ただし書きで、扶養義務者の資産及び収入状況の調査に日時を要する場合は30日まで延ばすことができるとしておりまして、これが14日、30日といったところの根拠になってくると思います。

当然、私ども扶養義務者の資産及び収入状況の調査については鋭意努力をしておりますが、この調査を郵送で行うために時間を要しているのも事実でございます。先ほど、その資産調査につきましては、先ほど補足性の原理云々というところでお話をさせていただきましたが、保護に優先させねばならないというところでもありますので、これをなしにするわけにはまいりません。逸脱することはできないというふうに考えております。

しかしながら、法の第9条では、必要即応の原則というのも規定しておりまして、これについては、先ほど少しお話をさせていただきましたが、生活保護の制度を機械的に運用するものではなくて、個々の要保護者の実情に即して有効適切な保護を行うという趣旨で設けられてもでございます。さらに生活保護法の第63条によれば、急迫の場合においては、資力があるにもかかわらず保護を受けたときには、保護に要した費用を速やかに返還しなければならないと規定しておりますので、急な場合については一旦保護をお出しするけれども、後でいろんな資力があるとわかった場合については、返還をいただくというようなことにもなっております。

したがいまして、議員の御質問も、場合によってはあり得ることではないかなというふうには考えておりますが、なお、保護の申請が、先ほどのお言葉の中では、尊厳をもって云々というところがありましたが、それについては、私ども、対応については日常しっかり丁寧に対応していきたいというふうに考えておりますし、課員にもその都度話をしておりますので、お答えとさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、質問通告でもきちっと質問しておるというふうに思いますけれども、14日以内に行われているというのは一体どれぐらいの割合になっていきますか、現状としてお答えしていただきたい。

答弁できませんか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま14日以内について、どれぐらいの数字かということにつきましては、現在お答えができませんので、その旨お伝えをいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は質問通告でも出しておりますので、決してそんなに難しいことでは

ないというふうに思うんですね。14日以内が法定期限になっておるけれども、現状はどうかと言っておるわけですので、ぜひ後ほどでもいいですので、お答えをしていただきたい。

これは、例えばホームレスの方で、あした本当に住むところがないという方に限っていいますと、恐らく14日になっておると思うんですけれども、それ以外は、福祉事務所の申請の現場では、もう最初から30日までかかりますと、こういうふうな説明をされておる。一遍ちょっと確認をしてください。そういうふうになっていないのかと。そうじゃないと、私、質問した意味がないですよ。14日以内が法定期限と言っておるわけですので、ぜひそこら辺は点検をしていただいて、改めていただきたいということを思いまして、現状については、また後でお聞きしたいということは思います。報告していただきたいとします。

最後でございますが、生活保護行政についてお尋ねしていきたいというふうに思います。

これは、憲法25条に基づく生存権に直結する大変大事な仕事をされているというふうに思います。健康で文化的な最低限の生活の保障は国民の権利であります。ところが、生活保護を受けるのは恥やと、あるいはスティグマと言われるんですけど、こういったことをなくすことが私は大変大事なことだというふうに思いますが、どのようにそこをお考えになっておるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、憲法第25条では、国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると規定をされておりまして、国民に健康で文化的な最低限の生活を保障することは国の義務とされたわけでございます。

そうしたわけで、そもそも生活保護法第1条の法の目的はもちろんのこと、同法第2条には、全て国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができると無差別平等がうたわれておりまして、法の趣旨からいっても、議員が御心配されるようなことがあってはならないというふうに考えております。

保護の受給に際しては、不信のまなざしにさらされたり、差別されることなく、社会とのつながりや生き生きと暮らしていけるということは重要なことと私どもも考えております。

また、生活保護の制度は、単に生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するというだけでなく、さらに積極的にそれらの皆様の自立の助長を図るということも目的とされているところでございます。

一旦生活保護が始まりますと、なかなか自立が難しい高齢の世帯やら、おけがをされた方々、病気の方々、あるいは障害の世帯もありますが、また厳しい社会、この経済情勢の中で、失業等によって生活困窮に至る世帯に関しては、生活保護の受給に至る前の段階における安定した就労を支援する生活困窮者支援制度というのが平成27年度からでき上がりました。

したがいまして、御指摘のようなマイナスイメージを改めて払拭していくことが一つの大切なことであるというふうに考えております。私どものところには、私は福祉事務所長も兼ねておりますので、いろいろな書類が回ってまいります。それについては、一枚一枚の紙の書類というのは大変軽いものでございますけれども、中身は大変重いものであるというふうに私も常々感じております。したがいまして、生活保護につきましては、今後とも国の動向をしっかりと見きわめて、適切に進めてまいります。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 私、生活保護の問題でいきますと、生活保護を受けることは恥やとか、スティグマをなくしていく上で大事なことがあるというふうに思うんですね。

一つは、生活保護の捕捉率、これは2割前後だと言われておるでしょう。ですから、こういう状況はやっぱり改めていかなきゃならんということを思います。それから、そもそも生活保護は、先ほども言われたように、憲法25条に基づく国民の健康で文化的な生活を保障するものでありますから、その上に立って、正しく生活保護というものを周知していくと。私、これをやっていかなきゃ、こういったものはなくしていけないということを思いますので、最後にこのことを申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。13時10分から再開をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時11分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、4項目にわたって質問をさせていただきます。

その1は、市長選に再出馬する意向はあるかないか。これは市長さんをお願いいたします。

それから、河川敷を市民が集う場にしたいとのある新聞記事からの事例を挙げて、どうしてお考えか深く問うというものでございます。これも市長さんをお願いしたいと。

それから、3番目は、小学校の運動会を午前中だけにしたらどうかという項目でございます。これは教育長さんをお願いいたします。

4番目に、AI時代に備えての職員教育についてお尋ねいたしますが、これは総務部長にお願いいたします。

以上、4点にわたりまして、質問席から改めて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1番目の質問でございますが、市長選に市長は再出馬する意向はあるのかないのか、この辺を含めまして忌憚のないお考えを聞かせていただきたいと思います。

市長は、当選以来、早くも3年超を経過し、残り期間は選挙までわずか10カ月、既に新人が立候補を公に表明しております。それらを考える中、市長選に継続して立候補、再出馬される意向があるのかないのか。今、今議会で明らかにされることを要望いたします。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、広瀬武雄議員さんの御質問に対してお答えを申し上げます。

平成30年度はまだ始まったばかりでございます。現在、事業計画、そして予算執行と非常に大切な時期でございます。行政に全力を注ぎたいと考えておりますので、本件につきましては、しかるべき時期が参りましたら申させていただきますと思っております。今現在は、しかるべき時期に申させていただくということで答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） およそ推測いたしておりましたとおりでございますが、しかるべく時期とおっしゃいますが、きのう、きょうの質問におきましても、市長は立候補をするときにいろいろな政策、あるいはマニフェスト等々を掲げて市政に携わっていただいております。しかしながら、その中の何項目かは、進行中のものもあれば、まだ結果が出ていないものもあります。そういう意味からすると、およそやめられないであろうという推測は、全市民が現在思っているところでございます。

なぜこういう質問をするかと申しますのは、先ほど申しましたように、市民が、片一方は公に立候補を表明されているのに、現在の市長はどうされるのであろうかという、そんなことは要らんことやと言われればそれまでですが、そういう有権者の心配がちまたに右往左往しているということから、その辺の市民を落ちつかせる意味も含め、市長のしかるべく時期というのはいつのことをおっしゃるのか、改めてお問い合わせさせていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 広瀬武雄議員さんは、元大手の金融関係におられた方です。6月という時期が、年度でビジネスをする、また年度で展開するという中であって、4月1日から翌年の3月31日まで、年度という解釈でいきましたら、この6月というのは非常に大切な時期でございます。まさにここでは一切先のことは考えずに、まず今現在のことを確実に、これからの30年度を考えることが非常に大切な時期だということは、広瀬武雄さん自身の今までの経歴から

してもわかっていただけるものと思っております。

その中にありまして、今、しかるべきと申し上げたことは、しっかりと足場が固まってからでございますので、そのように御理解くださいませ。よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 本人がそうおっしゃれば、幾ら質問しても意思表示は出てこない、こういうふうを考えざるを得ません。しかしながら、表明される時期については、一日も早く市民が待っております。いわゆる市長を待っているんじゃないくて、市長の表明を待っているということですね。だから、そういう意味も含めて、1期目とはいえ、1期目の感動を忘れずに2期目もやろうとしているんですというような言葉が、ひょっとしたらきょう答弁の中に出てくるかなあと、こういうふうに推測しておりましたが、現在進行中の行政に専念しているので、市長選については全く頭がないと。本当はあるでしょうけれどもないと、こういうことだと解釈せざるを得ません。

したがって、これ以上質問しても時間も無駄でございますので、9月の議会にはしかるべく時期という時期なのかもわかりませんが、9月議会でならはつきりするのではないかとということで、きょうはその前哨戦をやらせていただきましたので、よろしく願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、同じく市長さんにお尋ねいたします。

去る5月19日、岐阜新聞の再生プロジェクト清流日本、清流の国ぎふをつくろうというタイトルで、いわゆる地元の県議とともに新聞記者の質問に応じていただいております、その対談に御出席いただいている記事が写真つきで新聞に載っております。その中で、こういうふうにおっしゃっている部分につきましてお尋ねいたします。

すなわち瑞穂市には山がなく、自転車であらと移動しやすいことが特徴であると。長良川や揖斐川の輪中堤を生かして自転車道を整備して、また遊歩道もつくり、市民が川に親しみ、理解を深める場にするというまちづくりを考えていると。

もう少し言いますと、犀川河川敷のさい川さくら公園のように、洪水から市民を守っている遊水地があることを多くの市民にイベント開催等を通じて理解していただけるよう、ウォーターフロントプランを推し進めたいと、こういうふうな座談会の中で述べられておりますが、引き続き市長を担当されるであろうと推測しまして、この項目につきましての詳細についての持論を展開していただきたいと思っております。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 広瀬議員の御質問でございますが、河川、そして堤防ですね。それから高水敷、河川敷、ここが市民が集えてどういった意味合いがあるのかというところ。それと同

時に、市民の皆さんになかなか堤防の下におりてもらうことって少ないんですね。むしろもっと極端に申しましたら、高水敷ってどんどころだろうと。そして河川敷ってどういうところだろうと、なかなかこれが御理解がもらえない。

そんな中にありまして、なぜかといいましたら、やはり水辺におりていただくことというのは、もっと大事だなあと思う次第の中でこのことを考えました。名づけて、人が聞いたら聞きやすいようにというところで、ウォーターフロントという言葉にプランを入れさせてもらいまして、ウォーターフロントプランということで今考えております。その中身をちょっとお話しさせていただきます。

ちょっと話を続けてよろしいですか。

[「はい」の声あり]

○市長（棚橋敏明君） 瑞穂市には、長良川、揖斐川、根尾川を初め、大小18本の1級河川が流れております。それらの多くには堤が設置されており、堤は、治水上においては地域を守る重要な役割を持った構造物ですが、日常においては、高く積み上げられた土盛りとして見られております。そしてまた、地域を分割してしまっている状況にあります。

また、瑞穂市は、水害との歴史において、治水事業に多くの時、そして多くの費用を費やしてまいりました。そのつらい歴史によるものか、市内の多くを占める河川に近づき、親しむ市民の方は、意外と少ないと感じております。

一方、見方を変えれば、市内の多くを占める河川を何か別の用途に活用することで河川敷地を生かしながら親しめる空間にしていけば、他の地域にはまねのできないまちづくりが行える可能性があると考えております。

河川は市外からもつながっていることを考えると、同じように治水事業を進めてきたほかの輪中地域と連携し、市民が川に親しめる空間をつくっていくことで、スケールの大きい取り組みもできると考えております。

堤、その天端を利用した自転車道や遊歩道は、そのスケールを生かして実施していくことで、他市の観光地とともに連携し、四季を感じたり、新しい景色を見たり、新しい交流が生まれたり新たな仕組みをつくっていくことができます。また、PR動画にも取り上げましたマンガ、これも新たな観光資源として、自転車道や遊歩道と関連づけて生かすことも考えられます。

まずは河川敷地を使ったイベントを通じて河川や水に親んでもらうきっかけづくり、先月も犀川遊水地におきまして、先ほど広瀬議員さんからも御紹介いただきました「水と緑のマルシェ」をさい川さくら公園でとり行いました。もともとの遊水地の大きさが1.64倍になり、今、230万立米、簡単に申し上げますと、東京ドーム2個分が入る大きさでございます。このことにより、せんだっての国土交通省木曾川上流管理事務所の判断では、10月22日、23日の21号台風の被害は、以前と比較すれば10分の1に縮小できたんじゃないかと、そのようなことも木曾

川上流河川管理事務所が申しております。

こういったことによって瑞穂市が守られている、そういったところをもっともっと瑞穂の方々に知っていただきたい。ですから、そこでイベント等を行いながら、さらにサイクリングロード、そして遊歩道、これを充実させたいと考えております。

以上の説明でひとまずよろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そういうことではあります、隣の本巢市の根尾川筋漁業協同組合長であります鏗本議員は、本巢市にも瑞穂市と河川を生かした取り組みを一緒にやりたいと思うが、いずれはサイクリングロードにして実行に移せないか、いろいろと検討しているという発言があったようでございますけれども、瑞穂市長としては、本巢市と一緒に共同してやっていくことについてはどのようなお考えか、聞かせていただけないかと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ちょうどきょうの新聞にも出ていたと思いますが、大垣市を中心として西濃のツール・ド、要するに自転車のレースといいますか、今回2回目になるんですが、大垣の場合は。前は非常にレース的要素が強かったんですが、今回は観光地を回りながら、ゆっくりでもいいから西濃の2つの市、そしてそれぞれのまちも全部周回できるようにということで、約百三十数キロだったと思えます。こういったツール・ドを行いということも、最終的には本巢市さんともお話ししました。

されどもその手前として、本巢市さんと私たちのほうには根尾川、これが西濃環境の焼却場ですね。あそここのところで横山ダム、そして徳山ダムから来ている揖斐川と合流する。そこまでは根尾川が来ております。そんなところへ一緒になって堤防の天端の上を利用してできないかということで、向こうさんからも提言が来ております。

まさに私たちとしましたら非常にありがたいことですし、これから先々話し合っていけるんじゃないかなあと思っておりますが、ただ、堤防はそれだけの交通渋滞の本当に重点ポイントになるぐらい堤防の天端の利用者が多々ございますので、本巢市さんとさらにこれから話し合っていく中には、今、長良川の左岸側には災害用の道路がつくられております。これは高水敷につくられております。そういったことを根尾川、そして揖斐川、これもやはり左岸側が有利ではなかろうかなと思うものですから、そういったことも、これから中部地方整備局、国土交通省でございますが、こちらに提言していきたいと思っております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 次に、この対談の中で、本巢市のある議員が、森林や水環境保全の財源に充てようと県は12年に森林環境税を導入したと。国も24年度から徴収することを決めたと。まだどういふものに税金が使われるかは決まっていふが、山のない瑞穂市は、森林環境税を利用してまちづくりについてどういふお考えかどうかという発言がありましたが、これについては、その場で市長はお答えいただいいておりませんが、市長の考えをお聞かせいただいけんかと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 岐阜県に21の市がございふ。その中で山のない市が2つございふ。それは瑞穂市と羽島市でございふ。ただし、私たちのまちに山がないとは申しまして、今より合併以前のことでございふが、穂積町時代に、私たちは山をもっと大事にしなきゃいけなないんじゃないかというところ、根尾の村中、この中にブナ林、涵養林を私たちは買ひ求めました。最終的にはその形が旧3町共有林になつていふかどうか、行く末、今現在の姿を私はつきり覚えていふませんが、その当時、松野友町長が、山を大事にしなかつたら瑞穂の水は守れませんが、このよふなことを提言されました。その当時の議会は、まさに猛反対でございふ。なぜかといつたら、山の水がこんな随分下流になるこの瑞穂で必要だとは思わなかつたんです。

ところが、その涵養林、これはブナが中心になりますが、この腐葉土が水をしっかりとためてくれます。一種の腐葉土のダムができます。それによつて瑞穂市の水が守られていふ。それと同時に、そこから伏流水でおりにてきた水が、瑞穂でこれが井戸としてくみ上げられていふ。これがなかなか、その当時の松野友町長の言われたことが御理解が示されなかつたです。ただし、今でもこれは確実にあることだと思ひておりふ。

当然私たちは山を守つていふなきゃいけなない。また、根尾の森林、本巢の森林もしつかり見詰めていふなきゃいけなない。そんなここ近年の、特に犀川の水に対しては、私は何らかの上流のぐあいというのはあろうと思ひておりふ。

ここまですを答弁とさせていただいきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） いろいろる答弁いただきましたが、要は、瑞穂市には山がないけれども、森林環境税等の税金は取られていふので、その税金をうまく活用していふ手法もあるのではないかなあと、こういう考え方が一部にあると思ひるところでございまして、山のないまち瑞穂市が、山のありがたさをどのように考えるかという課題が本巢市の議員から問われたといふふうにごうておりふ。

瑞穂市も根尾に山を持つておりふが、そういう意味で下のほうに洪水が来るといけなないといふことで、瑞穂市として山を所有していふと、こういうことかなあとと思ひますので、今の森



林環境税も含めて、今後の活用の仕方を国と県と一緒に考えていただかざるを得ませんけれども、よろしく前向きな検討をお願いしたいと、このように思います。

先ほどの一番最初に申しました自転車道を整備し、長良川や揖斐川の輪中堤を生かし云々という話は、やはり美濃市あたりでは、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージと題しまして、自転車の国際ロードレースなどを大々的にされておられます。また、関市では、サイクル・ツーリングという名前で津保川沿いに銀輪が大勢出席しまして、盛大にそのツーリングを挙行しているという現実があります。

瑞穂市も、以前も私、若干申しましたが、瑞穂市サイクリング・ツーリング2018 in、例えば穂積とかという名前でやっていただくと、今、市長が言われたような構想はさらに深く浸透していくのではないかと思いますので、しかるべく部署に御指示をいただきまして、ぜひとも早目に実行していただくことを期待してこの質問は終了いたします。

次に、3番目の質問でございますが、これは学校教育にかかわる問題でございますので、教育長さんをお願いいたしますが、小学校の運動会を午前中だけにしたらどうかという提案型の質問でございます。

小学校の運動会は、毎年私も出席させていただいておりますが、やはり小学校は1年生から6年生までありまして、非常に年齢差が幅広いわけですね。中学生は3年間で、しかも成長真っ盛りの年齢でございますので、何ら心配はいたしておりませんが、小学校の小学生は、幼稚園から上がったばかりの1年生児童もおりますし、既に5年間小学校で過ごした5、6年の生徒もおります。年齢差が非常に幅が広い。

ところが実態は、学年別の種目を、いわゆるプログラムの中で構成されていると思いますが、一緒になってやっていくゲームもあるし、一緒になって進めていかざるを得ない部分もありますが、昨今の熱中症対策とか、あるいは午前中にも出ました貧困対策、いわゆる大変言い方が申しわけないんですが、共働きの親御さんあたりが非常にふえてきたと。授業時間も増加してきたと。それから教員の負担も増してきたという中で、働き方改革の一環として、教員はその負担を減らす必要がある等々の問題もこの背景にあると、このように考えるところであります。

一番心配いたしますのは、私も子供のころから運動会というと、両親に来てもらって一緒に昼御飯を食べて、楽しく過ごした記憶がいまだに脳裏に残っております。しかしながら、そういう人たちがばかりのところに行っておりますと、先ほど来申しましたように、一部の弱者の御家庭の子供さんたちはそれでいいのだろうか。どのように運動会の際に御飯を食べているのだろうかという心配を重ねる次第でございますが、そういう意味からすると、共働き家庭、あるいは父子家庭、そういう家庭にあっては、運動会の弁当をつくって子供に持たせて一緒に食べるということができないわけですね。特に小学校は土曜日の運動会ですが、土曜日あ

たり、あるいは日曜日だからこそ働かなければならない家庭が多いのではないかと、かように思うところであります。

したがいまして、もろもろのことを考えるならば、この際、すぐやれとは申しませんが、小学校の運動会は昼前と言うと12時までという感覚がありますが、1時までぐらいに終われる運動会をお考えいただくことについて、その辺のところを教育長より御答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 広瀬武雄議員の小学校の運動会を午前中にしてはどうかという提案型の御質問に対してお答えをいたします。

まずもって、小学校の運動会は、昨日もこれは話をさせてもらいましたが、特別活動という領域に入っております。学校行事の中の、いわゆる健康安全・体育的行事という分類の1つでございます。健康安全・体育的行事の中にはこのように記されております。ちょっと長いですが、心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感や涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこととされております。

言いかえれば運動会というのは、授業の1つとして、各学校において子供たちの実態を踏まえて、学習指導要領に示されている先ほどの内容について、競技する種目の決定や運営について考えております。そして、最終決定は校長の責任においてなされます。

昨年度まで市内の全ての小学校では、当日5時間の授業という形で運動会を実施しております。本年度も各学校から出されました学校の教育計画、これを見ますと、昨年度と同様に計画されておまして、半日開催の学校はない状態でございます。

ただ、今までの状況を御説明いたしますと、子供の負担を軽減するため取り組み時間を短くする。あるいは熱中症等の対応のため、子供の健康面への配慮で各学校ではいろいろ検討してまいりました。検討した中身は、種目そのものをなくす、演技種目もなくす、応援合戦を短縮する、当日の運営をさらに効率的に行う方法を工夫する、このようなことを行っております。

その結果、例えば5月に運動会を開催する市町も出てきております。瑞穂市は校長会等も一緒になって相談する中で9月開催ということで行っております。しかし、土曜日に行いますので、学校によってばらばらになってはいけなないので、保育所や幼稚園の開催日ともずらして計画的に位置づけております。

現在のところ、先ほどお弁当の話が出ましたが、このことについて少しお話をします。

午前中にしてはどうかという要望を受けた学校は、現在のところございません。また、お弁当については、御案内のとおり、全ての小学校において家族と食べることとなっております。当然、学校は配慮事項として事前に家族と食べることのできない児童を把握して対応しており

ます。結果、そういったことに該当する児童は全小学校でゼロでございます。また、弁当をなくしてはどうかという要望を受けた学校もございません。中には、子供の弁当だけ教室で食べてはどうかという話題が出た学校がありますが、それについても賛否は両論でございます。

今後は熱中症対策も含めて、先ほど議員が言われました貧困のことや、あるいは働き方改革、こういったことも含めて検討する部分はあるかと思っておりますので、校長会のほうへまた参考となるような形でお知らせをしたいというふうに思っております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

現状については、そういう要望はないとの御答弁でございました。

一、二例をここで新聞を参考にしまして若干発言させていただきますならば、この小学校の運動会を午前中にしたらどうかというのは、実を申しますと札幌市の小学校ですね。ここでやはりダンスの演技種目や玉入れなどの時間を2割縮めて、クラス対抗の選抜リレーの参加者も減らして総トータルで時間を短縮したと。その結果、教頭先生はどう言っているかという、教員たちも午後は休める。午前だけにしたのはよかった。札幌市の教育委員会によると、今年度は市内201校のうち82校が午前中のみの開催となった。午前だけは昨年度の3倍になったと。

近くでは愛知県安城市、ここでもやはりホームページ上で、共働きの夫婦、母子家庭、父子家庭などの負担に配慮し、弁当の必要のない午前中だけの運動会をお願いしますとの保護者の意見を公表していると。市内21校のうち9校が今春の運動会を午前中で切り上げたというような記事が載っておりました。保護者から弁当づくりや場所取りなど負担が大きいといった意見が寄せられているというものでございます。ただ、反対に運動会は非常に楽しい運動会だから、楽しみにしていた競技や種目が削られることを残念がる児童もいるのではないかという意見も聞き及ぶということのようでございます。

したがって、今、教育長がおっしゃいましたように、瑞穂市ではそのようなことは今ないとおっしゃいましたが、今御紹介したような父子家庭、母子家庭からの声は隠れているのではないかというふうに私は思います。

どのような形でもその教育委員会や学校現場がそういう声を吸い上げたかは別といたしまして、瑞穂市の各学校の現場も校長に現場を任せていただいておりますが、校長みずから今までどおりでいいんだという先入観にこだわらず、改革しないかんのやないかという考え方を持つならば、PTAとか、あるいは父兄の皆さんの代表者から素直な意見を聞き取って、そのような運動会に改めるのも一つの方法ではないかと。

先ほど言われましたように、やはり応援合戦あたりも年々派手になっております。中学校は応援合戦が派手であっても私はいいと思いますが、小学校は応援合戦は逆になくてもいいとい

うぐらいの感覚を持ち合わせておるところであります。

したがいまして、蛇足ですが、大変市長には申しわけないんですが、運動会に来られて御挨拶をいただくときもあります。それから県会議員も運動会に来て挨拶をしていただくときがあります。そういうのをやめていただくと。もう一切やめていただいて、挨拶は校長のみというような改革もしていただく必要があるのではないかと。どこかの時点で改革しないと、今までどおりで物は進んでいってしまうということでもあります。

したがいまして、入場行進を取りやめるとか、応援合戦をやめるとか、選抜リレーの選手を減らすとか、玉入れを短くするとか、さまざまな手法を校長に一度打診いただいて、一回、本当の本音のところを聞き取るように教育長から御指示いただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 非常に参考となる御意見、ありがとうございます。

どの学校も、今までどおりでよいという考えに立って翌年度の行事は計画しておりません。毎年反省を行い、課題は何であったかというのを明らかにしております。これだけは御理解いただければと思っております。どの学校におきましても、やはりそれは振り返り、改善していくことを常に念頭に置いてやっていることは事実でございます。

その中で、いろいろと御意見をいただきましたが、まず誰のために、何のためにこの行事をやるのかというのを、私も教員出身でございますが、教育者は考えるべきであろうというのを変えたくはございません。教育委員会からこうなさいということも実はできません。最終的には学校長の判断によって学校の教育計画は決めることができるようになっております。これは法律で守られております。ただ、それを逸脱するような状況がございましたら、教育委員会も指導事項として行わせていただきます。

しかしながら、昨今のいろいろな状況はございます。それについては考えていかなきゃいけないというふうに思っております。主役は子供であるということを私たちは忘れずに、運動会も、昨日いただいた卒業式等も含めて、学校の行事等については、見直していかなきゃいけない部分は御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

また、市内の小学校を見回していただきますとおわかりになると思いますが、例えば広瀬議員さんが言われる穂積小学校は796名、800名近くの学校でございます。片や中小学校さんは176名でございます。中小学校さんは人数が少ないから、いろいろな種目をやっても午前中に終わるかもしれませんが、いろいろ工夫して中小学校のよさを生かした運動会をやっておりますし、穂積小学校もそうなっております。同じように市内一律でということにもしなかった場合、学校の規模のことも含めて子供たちが主役になる場はどうなんだということを私たちは考えた場合、学校の裁量に任せる部分は大きく残すべきであろうというのが教育委員会の見

解でございますので、御理解いただければありがたいと私は思っております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ということは、学校運営は校長に任せてあるんで、よっぽどのことがない限り教育委員会からいろいろなアドバイスや指示はできかねる。あるいはちょっとニュアンスが違うかもわかりませんが、校長にその権限があるので、教育委員会としてはどうしようもないと、簡略に言うともそういうようなことかなあとも受け取れる節もありますが、さりとて、じゃあ見直しをするときに誰がそういうアドバイスをするのか。

例えば教育委員会に設けられております加藤悟先生とか、教育委員の方ですか。ああいう方々がそういうことを協議されるのか。その辺も含めて、すぐやれとは先ほど来申し上げておりますようにできないと思うんですね、学校の行事計画がありますので。だけれども、2年先、3年先に一度やってみると。どこかの学校で試験的にやってみて、それはよかったという先生の評判がよければ、それがまたそうなるし、主役は子供であるということからすると、子供たちも必ずしもそれでよかったと。今までのような運動会じゃなくて、短い運動会で本当によかったというような事態が発生するやもしれません。

したがって、何もやらないんじゃないくて、一度試行的にどこかの学校で試していただいたらどうかなあと、こういう提案も一度していただけたらありがたいと、かように思うところであります。

学校教育について我々議員がとやかく言う権限、そういうものはないといたしましても、やはり大勢の父兄が子供のためにと考えて運動会に応援に来ていただいている姿、そういうものを見るにつけ、今の意見とはまた反対的な考え方も湧いてくるわけではありますが、さりとて熱中症で次々に倒れる子供が発生したときには、やはり、ああ、やっておけばよかったなあと、もっと深く検討しておけばよかったなあと、今回の地震でブロック塀がかやって9歳の女の子が亡くなった。その結果、反省していても仕方がないわけでありまして、事が起きてからでは遅いということで、ぜひ防衛的に、試行的に一度試していただくということも一つの手法ではないかなあということを提案的な質問として提唱しておきますので、今後も御検討のほどよろしくお願ひしたいと、かように思うところであります。答弁は結構でございます。

時間も迫ってまいりましたので、次に移らせていただきます。

A I時代に備えての職員の教育について。

昨今はどの新聞にもA Iという言葉が、きのうの一般質問の議員の中でも、あるいはけさほどの質問の中でもA Iが出てまいりましたが、近年、急速にA I、すなわち人工知能の活用が広がり始めたということでございまして、地方自治体におきましても、サービスの高度化や業

務の効率化への取り組みが開始されようとしております。今後さまざまな分野での活用が進んでいくものと思われませんが、こうした中で自治体である我が瑞穂市は、A I時代の職員をどう育てていくべきかという考え方をお聞かせいただけるならばありがたいと。

ちょっと参考までに申し上げておきますが、昨年の秋にこんな新聞記事を見ました。メガバンク3行が相次いで業務量の削減について発表したと。経済界全体に大きな衝撃を持って受けとめられたと。

まず17年10月、みずほフィナンシャルグループが今後10年で1万9,000人分の業務量を削減するという検討がなされた。続きまして三菱東京UFJ銀行が9,500人、三井住友FGは4,000人相当の業務量を減らす方針であることが報じられております。これはICTによる業務の自動化やA Iの活用等による業務量を削減し、それに伴う余剰人員は別の部署に配置がえするという予定だそうでございます。

地方自治体におきましても、A Iを活用したサービスの高度化、あるいは業務を効率化しようとする取り組みが開始されており、今後、さまざまな分野における活用が急速に進むものと思われ。あるいはまた外部委託も可能であり、外部委託をされる業務もますます広がっていくのではないかと報じられております。

前後しましたが、A Iとは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及びその活用に関する技術のことでありまして、それぞれ異なる機能を持つ多様な技術の総称であると言われております。一言で言えば、データを自動的に分析し、その結果を活用する技術と言っても過言ではないと思います。

既にA I活用に向けて準備が進んでいる事例をちょっと紹介いたしますと、まず横浜市、ここはごみの分別方法について、以前からホームページやスマートフォン用アプリで情報提供してきたが、これに加えてA Iがチャット、いわゆる文字によるオンライン会話による質問に答える方式で情報提供の実証実験を開始しているとのこととあります。

また、大阪市におきましては、戸籍事務担当の職員が届け出等の受け付けを的確に短時間で行うことができるよう、A Iが支援する仕組み、構築を行っているとのこととあります。

また、つくば市では、業務を自動化する取り組みを開始しており、業務の自動化が行うのはRPA、すなわち業務自動化の技術のことをRPAと言うんだそうでございますが、このRPAは、人が細かく指示したとおりに業務を実行するため、同じ作業を反復して行う業務に向いておるそうでございます。

そういう二、三の事例を申し上げましたけれども、他の自治体でも既にA Iを導入して行政の効率化、事務の効率化を図っているとのこととございますので、担当部長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬議員の御質問にお答えします。

A I（人工知能）につきましては、昨今、民間企業でも取り入れられている状況を耳にしておりますが、自治体においては、A Iを利用して業務改善を行っている、サービス向上を図っているという事例は、議員が今事例を挙げていただきましたが、実験実例ということで少し行われております。

また、労働生産人口の減少が叫ばれている昨今、10年後から20年後において、日本の労働人口の約49%がついている職業において、さまざまな分野や、あるいは職種で人間からA Iへ置きかわっていくことが可能と考えられております。A Iの活用が働き手不足を補う一方で、多くの人々の雇用を奪うことが懸念されています。

A Iは、議員のお話のありましたように、大量のデータを複雑な条件で瞬時に判断（算出）するところに特徴がございます。職員が何人かで何日間もかけて行っていた審査業務が瞬時にできるというようなメリットが想定されております。医療や介護といった人と人との触れ合いや思いやりを求められる仕事や、想像力を要する仕事は容易にはA Iに奪われないことと思われませんが、今から安心して豊かな社会をつくるため、A Iの有効活用やA Iを担う人材養成が求められております。つまり、今後の職員に求められる能力としましては、このような仕組みを理解し、自治体業務に取り入れていけるような柔軟な発想を持った職員の育成が必要不可欠と考えております。

市役所はまだまだこの分野は研究不足、あるいは研修不足ということでございますが、A I関連の研修があれば、積極的に参加して情報収集に努めてまいりたいと思います。議員におかれましては、先進的な取り組み事例がまたどこかの研修会、大津研修やら、いろんな研修を議員さんも参画していただいておりますが、またそういった情報がありましたら御提案いただくと助かります。どうかよろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

まだまだA Iは先ほど申しましたように、一部民間では先行して行っておりますが、行政も行っていておるところはあるものの、まだまだ数が少ない。これからだと思います。それにはどうするかというと、やはり職員の育成、職員を育てることが肝心かなめな項目になろうかと思いますが、今部長が申しましたように、職員を育てていくということも少し入っておったかと思いますが、A Iの能力、知識を職員が身につけることは、今後の行政経営、いわゆる行政も経営なんですね。行政経営にとって最重要課題の一つであるというふうに認識せざるを得ません。職員の育成はこれまでも一定の取り組みがなされてきたと思わ

れます。しかし、A I を活用する時代を迎えつつある中で、一刻も早く新たなフェーズでの育成に着手すべきだと考えます。

したがって、勉強しているとか、研修に行っているということも必要かも知れませんが、早くそういうものに手をかけて、行く者は行く、それから勉強する者はするというグループをつくって、特にこの関係は若い職員を活用して、次なる時代に備える必要があるのではないかと。

残念ながら瑞穂市は先進市町へ研修に行くという事例が、行政においても議員においても結構あるわけですが、逆に瑞穂市が先進市として研修に来られるケースはどのぐらいあるのかということを考えますと、やはり来られる側にならないといけないと。後からならどこでも誰でもできるんじゃないかというふうに考えるとところもありますので、A I 導入や外部化は、業務や組織を刷新して、自治体のパフォーマンスを高めるキーになるように、これを実現するための第一歩を進めていただくように特にお願いいたします。

その辺で、最後に市長さんのお考えもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに私たちの段階ですね。全国の791人の市長のところでもA I の研究、また勉強というところで、しきりと今、本当に研修を行い出したところがございます。ただし、今もこの場で申し上げましたとおり、今ここで始まったばかりでございますので、しっかりとコメントができるまでに至ってはおりませんが、本当に大切なことだと思っておりますので、必ずや前向きに前向きに、とにかく私自身が思いますのに、事前の一策は事後の百策に勝つという言葉があるとおりに、前もって前もってやっていきたいと思っておりますので、できる限り努力してみたいと思っております。どうかよろしく、これを答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ぜひともA I 導入の問題につきましては、おくれをとらずに、場合によっては広域で連携して研修を行っていかなければならないケースも考えられないこともないと思いますけれども、その辺、瑞穂市は何もかもおくれしていると言われぬように、ぜひA I はすばらしいぞと。瑞穂市がすばらしいぞと言われるような職員教育、職員育成に努めていただくことを期待しまして、私の質問は全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番 広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、15番 若園五朗君の発言を許します。

若園君。



○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。議員提案として4項目の一般質問を行います。

初めに地域包括ケアシステムについて、質問席より行います。

地域包括ケアシステムについて質問します。

ひとり暮らしの高齢者の方、高齢者の世帯、障害者のいる世帯が地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防生活が一体的に提供されるものが地域包括ケアシステムであります。

このシステムを構築する上で、県や市町が中心となって自主性、主体性に基づき、地域の特性においてつくり上げていくことが必要となります。今後さらに人口減少、少子・高齢化が全国的に認識される中で、本市においては人口増が続いております。このような状況で団塊の世代が75歳を迎え、社会保障費が最も増大すると言われております、いわゆる2025年問題がクローズアップされてきました。そこで、数年前より地域包括ケアシステムの構築ということが言われておりますが、瑞穂市での取り組みについて質問します。

地域包括ケアシステムとはどのようなもので、その目的は何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若園議員の御質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムの考えにつきましては、御質問の前段にあったように、2025年に75歳以上の人口がピークに達することへの対策の1つといたしまして、住みなれた地域で末永くすこやかに暮らしていただくための、広い意味で新しい地域づくりをしていくとの考え方であるというふうに捉えております。そしてその目指すところについては、ひとえに市民生活の質の向上というところになりますが、具体的には、住民一人一人のつながりの深まり、助け合いの広まり、そして健康寿命の延伸などによって続けられるものというふうに考えております。

ただし、議員も御承知のとおり、この考えのもととなるのは、また事業の財源となるものは介護保険の制度でございます。つまり言いかえれば、本市においては介護保険の制度をうまく利用しながら、人口減少、少子・高齢化のに向けた新しい地域づくりを進めていくということになります。

もちろん新しい地域づくりといいましても、一から新しいものをつくり上げるということではなく、既に地域にあります福祉の人材や資源、例えば民生委員さんであるとか、老人クラブの皆さんであるとか、赤十字奉仕団の皆さん、あるいは社会福祉法人、NPOなど、そういった方々を伴って地域の皆さんで地域の老後を考えていくということが、すなわちこのことであるというふうに考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） この中で、施策、事業として重点的に行うものはどのようなものであるか、お伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いて、御質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムに係る施策、事業につきましては、瑞穂市の第2次総合計画を初め、ことしの3月に策定いたしました瑞穂市高齢者生き生きプランや、当市も構成市町でありますもとす広域連合の介護保険事業計画にも搭載しておりますが、まずその大前提となるのが健康であることかと思えます。

ことし4月、これまでの福祉部が健康福祉部というふうになりました。これは今まで以上に健康を意識して福祉の施策を考えるということにもつながりまして、実際に私も健康福祉部長として、そのように諸施策を考えるようにしております。

さて、このような状況の中で、瑞穂市として重点的に考えていく施策、事業は主に3つでございます。

まず最初が介護予防でございまして、国の言葉で言えば介護予防・日常生活支援総合事業ということになります。地域ですこやかに暮らしていただくには、まず要介護にならないことが重要であるかと思えます。したがって、これは若年のうちから摂生、ケアが大切であると考えており、各種の健診を通じまして御自身の心身の状況を把握していただき、その上でさまざまな介護予防の教室等に参加いただきたいと思っております。

続いて2つ目につきましては、認知症の対策でございます。

国の試算によりますと、今後、2025年までに65歳以上の4人にお一人が認知症になるというふうにも言われております。

続きまして3つ目でございますが、特に力を入れておりますのが生活支援体制整備でございます。これは新しい地域づくりの切り札と言うべきものというふうに私どもは考えておりまして、何とか皆様方の御理解を得て進めてまいりたいというふうに考えております。

一言で言いますれば、地域で、また校区において福祉に携わる人材を求め、それらの人々がお互いに連携をしながら高齢者や障害者など、支援を必要とする方々を自分たちのできる範囲で支えていっていただきたいというものでございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） それぞれの重点事業について、瑞穂市での取り組みはどのような状況であるかお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、お答えをいたします。

まず、初めに申し上げました介護予防の市内での取り組みでございますが、大きく分けまして介護予防・生活支援サービス事業というものと、一般介護予防事業の2つがあるかと思いません。

前者の介護予防・生活支援サービス事業につきましては、介護保険で言うところの要支援1、あるいは2の方などを対象に、地域で安心して生活していただけますように、運動機能の向上や栄養の改善などを目指すものでありまして、私どもの市においては、市内の民間の事業所等に委託をいたしまして、通いで事業を行っております。

また、後者の一般介護予防事業につきましては、これは65歳以上の方全てを対象といたしまして、簡単にできる筋力トレーニング等々を行うものでございます。

このほかに地域では市民主体の活動も始まっておりまして、当市においては十九条や下生津など、市内8地区の公民館などで行う健康体操、これも通いでございますが、に対して財政的な支援を行ってまいりました。

続いて、2番目の認知症の対策でございます。

皆様方のお近くにも認知症の方がおられるのではないかなあというふうに思います。もしお近くにおられないとしても、例えば私どもの市の防災無線で時折流れます行方不明の方で、特に高齢者の方の放送をお聞きになったことがおありかと存じます。実はあの放送のほとんどが高齢者でありまして、中でも認知症の方が多くお見えであります。

市では、こうした認知症の方を何とか少なくしていきたいというふうに考えておりまして、現在、社会福祉協議会の中にあります地域包括支援センターとともにさまざまな事業に取り組んでまいっているところでございます。

昨年度、特に認知症対策に関係する各種機関、団体の連携組織であります認知症になっても安心まちづくり協議会を包括支援センターのほうで立ち上げまして、地域の中でどんなことができるかを考えてまいりました。さらに、認知症になる手前と言うとあれでございますが、軽度の認知障害と呼ばれる状態を把握するための事業も行っております。

また、同時に認知症を正しく理解していただくための認知症サポーター養成講座も活発に開催しておりまして、せんだっての議会でもございましたが、実際に講座でもお話をいたしました。実際の講座を受講された小・中学生が、下校時に連携して認知症のお年寄りの人命を助けたといった事例もございました。

そうしたことのありました上で、ことしの3月には支援の方法などを記したガイドブックを広報に挟み込んで配付をいたしました。あるいは、これは本田地区や重里地区でございますが、地域の方とともに認知症の方々の集まる場としての認知症カフェも始めております。

それから3番目の生活支援体制整備でございますが、これにつきましては、るるお話をして

まいったところでございますが、穂積小校区、牛牧小校区で活動が始まりつつありますが、現状はどちらの校区も具体的に何か事業を起こしてやっていくというよりは、まずは地域の中での人材や各種資源の情報共有を図っていただいているという段階でございます。

また、他の校区におかれましては、昨年度までに一度、全校区に御説明に参りましたが、今後も各校区の皆さんと御相談をしながら進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 高齢化が進む瑞穂市ですが、今後、将来にわたる姿をどのように描いているのかお尋ねします。

もう一つですが、4月から新しく平塚健康福祉部長の福祉行政の取り組みを習ったばかりですけれども、人事異動をされて、今回のひとり暮らしの高齢者の方、あるいは高齢者世帯、障害者のいる世帯が、地域で人生の最後まで続けることができる地域支援活動をまだまだこれから進めていかなければならないと思いますが、今後、部長としてどのように進めていくのか、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いて、御質問にお答えいたします。

前段・後段があったかと思いますが、まず将来の瑞穂市の姿につきまして、瑞穂市はここしばらくは人口が増加するものの、やがて高齢者が急激に増加していくと思っております。高齢化率でいきますと20%台の中盤から後半になっていくものと思われまして、先ほども申し上げましたが、4人1人以上が65歳以上の高齢者になるという時代が、遠からず到来するものと思っております。

こうした中で、統計上は高齢化が進みましても、やはり住みなれた地域で健やかに暮らしていただくことが市としては一番の目標でありますし、願いでもあります。そのためには、健診などで自分の心身をケアしつつ、高齢者生き活きプランのタイトルどおり、地域で生き生きと自治会や老人クラブ、各種ボランティアなど、さまざまな活動に御参加をいただきまして、元気を保っていただくことが何よりかと存じております。

そうして個人個人の充実した暮らしのほか、一歩進んで支援の必要な方々を地域みんなでお互い同士が支え合い、コミュニティの深化を図っていくこと。特に地域の例えば団体の役員を経験してみえる方であるとか、あるいはこれから地域のために働いてみようという心を持ってみえる方の力を結集することが、これからの瑞穂市にとって一番必要であるというふうを考えております。

瑞穂市はここ数十年で大きく人口が増加をいたしました。その反面、コミュニティの意識が薄くなるなど、かつてあったような地域のきずなであるとか、助け合いの心が見えにくくなっ

てきているというふうに感じております。

昨日でありましたが、9・12水害のお話をされた方がありました。あれは災害のときだから特別であったのかもしれませんが、私は中学生でございましたが、地元では土のうをつくる人や炊き出しをする人、みんなで助け合って乗り切りました。また、水が引いた後は隣の墨俣町の方々を受け入れまして、民間の避難所のようなこともみんな地元ではやっておりました。要するにみんなの心の中には、そういった助け合いの心であるというか、いい心というのはきっとあるというふうに私どもは今も思っています。

したがいまして、これから迎える高齢社会においても、もう一度そういった地域の力というか、そういったものを取り戻して、ともに健やかに暮らしていける瑞穂市をつくりたいというふうに考えております。

これが生活支援体制整備事業の一つの形というか、先鞭でありまして、また地域包括システムの構築・強化の中で、その地域の実情に合ったことを考えていく、新しい地域をつくっていくということが、やっぱり最も力を入れておくことであるかと思えます。

ただし、今、こうやって私が申し上げておりますが、言うは易しで実際にはなかなか簡単にいくものではないというふうに私も覚悟はしております。

担当の地域福祉高齢課ができてから、既に3年がたちました。実は当時は説明会に参加しても、地域包括システムやと言ったら、何やね、コンピューターの何かのシステムを入れるんかねといったふうに通達されたこともございました。大変もどかしい気持ちになることもございましたが、決してめげてはおりません。とにかくさまざまな機会を捉えまして、職員が地域へ積極的に出向きまして、地域の皆さんとともに、その地域に合った将来の姿を考えていきたいと思うばかりでございます。

先日の少年の主張というものがございました。多くの子供たちが「私には夢があります」と言って語って見えました。ただ、夢を持っているのは子供たちばかりではございません。健康福祉部といたしましては、高齢者の方も、障害者の方も、支援を要する方みんなが、本当に私には夢があるというふうに語っていただけるような瑞穂市をつくらねばならないというふうに考えております。

私ども健康福祉部職員一同、一生懸命頑張ってまいりますので、どうかお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 地域での組織、例えば老人クラブ、自治会、ボランティア団体などの地域全体のコミュニティの創出及び充実を今後とも図りつつ、いつまでも元気に幸せに暮らせる地域包括ケアシステムの構築を図っていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ら

せていただきます。

瑞穂市 J R 穂積駅圏域拠点化構想のまちづくり計画の素案が公表されました。その具体的な内容としては、構想で掲げているビジョンの実現に向けた取り組み、交流、住居環境、駅周辺機能・にぎわい、交通、共通の 5 つの分野を基本としてまちづくりの道筋を明確にしていくため、12 の方向性に関係性を整理し、さらには穂積駅を中心としたアクセス環境の改善、穂積駅周辺の土地や施設、使い勝手の向上、「ヒト・モノ・コト」のつながりづくりという 3 つの視点により、やるべきことを明確化するプロセスを経て、まちづくりを展開する 12 のポイントが抽出されました。

その抽出された 12 のポイントをハードとソフトの両面から取り組みの展開を整理し、構造図の具体化を行い、まちづくりの進め方について基本となる 5 つの分野に再整理し、まちづくり計画の策定や推進に向けて、平成 30 年度以降の具体的な取り組みを示されたところでございますが、そこでお伺いしますが、このまちづくり計画とは、瑞穂市 J R 穂積駅圏域拠点化構想を進める上で、具体的にどのような位置づけにされているのかお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいまの議員御質問のまちづくり計画の位置づけについてお答えいたします。

平成 28 年度に策定いたしました J R 穂積駅圏域拠点化構想では、瑞穂市都市計画マスタープランに基づき、周辺市町も含めた圏域 15 万人の拠点化に向け、各種必要な取り組みやロードマップの整理を行ったところでございます。

その中で、拠点化構想の実現に向け、地域の関心を高め、関係者が具体的な行動を起こしていくためには、将来の絵姿や各種取り組み内容の進め方などを明確にし、情報の共有を図ることが必要であることが明らかとなりました。

このため、平成 29 年度よりハード・ソフトの両面から拠点化構想の詳細化と具体化を図り、将来の青写真をはっきりとさせ、ロードマップに示している平成 32 年度以降の中期計画において、ハード整備に必要な都市計画決定などを進める際の指南書となるべく、まちづくり計画の策定を進めているところでございます。

今回お示ししましたのは、その途中段階において素案として整理したものとなっております。以上でございます。

[15 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15 番（若園五朗君） 今回、示されたまちづくり計画の素案において、まちづくり計画の素案 3 案に絞られました。その 3 案それぞれに街区、街路、広場やロータリーなどの都市施設を初め、住宅用地ゾーン、商業ゾーン、フレキシブルゾーンなどの土地利用が示されております。

一番大きい違いとして、駅前広場の交通環境において、一般車とバス、タクシーのロータリーの配置を離すか近づけるかというところでもございました。

そこで、このまちづくり計画図の素案3案について、いつまでに1案に決められるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） お答えいたします。

この素案3案の絞り込みについてですけれども、このまちづくり計画（素案）で3案に絞り込まれました計画図案につきましては、これまで行ってきましたにぎやかしなどの取組結果や各機能の規模、配置の検証などの成果を踏まえ、今後の展開や相関を再整理し、今年度より県や公安委員会などの関係機関と協議を行うとともに、事業手法や事業区域の観点からも、事業の実現可能性について検証することとしております。

また、検証を進めるに当たりましては、学識経験者への意見照会、それから自治会関係者などへの周知を図りながら、遅くとも平成31年度中には計画の絞り込みを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） まちづくり計画の素案に示されているロードマップには、道路計画が中心となっておるわけでございますけれども、ハード事業計画の中に公共施設の整備計画、例えば市役所の建てかえ事業などの項目を盛り込んで、今後議論を深めていかなければいけないと私は思います。

今後の公共施設の設置場所や利用方法についても、まちづくり計画の1項目を検討項目と入れて、効率的な有効的な施設運営ができると考えますが、この点についてはどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 公共施設整備計画とまちづくり計画との関連についてお答えいたします。

拠点化構想に基づくロードマップの具体的な取り組みとしまして、平成31年度までは旧消防団拠点の改修、それから旧駅南公民館の解体に向けた取り組みを初め、空き店舗活用の方策検討や民間活動団体の設立など、地域圏域への駅周辺が変わるかもという認知や理解の拡大を進めていきます。

また、平成32年度以降はハード整備方針の明確化など、駅周辺が動き始めたという認識や行動へと移行するため、活動や事業の見える化を進めたいと考えているところでございます。

その一方、市役所の新庁舎建設につきましては、13年後の建設に向けて、若手職員を構成員

とするプロジェクトチームにより、機能や建設場所について検討を進めているところであり、ハード整備の時期もある程度重なることから、新庁舎の建設場所が対象エリア内に入る可能性が出た場合には、議員御提案のとおり、まちづくり計画の議論の一項目として計画に盛り込む必要があると考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 平成34年以降、ソフトの取り組みを踏まえ、ハードの取り組みに展開するとありますが、今からハード整備に向けた準備の必要があるのではないかと私は考えております。また、今後は具体的に県との協議など、ハード整備に向けた準備や手続など、やることも桁違いにふえてくると思います。それに伴う業務量の増加に対応するため、市職員の配置計画も考え直す必要があると思います。

駅周辺整備は、土地区画整理事業の公共施行の場合、土地区画整理法第3条第4項の規定で行うとは思いますが、これらの点についてどのように取り進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若園議員さんの平成34年度からでは遅いんじゃないかということと、それと同時に、その平成34年になる前に組織をつくらなきゃいけないんじゃないかという部分がございますので、あえて私のほうから先にちょっと答弁をさせていただこうと思っております。

本当にまさにおっしゃられるとおり、ちょっと読み上げますと、平成34年度以降、ソフトの取り組みを踏まえたハードの取り組みに展開するとありますが、今からハード整備に向けた準備を行う必要があるのではないかと思います。どのような考え方をお持ちですかということがございます。

そして続きまして、具体的に県との協議、ハードの整備に向けた準備、手続などが桁違いにふえてくると思いますという御質問が入っておりますが、まさに本当に、既にもう第2のステージに入りつつございます。第1ステージの大体の各地の御意見を集約する中にありまして、これから第2のステージ、要するところのハードというところになってきまして、やはり組織づくり、これをしっかりと市職員の配置の計画、これも踏まえた上で、もはや進めなければいけないところへ来ていると思います。

それで、この秋には基礎知識のある職員のチーム、こちらを巢之内政策企画監のもと、企画部、そして都市整備部、そういった関連のある、知識のある職員チーム、この中でそういった立ち上げの配置計画も考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。



○政策企画監（巢之内 亮君） 今し方市長がおっしゃられた話の補足になりますけれども、今、この業務をこれからきちんと進めていく上では、非常に業務量が膨大になってくるということで、こういった手続を事業実施までに完了させるためには、議員が御指摘されているとおり、現段階で国や県、それから関係機関と協議を早急に行う必要があると考えております。現在、その協議の前準備のほうも既に進めているところでございます。

さらに今後につきましては、冒頭、議員がおっしゃいましたけれども、土地区画整地法第3条第4項の規定というのは、これは市が事業主体となる団体施行というような意味合いだと思いますけれども、これを中心に事業が進められることになるかと、そういう可能性が高いというふうに考えております。

この事業実施に向けて都市計画決定や変更手続、それから区画整理事業の換地設計準備や組合設立準備、区画整理設計や事業計画案作成など、非常に専門性の高い数多くの業務をこれから長期間にわたって継続的に実施する必要があるということから、先ほど市長も申し上げましたけれども、都市計画や用地業務など、それからそういったものを専任で実施するための市の組織体制というのを速やかに編成していく必要があるということで考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 先ほど言いましたが、平成30年4月から県より派遣されてきてみえます担当部長の巢之内政策企画監から、JR穂積駅圏域拠点化構想の取り組みと集中豪雨、河川越水による氾濫といたしますか、河川整備のこと。そして下水道計画、都市計画など、どのように考えておられるのか、その決意を一言お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） 駅周辺整備などに対する私の決意ということで追加の御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

私、これまで技術者として、次の世代に快適な社会基盤を引き継いでいくことを目指して県下の土木行政、それから都市行政を携わってまいりました。そのことは私がこの瑞穂市に派遣されてからも変わるものではなく、この駅周辺整備を初め、治水安全度の向上のための新堀川などの河川整備、それから普及がおくれております下水整備など、我々世代がこれから進めていくことが責務であるというふうに感じているところでございます。

とりわけこの駅周辺整備におきましては、穂積駅の状況、それから中央幹線道路からのアクセス性、防災面を初めとする周辺の立地環境など、潜在的な開発ポテンシャルは非常に高いものを感じておりまして、15万人圏域をターゲットにした拠点化構想というのは、これは私は進めるべきと考えております。

なお、ハード整備を着実に軌道に乗せるためには、この一、二年が正念場と認識しております。先ほど申し上げた準備や手続、組織再編などを進めるに当たっては、私のこれまでの都市行政経験を生かして、また県とのネットワークなども駆使しながら全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、昨日ですが、森議員より、私が後ろ向きな答弁だということでもっとお話ししたいんですけども、私、決して後ろ向きでなく、むしろ前のめりではないかなというふうに自分では思っているんですけども、今回の答弁をお聞きになって、少しでも御理解いただければというふうに思っております。

その私の思いも含めて、これから取り組みを確実に実施するためには、市長を初めとする行政、それから議会の方々が一丸となって向かっていく必要がございます。議員の皆様におかれましても、駅周辺整備事業への御理解と御協力を賜りますよう改めてお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 必ずこれは実現します。駅周辺の開発についての周辺ですね。今、遊休地とかいろいろあるんですけど、それは将来、都市計画決定の公の道路に使う、あるいは公園等に使うようですので、前回も言っていますけれども、市は要するに普通の鑑定価格を入れてどんどん買ってほしいと思います。

瑞穂市J R穂積駅圏域拠点化構想の事業、平成29年から平成34年間の取り組みの展開、まちづくり計画が今後も推進するようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

犀川遊水地事業の今年度の国の予算からの事業促進について。

昭和56年から始まった国直轄事業の犀川遊水地事業は、犀川流域の治水安全度を格段に向上させました。この事業は37年の歳月を経て、いよいよ最終段階に入っているところでございます。

現在、一夜城周辺の天王川分水路整備が今年度から牛牧地内の五六川の改修、牛牧排水機場の更新等工事を本格的に進めていただくための国からの予算約32億が確保されたと聞いております。具体的にはどのような工事に着手されているのかお伺いします。

もう一つ、現場では工事の準備は進んでいますが、地元説明の状況、今後、完成に向けてどのぐらいの年数がかかるかお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成30年度予算での工事としましては、1点目、牛牧排水機場の整備がございます。牛牧排水機場の改築工事と機械・電気設備工事が先般発注されました。改築工事はT S U C H I Y A株式会社が受注し、機械・電気設備工事は株式会社荏原製作所中

部支社が受注し、平成30年度には上屋工事が発注されると聞いております。さらに起証田川がつけかわったその下流に牛牧排水樋門、それからそのゲート、五六川がつけかわる下流にあります牛牧樋門、そのゲートが河川改修とあわせて着手されるというふうに聞いております。

整備の期間に関しましては、牛牧排水機場整備は平成31年度までを予定しているというふうに聞いております。河川改修はこれと並行して進みますが、一年でも早く完成いたしますよう、これは国に積極的に予算確保のために働きかけていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても御理解・御協力のほど、この場をおかりしてお願い申し上げておるところでございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） その上流部の県における五六川河川改修計画についてですが、国直轄事業の上流域の五六川改修は県の事業と聞いていますが、そこには牛牧閘門があり、今では川の流下能力を妨げているところがございます。県の河川改修計画はどのように進めていくのか。この牛牧閘門をどのように取り扱っていくのか。河川改修を進めていくこととなりますけれども、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま申し上げました国の河川改修を、引き続き県のほうはその上流部の河川改修計画について、その狭窄部となっています県管理の牛牧閘門の取り扱いも含め、平成29年3月に県においては五六川牛牧閘門あり方検討会を設置し、検討がなされています。

牛牧閘門の文化財的見地から、また治水的意義、河川改修の技術的観点から、有識者の意見を聞いた上で五六川の改修方針を検討するもので、第2回の会議の中でおおむねその方向性が見出されております。その結果、牛牧閘門の機能は、現在、国が進めています河川改修の中で新たに設置されます牛牧樋門及びゲートによりその役割が置きかわることになりますが、技術的・文化的価値を考慮し、現在の位置で原形のまま存置し、その横に河川をつけかえる方針が出されているところがございます。

そこで、市としましては、この方針のもと、文化的・教育的施設として、高水敷の公園整備とあわせて、県の協力のもと、市にて実施する方針を第3回の会議の中で示していきたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 鹿野都市整備部長の今回の国直轄事業である犀川遊水地事業と五六川改修計画の取り組みについて、今後どのように進めていかれるのか。起証田川については、あ

の区域は下水道の都市計画決定が3年前にされたところでございます。今回の質問の事業を推進するためには、部長の決意を一言お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 冒頭、議員がいみじくも言われましたように、この河川改修事業というのは、昭和51年の9・12の水害で犀川流域で甚大な被害が起こったところから、昭和56年から足かけ37年というようなところで、もう最終段階に入っているというふう聞いております。

河川改修は、国・県の方々からお話しする機会がありますと、なかなか長期にわたって、しかも道路や橋みたいに目立たなく、なかなか評価していただけないというところがございますが、私ども市のほうでは、できることは本当に県に一年でも早く完成をさせていただきたいというところを要望するところがございます。

また、広域的観点、俯瞰した視点から見ますと、瑞穂市だけの治水がよくなればよいという地域の少しエゴのような観点からではなくて、流域全体の治水安全度が高まるような整備を進めていただきたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、都市計画決定となったところは起証田川の排水機場と、そして五六川があって、最終的には、今度、起証田川と五六川が新しい河川計画になりますので、計画決定が打ってあるところに改修をかけていますので、そこら辺の法的な手続を含めて、十分準備、事務手続をお願いするところがございます。

国直轄事業である犀川遊水地事業と五六川改修計画が国と県との事業で早期に実現されることを望みます。執行部と議員が協力できるところは協力し、犀川流域の治水安全度を格段に向上させるよう尽力してまいります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

主要地方道岐阜・巣南・大野線の整備促進について。

東海環状自動車道西回りルート（仮称）大野神戸インターは、平成31年度開業予定として進められています。大野神戸インターの周辺では、それに先立ち、大野町では道の駅「パレットピアおおの」が今年度オープンする予定と聞いておりますけれども、その整備が着々と進んでいるところがございます。

そのインターチェンジにアクセスする道路として位置づけられています当該道路は、瑞穂市北西部の発展には欠かせないものと思われませんが、一部では、地権者の了解が得られず工事が進まない原因となっているところがございますけれども、現在どのような状況になっているのかお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 県道の岐阜・巣南・大野線バイパスは、重里地内、樽見鉄道高架西側信号交差点から森地内の一般県道田之上・屋井線までの延長約610メートルが事業化されており、現在、一般県道田之上・屋井線交差点付近の工事が進められているところでございます。

また、現在の用地取得率は約93%となっており、47筆中41筆の用地取得が完了している状況でございます。

これの未取得の原因を少し説明させていただきますと、工事に承諾されないものが2筆と、それから相続人の行方不明というものがあります。それから相続人の未承諾というものもございます。こういったところで、現在のところは93%というような状況になっております。

今年度は引き続き未買収となっている用地の取得と、一般県道田之上・屋井線との交差点付近の道路拡幅工事を予定していると県からお聞きしております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 県では、用地取得が進めばスムーズに工事の進捗が図れると聞いていますが、市ではどのような対応をとっているのか、お伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 用地取得につきましては、市内の基盤整備の促進を目的として、市としましても、用地説明会や用地交渉等への随行、地元との調整等を行っており、また過去には県と公共用地の取得業務の委託に関する契約を締結して用地補償業務を進めるなど、適宜県と調整、連絡を図りながら事務を進めております。

また、未買収となっている用地につきましても、今年度も用地取得を予定していると県よりお聞きしておりますので、市としましても、用地交渉が円滑に進むよう、県と調整を図りながら事務を進めてまいりたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 道路整備をするについては、用地買収が100%できないと道路ができない。もちろん県の事業ですけれどもできないことですが、最終的に用地が取得できない場合、収用等の方法ですね。そういう解決策があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 岐阜・巣南・大野線は、岐阜市より瑞穂市本田地内までの区間において都市計画決定がなされ、それより西側の区間は未決定の状態となっております。また、現在、用地取得や道路拡幅工事が進められております重里地内から森地内の事業区間につま

しては、道路事業として事業が進められており、用地の取得は、適宜用地交渉を行いながら買収を進められるといった状況でございます。

これらの状況を踏まえて、事業区間での用地取得は、これまでどおりの用地交渉による買収により事務を進めていく予定であると県より聞いております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市街化区域であるために都市計画決定を打って本田まで来ているところが、こちらは要するに調整区域のために都市計画決定を打てんということと言われたんですけども、今回の国の法律で、相続で所有者がおらんと。その場合、公共で使う場合、道路とか公園については新しい法律ができて、事業主体である市とか県が、所有者がおらん場合もある程度の手続をとってできるということを確認しておるんですね。

この場合、この区域ですけれども、いつまでたっても岐阜県を見た場合、この西回りルートができるのに、名和さんの信号から、今言っている田之上・屋井線のところまでが計画ができないと。ほかの周辺はすごく整備しておるが、瑞穂市においては、名和さんの信号から曾井中島・美江寺・大垣線までができていない。その原因は、土地が収用できないことなんですね。それを交渉すると言われてはいますが、具体的な法的な手続ができないかもっと調べてやってほしいと私は思うんですけども、再度質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま申し上げましたのは、いわゆる任意買収で努力していきますというような、議員にとっては納得できないような答弁だったかもしれませんが、国会では、現在の開催中の中で、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法というような新しい法律もできております。これは本当に所有者不明の土地というのは、相続が生じてても登記がなされていない。これらを原因として発生し、公共事業用地の用地買収をする際に、非常に所有者の特定、探索に多大な時間と費用を要しているというようなこともございます。人口減少だとか超高齢化社会が進展し、相続が多発する時代を迎えようとする中で、所有者不明、土地問題の解決というのは本当に喫緊の課題になっておるという中で、このような法律ができてきたと。

また、そういうような土地につきましても、所有権の移転ではなくて利用権の設定で公共事業を進めるというような内容も盛り込まれておると聞いています。これらの法律の改正等も含めて、あらゆる方法を駆使して用地の取得に全力投球していきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回の法律の改正、衆議院で可決している、先ほどの話じゃないですけども、相続できないということについて、所有者不明については、ある程度公共団体、県と市が公に使うところについては利用権の設定ができるということですので、先ほど部長が言われた利用権の設定ですね。そこをしっかりとよく調べていただいて、くどいようですけども、名和医院の信号の交差点から曾井中島・美江寺・大垣線の中の計画の中で、橋梁も含めて、執行部も議員もしっかり動いて、できるようにお願いしたいと思います。

そして今現在、瑞穂市の職員、長屋君という市の職員が岐阜土木にいます。長屋君は岐阜・巢南・大野線の担当で、私も現場を見たんですが、みんなで知恵を使って、とにかく今計画があるところを早く、こちらの交差点が塩谷建設のところまで来ておる交差点がすごくできていますので、早くここがつながるような形で進めていただきたいと思います。

東海環状自動車道西回りルート（仮称）大野神戸インターは、平成31年度開通予定となっておりますけれども、瑞穂市北部の玄関口となる根尾川の橋梁やインターのアクセス道路の早期開通を目指して、国・県・市執行部の皆さんと、また私たち議員も皆さんと手を取り合って推進活動を進めてまいりたいと思います。

今回は4項目について質問させていただきましたが、これに対する執行部からの答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番 若園五朗君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。3時15分から再開をいたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋でございます。

藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

現在、私ども公明党は、100万人訪問・調査運動と称しまして、子育て、介護サービスの利用者、また防災・減災等々のテーマで、国会議員から地方議員まで3,000名の公明党議員が全国で実施をさせていただいております。

国民・市民の声の代弁者として、立党以来、調査なくして発言なし、この精神のもと、今回も多くの方よりお声を聞いてまいりました。そのお声を市政に届けるべく、今回大きくは4点、公共事業、また建物の危険予知について、2番目に学業以外の学校教育について、3点目、公共施設の特にフローリング等床材の総点検の必要について、4番目、災害対策についてを、行

政執行部の現状と対策等のお考えを伺ってまいります。

以下は、質問席に移り質問させていただきます。

最初の質問でございますが、大きなタイトルは公共事業・建物の危険予知でありますけれども、実は3月14日に金沢市で、白昼堂々と暴漢が市役所を襲うという事件がございました。男女4人が負傷するといった事件でございます。さらには、あつてはならない事故ではございませんけれども、新幹線等でも本当に考えられないような事件がございました。

まずは、当市の市役所のセキュリティーと、またその対策についてお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの若井議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、非常通報装置につきましては、穂積庁舎に5カ所と巢南庁舎に4カ所、また総合センター内の社会福祉協議会の相談室等に4カ所設置しております。職員が危険を感じたときにボタンを押すことにより警察官が急行するシステムを整備し、危機に対応しているところでございます。

このほか、危害が加えられるおそれのある方との面談時には、市民安全対策監に同席してもらおう等、対応を行っているところでございます。

今後は、危害を加える者があらわれた際には、刺股で対応できるよう備品を備え、または研修会を行うことを検討していきたいと思っております。

庁舎内の防犯カメラにつきましては、今まで2回設置の検討をしておりますが、庁舎の玄関や各部屋に110番直結非常通報装置設置の旨の表示板が設置してあることから、事件が未然に防げていると考えられ、今のところ設置は見送っているところでございます。

現在、市役所におきましては、議員の御案内されました金沢市役所で起きたような事故は発生しておりませんが、日ごろから市民にそういった不公平感与えるような対応を行わないことや、事件を未然に防ぐ方法を検討する必要があると感じております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 総務部長の御答弁をいただきまして、今おっしゃったように、まずはそういうトラブルを起こさないような対応をしていただくということ、これも怨恨とかいろいろあるかと思っておりますけれども、言葉は適切ではないかもしれませんが、恨みを買うようなこと、相手がいろんな方が多様化する社会でございますので、想定はできないんですけれども、その後今、庁舎内にカメラとか通報システムができておるということをまず伺えたことが非常によかったかというふうに思います。何かないことを祈りつつ、次の質問に移りたいと思います。

そんな中、6月10日の民報の新聞で、侵入盗、岐阜県というのは全国でワースト2位という記事が載っておりました。サブタイトルに、金庫破りとか、学校、出店の荒らしが全国最悪と



というような見出しがありましたが、今は庁舎を含め公共の建物のことをお話しになったかと思えますけれども、要するに盗難とか、そういったことが全国で2位という記事を見させていただきまして、もう一度同じような答弁かもわかりませんが、当市の公共の建物のセキュリティーと防止対策について伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの御質問ですが、公共建物のセキュリティー体制ということですが、保育所、幼稚園、学校においては、校長室、職員室はもとより、調理室や理科室など、民間の機械警備システムによる業務委託を行っております。

また、給食センター、総合センター、市民センター、図書館、コミュニティセンター、老人福祉センター、菓南庁舎など、夜間無人となる施設については、この機械警備システムを使った業務委託をしております。

なお、穂積庁舎におきましては、日直、宿直職員による火災、施錠（ロック）等も含めた施設管理体制を行っております。具体的には、穂積庁舎においては、宿直者が午後6時にロックすることになっており、6時以降の退出者は自動ロックのかかるドアから退出している状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） この記事を読んでおりますと、実際4割ほどが施錠がされていないような現状もあるということで、ある意味地方ならではのセキュリティーに対する甘さかもしれませんが、今、広瀬部長がおっしゃったように、職員さんを含めて、施錠に関してはしっかり行っていただくということも当然そういう犯罪等を抑止することになるかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、通学路に関してちょっとお伺ひしたいと思ひますが、これも新潟で起こった、小学校2年生の女の子が下校時に本当に痛ましい事件に巻き込まれてしまつて亡くなるという事件がございました。そんな中で、私どもやっぱり一般から見ておりますと、小学校の通学に関しては、登校時にはやはり集団登校をされておられる姿をよく見るわけですが、下校に關しまして、通告には社会という、（世間）という形で書かせていただきましたけど、どうしてもやはり社会から死角になるような見えないうところを通学されておるところがあるのかなのか、非常に事件を目の当たりにして心配になったわけですが、正直言つて、この質問をさせていただいておるさなかに、今回最後のほうに防災のことも伺ひますけど、先日の大阪での地震の際に、小学校の低学年の子が、通学路でもあり、学校のプールのブロック塀が倒壊をして亡くなるという、こういった事件も報道でございました。そんな中で、通学路とい

うことに関して、やはり下校時の防犯という意味と、さらには今の大阪の地震を受けて、通学路の危険な箇所、こういったところが非常に気になるところでございますけど、この対策としては、学校関係者の方、またPTAさん、また見守り隊の方、いろんな方が本当に取り組んでおられるとは思いますが、さらにやっぱり学校と地域、きょうもたくさん市民協働というように形が出ておりますが、本当に我がまちの宝を守っていくという意味で、ちょっと通告にはございませんけれども、通学路の防犯という部分と、また防災という観点からお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 若井議員の通学路の安全対策についてお答えをします。

まず、通学路の危険箇所及び下校時の対策についてですが、各学校では、同じ地域に住んでいる子供たちが集まる通学班会議といったものを行っておりまして、その中で通学路の危険箇所を確認しております。

また、定期的に担当の職員、例えばどここの地域の担当は誰々先生というふうに決めておりますので、その職員と一緒に下校をして、現場で子供たちに注意喚起も行っております。

また、学校では、複数で下校すること、あるいは夜間、あるいは1人での外出をなるべく控えるようなことも繰り返し指導しております。

ただ、今のことは交通安全上の危険箇所が中心となってきております。今、議員が言われるように、周りから死角となる場所については全て把握できているとは言えません。急な、あるいは計画的な工事が行われて通学路が変更されたり、樹木が成長して見えにくくなったりというようなこともありまして、子供たちを取り巻く環境は常に変化するんだということを意識しながら危険箇所の把握に努めております。

現時点でのお話では、各学校でPTA、職員が一緒になって通学路の危険箇所を確認して、来月上旬には報告いただくような予定で、今、新年度になって進んできております。ここの中に、先ほどおっしゃられた新潟のお子さんの事件といったことの観点、あるいはもう一つ言われました地震のようなことも含めた観点をつけ加えた危険箇所の点検ということも必要になってくるんじゃないかなと思っております。

ちなみに、先ほどの地震についての点検では、通学路はこれからなんですが、学校及び学校の周辺については点検を即日行って、終了しております。大きな危険箇所はありませんが、御存じの方お見えですかね、穂積小学校の門を入ったところに、たくましい子の像というのがあります。これは若干動きます。学校では、これを確実に固定する方法を今業者に依頼しておりますのでございます。

もう一カ所は、これは基準以下で大丈夫だと思うんですが、牛牧小学校の東の門を入ったところに岩石園というのがございます。そこにブロックの、塀ではないですが、ちょうど岩石園

をつくる構造の一つとしてありますが、それが単独で倒れることはないと思われませんが、それについても学校では細心の注意を払って行っていききたいと、授業等も行っていききたいということで確認を済ませたところでございます。

また、こういったものは、大人が調べてはい終わりではなくて、子供たちも一緒に調べるような仕組みづくりとかということも今後は考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

特に下校時についての対策を少しお話ししますと、不審者対応について子供たちはどういうふうに指導を受けているかということ、県警のひまわり隊というのがありまして、連れ去り防止教室をやっております。女性警官、あるいは女性指導員が来ていただいています。変な人に出会ったら、大きな声を出してとか、30メートル必死に逃げれば大人にも負けないよとか、そういうようなことをきちっと指導を受けまして、既にもう1学期のこの段階で、7校の小学校のうち6校でこの連れ去り防止教室を開催して、子供たちが実践的に学んでおります。今後もうこういったことを含めまして、防犯ブザー、あるいは防犯笛といったものを携行するようなことを考えていききたいと思っております。

次に、地域との連携の辺でお答えしたいと思います。

これについては大きく3点ございます。

1つは、子ども110番の家でございます。これについては、御存じのように、子供たちが危険な目に遭ったときには、そこに逃げ込む。そして、そこの方に囲っていただいて、警察に連絡をいただくと。本年度、市内で477カ所、家庭及び事業所を合わせて477カ所で御協力いただいて、本当にありがたく思っています。ふえればふえるほど子供たちの安全を見守る目がふえるといいですか、そういった意味を持っておりますので、見守りの目をふやすように今後も考えたいというふうに思っていますし、自治会長さん方にもこういったこと、今までちょっと不親切な説明だったので、これをきちっとしていききたいと思っております。

2つ目は、小学校区ごとに安全・安心マップをつくっております。中心はPTAの方々が行っていただいております。この中にはいろんなことが載っております、ちょっとお見せいたします。

ここにあるのが中小学校の安全マップです。この特徴の中にあるのは、先ほどの地震のことも出ています。登下校中に大きな地震が来たら、ブロックの壁や塀、自動販売機は倒れる危険があるので近づかないとあります。でも、ブロックがどこにあるかは書いていないんですね。自動販売機がどこにあるかも書いてありません。自分が通るところに、ここにあるというのを各家庭でやれるような、そんなことを今後はやっていききたいと思っております。

そういったことを、これは生津小学校ですが、生津小学校も同じように書いてあります。さらにいいのは、不審者が出たことがある場所というのも書いてあります。ここで不審者が出ま

したというのがわかるような地図になっています。

ただ、これは全部同じじゃないので、それぞれの学校がつくっているマップのよさを交流させていって、よりよいマップをどの学校でもつくってもらえるような、そんな私たちの指導もさせていただければと思っております。

3点目は、やはり地域の方との連携の中では小学校区のサポーターの方々です。見守り隊の方や、あるいは青パトで巡回等をしていただいて、子供たちの安全を見守っていただいております。

最後に、議員の皆様も御存じのように、組織の1人でございますが、青少年育成市民会議というのがございます。この中では大きく活動を3つ重点を置いて行っておりますが、この3つ目に、地域安全の日というのがあります。ここで紹介させていただきまして、確認をさせていただきたいんですが、これは、それぞれの学期、1学期、2学期、3学期の始まりの月の最終日、例えば2学期の始まりだと9月の最後の日ですね、この日の下校時刻に合わせて、市内の大人の方々が子供たちに声をかけて交通安全や不審者から守ろうというような取り組みを青少年育成市民会議で行っております。これが年3回です。これがどんどんふえていって、子供を見守る目がふえていけば、先ほどのような不審者か、あるいはいろんな地震等の災害が起きたときにも適切な指示を出していただける大人の方々がふえるんじゃないかというふうに思っております。そういった連携も今後はしていただけることを願って、私の答弁とさせていただきます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 教育長のお話を伺いながら、28キロ平方メートルのこの小さなまちで477カ所の子ども110番の家があるということが多いのか少ないのかわからないですけど、これは逆に安心を確認しながら、こういった協力者がたくさんあらわれるということは、ある意味本当に自慢していい、自慢というか、安心を勝ち取る意味では、先ほど言ったように、これはちょっと多いのか少ないのかわからないですけども、たくさんの方がやっぱり協力をしていただいておりますということで、先ほど来ほかの議員さんからも、この瑞穂市の自慢できるところがあるかないかみたいな議論になりますけれども、これは非常に、今初めて数字を伺いまして、安心をしていいほうの部類ではないかなということを感じさせていただきました。

そんな中、2番目が学業以外の学校教育ということで、ちょっといろいろリンクするかもしれませんが、今いろいろ犯罪が起こると、その犯罪の解決に向けて防犯カメラというのが非常に効果を発揮しておるような気がするわけでございますが、今の通学路のこと、防犯と、また災害等での予期せぬ事故ということで、今、教育長から御答弁いただきましたが、現在、私ちょっと自分で認識しておる部分ではJR穂積駅の周辺ということが非常にイメージが強い

わけでございますけれども、通学路等に先ほど言った市内の死角となるようなところがいろいろ各学校から今安全マップを見せていただいたように出ておるかと思っておりますけれども、そういったところに防犯カメラの設置をどのように考えておられるのかという質問をさせていただくわけですが、まずもって現在の市内の防犯カメラの設置の状況と、通学路に関して防犯カメラの設置についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの若井議員の御質問にお答えさせていただきます。

J R穂積駅以外の市内の防犯カメラの設置箇所についてですが、公園等屋外施設では、生津スポーツ広場に1台、南ふれあい広場に4台、公共施設では、瑞穂市総合センターに8台、J R穂積駅の第1から第3自転車駐輪場に合計36台、教育関係施設では、図書館本館に13台と図書館分館に6台、穂積中学校に9台、穂積北中学校に14台、巢南中学校に6台、牛牧第2保育所に9台設置をしております。

防犯カメラの設置は、犯罪の未然防止や事件解決に非常に効果的な施策の一つとして認識しております。

しかし、防犯カメラには個人のプライバシーを侵害するおそれがあることや、カメラ依存により地域の防犯意識の低下を招く可能性がございます。また、全ての箇所を網羅することもできないため、必ず死角ができてしまいます。カメラ自体に直接的な犯罪の抑止力はないことや、導入及び管理の費用がかかる上、機器や画像の管理体制を構築しておく必要があるなど、解決しなければならない課題も幾つもあると考えております。

先ほど教育長の答弁の中にごございましたように、市といたしましては、学校、警察、PTA、民生委員、自治会、地域防犯ボランティア団体など、関係機関と地元との連携により児童・生徒らを見守る体制づくりこそが最も重要であると考えており、瑞穂市学校等メールなどのツールを用いて、声かけ事案や不審者情報などを関係者が情報共有できるようにしていくことなど、連携を強化していきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、梶浦企画部長がおっしゃるように、何でもつけばいいという問題ではないとは思いますが、冒頭にお話ししましたように、本当に事件の解決に関しては防犯カメラがこれからたくさんもっともっと活躍というか、犯人検挙につながるようなことを考えます。

先般も大学生が歩道で小学生の子とぶつかって逃げてしまったりするような事故、これは報道で見る限りはカメラの画像が残っているというところからしか判断できないわけですが、今月の19日も静岡県の藤枝市でやっぱり小学校4年生の男の子が下校時に暴漢に襲われ

ると、本当にたらたらと小学校、特に低学年の子が事件・事故に巻き込まれるケースが非常に多いなということを経験を自分で考えながら、そう思ったわけでございますけれども、今お話を伺って、結論的には、防犯カメラも大事ですけれども、地域でしっかり見守っていくという御答弁がございましたので、そのこともしっかりと、我々議員も交えながら、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

同じようなことで、昨今、本当に理不尽な悪質ドライバーが、あおり運転とか、本当に多いわけでございますけれども、公用車に対してドライブレコーダーの設置等、何かあったときのことでございますけれども、これも全部というわけにはいきませんが、こういった抑止力とか、大きな犯罪になっていかないようなことも思いますけれども、ドライブレコーダーの設置のお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまのドライブレコーダーの件でございますが、公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、現在、平成30年4月に公益財団法人岐阜県防犯協会から無償配付を受け、防犯活動として青色パトロール車1台に設置しているところでございます。

そこで、今後の公用車へのドライブレコーダーの設置ということですが、その活用目的としては、事故が発生した場合の状況確認、職員の安全運転意識の向上、あるいは偶発的な事故や事件に遭遇した際の捜査機関への提供資料などが考えられますが、一方ドライブレコーダーによる録画など、不特定多数の通行人等が撮影されることなど、個人情報の保護や録画等データの取り扱いということなどもあり、慎重かつ適正な運用管理が必要となっておりまして、そのことを踏まえながら、今後、公用車への設置については調査研究していきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 防犯カメラと同様に、このドライブレコーダーもおっしゃるとおりだというふうに思います。一長一短あるかと思いますが、検討をしていただければというふうに思います。

次の学業以外の学校教育についてを伺います。

これは、昨日、若園正博議員、松野貴志議員、松野藤四郎議員等が聞かれておることと重複することもあるかと思いますが、その点は執行部のほうで考慮していただければというふうに思いますが、まず各学校において、制服等の違いという理由についてちょっと質問を通告させていただきましたが、具体的には、伺った話なんですけれども、穂積北中学校の女子のセーラー服の襟の部分が、Rになった部分と真っすぐな部分があるよというふうに伺いました。こ

れは一部の方から聞いたことで、それ以上ちょっと調査しておりませんが、それによって結局結構四、五千円お金が違うんですみたいな話を聞いたんです。そういうことがあると、例えばあるかどうかの確認をした上で非常に、きのうの卒業式の晴れ着じゃないですけども、いろんな意味で弊害というものが出てくるのではないかなと思ったもんですから、まず1点目にこのことを、制服の違いについての理由を伺います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 中学校の制服について限定しながらお話しさせていただきます。

中学校でそれぞれ定めた制服、かばんやジャージ、体操服を含めていろいろございます。小学校においても、7校中5校で体操服の指定もしております。

学校で制服を指定するのは学校が独自に行うものでございまして、教育委員会がどうこうというものではございません。制服を決めるに当たりましてはいろいろな理由がありますが、次のような理由が考えられます。

3点です。

1つ目は、その学校のユニフォームとして学校に対する誇りを持たせる、そういった愛校心を育むことができるのではないかと。

2点目に、毎日着用することができ、どの生徒も平等になることで差別意識が生まれにくくなる。

3点目には、日常の生活だけではなく、式とか、あるいは家庭における冠婚葬祭のときにも代用できる。

このような理由が考えられて、制服があるかと思えます。

ただ、制服につきましては、価格とか機能も含めて見直しは必ず必要だと思っております。学校では、定期的に制服などの業者選定会議というものを開いておりまして、検討を常々行っております。例えば体操服でいいますと、その素材を吸水性や速乾性のあるものに変えたり、ジャージは男女別のものではなく一緒のものというようにしたりして、変更もしております。

ただ、変更する際は、学校が一方的に決めるのではなくて、生徒や保護者の意見も踏まえて、参考にしながら、経済的な負担も考慮して決定していくよう、相談があった場合には教育委員会から指導をしております。

今後も、市として統一してどうこうということはありませんが、各学校の判断に対して、適切な指導をしながら制服を決めていければよいというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、ある意味制服の意味合いを教えていただいて、改めてなるほどというふうに思ったわけでございますけど、私が聞いたのは、襟の部分が違うということに関し

ては単純に四、五千円違うと生徒さんたちの間でということをおっしゃる次第でございます。

次の、同じようなこととなりますけれども、冒頭にお話ししました、やっぱり子育てということでもいろいろ訪問させていただいて御意見を伺っておりますと、ことしになって東京のある公立学校のブランドの制服の話が話題になりましたけれども、やはりそういったことも含めながら、かばんとか体操服等の購入とか買いかえ時期、非常に費用負担が重いと感じておられる声がたくさんあったように感じておりましたので、こういった質問をさせていただきましたが、例えば私の地元の中小学校の体操服は、別に自由やよというような形になったり、隣の西小学校になると、今はちょっと変わったかもしれないけれど、何か襟元に2本のラインが入っていて2,500円ぐらいするよとかいうような、細かいことではございますけれども、そこでやはりそういう話を伺うと、先ほどの制服の話と同じようにはなりますが、そういった違いもあります。

今、教育長の御答弁の中では、学校における愛校心だとか、体操服であれば毎日使うものがございますし、汗を吸うとか、いろいろ御答弁ありましたが、そういうことも含めた上で、ついでに次の質問にちょっと並行させていただきますけれども、きのう若園正博議員が6月3日の新聞の中学校の荷物が重過ぎるという見出しで御質問されておられましたが、私は、当市で、中学校のみならず、小学校のお子さんでも結構荷物が重いよというようなお声を聞いたんです。それは今の制服の話だけではないと思いますけど、いろんな形で子供が学校と家を行き帰りする中において荷物がたくさんあると。体操服だけでも違うよという話とちょっとかぶっちゃっていかんですけども、やはりいろいろ小学校の子の荷物がたくさんあるがゆえに当然荷物も重くなるわけでございますけれども、ここではあえてそういった体操服とかかばんの違いをもう一度確認した上で、小学校の子は特に成長期の身体ですかね、そのことに悪影響を及ぼさないのか、余り荷物が重いと、そういったこともちょっと感じておりますので、ちょっと質問が重複してまいりましたが、その2点について御答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） まず学校の制服とか通学用の用品ですね、そういったものについての答弁をさせていただきます。

昨年度、まずこういったことについて、やっぱり新聞記事にもなっておりました。学生服が高いんじゃないかとかいう記事の取り扱いでした。そこで、そのときに実は調べました。制服等を扱って見えるお店のほうにいろいろ聞き取り調査させていただきました。

中学生の制服です。男子は2万から4万という幅があります。女子の制服は3万から3万6,000円といったことが市内の3中学校でわかりました。保護者が選択して購入できるようになってはおりますが、かなり高額なものだなということは思います。しかし、3年間毎日着用するというのを考えると、それに耐え得る素材、品質が求められておりますので、それぐらいの額には相当するのかなということも思います。近年素材が非常に高騰しているということ



で、この価格についてはなかなかこれ以上安くするのは難しいというようなことを業者の方は言ってみえました。

それから、買いかえのほうですが、体操服などはよく買いかえることがあります。小学校は平均して1,773円になりました。中学校の平均が2,466円です。ハーフパンツもありますので、その平均等も出してはおりますが、いろんなスポーツ用品店で売っているものを考えると、耐久性等を考えますと、若干同じかお値打ちになっているかなというような感じは受けます。

今度は、通学用のかばんです。中学校の平均は6,566円、これも3年間使用、それから反射材等の安全対策も行われております。それから、リュックのようなタイプにも変形することで肩かけ、手提げ、リュックと3つの方法で使用できるという耐久性を備えたかばんということで、この金額になっております。

各学校の制服とか、こういった通学の用品につきましては、一部の店に偏ることがないように複数の店で設定しておみえですし、複数の店を学校は紹介をされております。

小学校の体操服など、同じ形のものであればどこでもよいよという学校も小学校にはあります。要は、色は白というふうであれば、それでよしというような形になっております。

最後に、中学校ではPTAが中心となって、これもいつか答弁させていただきましたが、制服のリサイクルを行っておみえです。やはり中学校3年間のうちに急激に体格が大きくなってしまうというお子さんもお見えです。十分使わないまま小さくなってしまったということで、リサイクルに出されて、新たに大き目のものを買われるということで、PTAが主催としてやっておみえですし、その中には、これも以前御案内しましたが、就学援助を受けているお子さんについては、小学校の段階でサイズ等をお聞きして、必要なものを全て教育委員会のほうで取りまとめて、各中学校にお願いして用意していただいております。

制服、通学用品、それぞれやはり高額になりますので、できる限り保護者の方の負担にならないように考えている次第でございます。

荷物の点でございます。

きょうは小学校に限定してお話しをさせていただきます。

市内の小学校では、置いていってもよいものは、社会科の資料集、地図帳、国語辞典、漢和辞典、各種ファイル等があります。

ちょっとお見せします。

小学校というと、算数ボックスなんていうものもあります。おはじきセットとかいろいろ、結構あります。これもいいです。これはデザインセットになります。あとは、クーピーペンシルとか、クレパスとかいったようなものもあります。こういったものは学校に置いていってもよいものです。これを一々持って帰ると折れたりもしますので、こんなふうにしております。

それから、これはランドセルでございますが、このサイズのランドセルに、ここに入ってい

るのは、今、南小学校1年1組の火曜日の日課のものが入っています。これで4.2キロございます。こちらで3.2キロございます。若干、そんなに多くはないかなということは思うんですが、先日、教え子から電話がありまして、いろんな話の中で最後、先生、学校ってあれだけ荷物を持っていくのと言いました。そんなに大変かと聞いたら、きょうねと、月曜日なんですけど、きょうは図書館の本を返さなあかんで何冊か、それから上靴を洗ってこいと持って帰ったので上靴も持っていく。そのことは想定外でしたね。だから、月曜日に意外とそういうものが集中します。こういった点は、学校は気づいているようで気づいていないかもしれません。保護者の生の声を大事にしなあかんぞというのは思いますので、そういったことも参考に今後は考えていきたいというふうに思っています。

各小学校でも置いていっていいものは工夫しておりますので、今後はこういったことをまた考えていきたいと思いますが、実は小学校のお子さんは、健康面のこともあるんですが、重いと危ないと、安全面のことを私たちは配慮しなくちゃいけないということを指導しています。

1つは、交通事故に遭わないため。重過ぎてふらふらしては危ないです。それから、転んだときに手がつかない、両方抑えていたら手がつかません。こういうことも気をつけろということを行っています。それから、防災のときにも、この間のお子さんはどうなのかわからんですけど、ぐらぐらとしてしまって動けないかもわかりませんが、何か落ちてきたときに重過ぎて動けないというようなことも、とっさの動きに対して反応できるようなことも考えた指導をしてくださいということはおっしゃっています。ですので、そういったことを含めて、とっさに動ける安全面の配慮、健康面の配慮に加えて、両手が使えるような安全面の配慮も私たちは大事にしたいなと思っております。

しかしながら、新しい学習指導要領には英語も入ってきます。教科書も分厚くなると言われてます。より一層こういった工夫をして、子供たちの健康面、安全面のことを考えた登下校の対策をしていきたいというふうに思っております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 本当に、今、教育長がおっしゃった、きのうも読書の瑞穂でしたかね、だから本当に小学校の子が本を借りてくると、そうするとすごくやっぱり荷物が重くなるという声も聞いておりますし、子供はとにかく両手をあげておきたいと。そうすると、かばんの中に何でもかんでも突っ込んで帰ってくると結構な量になるというお話も聞きましたので、今、最後に生の声を聞いていかなあかんということでおっしゃっていましたので、どこかのところだけ学校に任せてある、PTAに任せてあるということもそうですけど、やはり私たち議員からすれば、市民の方のお声を聞いてお届けする場がこういう場でございますので、今こういう議論ができてよかったなというふうに感じております。この辺もまた再度、教育委員会として

もししっかり注意して見ていただければというふうに思います。

それで、次の質問でございますけれども、夏季の下校時間、お帰りのチャイムが夏場になると6時になってくる。これはいつごろからとかということも書いてありますけど、実はこういうことを聞いたときに、今、やっぱり時代、社会って本当に変わっておるなということを感じざるを得んですけれども、やはり子供は本当に明るいうちは外で思いっきり遊んでくるんやみたいな時代で育っておる我々からすると、やはり子供はどこかで遊んでくるんでしょうけれども、やはりどっちかというと預かっておるほうの御家庭からすると、6時ぐらいまで目いっぱいうちにおられると、うちのことが何でもできへんみたいな話を多々聞くわけでございます。これは個人なんでしょうけれども、やはりもう来ることが当たり前ようになって、遊んで、何か出してもお礼も言わんようになってしまったりとか、よそさんのところの子のしつけが大変やよねなんていう話も聞いてくると、こういった質問になるんですけれども、やはりチャイムの時間をもっと早くしてもらって、帰ってもらえんやろうかみたいな、ざっくりいうと、そういう質問もあったわけでございます。ですから、これというのは、冬場、日の短い時間のうちへ帰る時間とか、そういったことと、日が長いからということも単純に考えないわけでもないですけど、その辺のことというのは、今、教育長がまさにおっしゃった生の声というか、現場の声というか、そういうのが届いておるかどうか確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） お帰りチャイムのまず時間的な設定のこととか、今までの背景でこうなっているということから説明させていただきたいと思います。

瑞穂市では、平成15年5月合併した際に、学校と教育委員会のほうでお帰りチャイムの時間を再検討して、現在に至っているということでございます。どうしてこのお帰りチャイムがまずあるんだろうかということですね。お帰りチャイムを鳴らしている目的は、以下の2つがございます。

交通安全や防犯の観点から、子供たちが日没前に帰宅できるようにするという、時間の確保ということですね。

あと、子供たちが外で逆に元気よく活動する時間を確保してあげるということですね。一生懸命遊びなさいよという思いもあるということですね。

こうした目的から、日没時間と帰宅に必要な時間帯を確保するということを設定しているということでございます。お帰りチャイムの時間は、自宅に帰宅できるリミットの時間、外で活動できる最大限の時間を示していますので、御理解していただきたいと思っております。

ですから、今、お母さん方で早く帰ってほしいなと思われたという子供がいますけれども、この趣旨をやっぱり皆さんに理解していただくよう教育委員会とお話をさせていただいて、お母さんは地域の子を守っていただけるということで優しく受けていただいているということな

んでしょうね。ですから、そういうところを理解していただいて、預けるほうのお母さんたちもありがとうねということで輪ができるような形になっていただけるといいかなと思います。

ちなみに、18時に設定している期間は5月1日から夏季の休業日の最終日までになっております。5月1日の日没時間は18時39分、9月1日の日没時間は18時21分になっております。

各学校の最終下校時刻についても、日没時間と帰宅に必要な時間を基準として設定しているということでございます。

お帰りチャイムを守らなければ意味がないということでございます。今後も、学校、家庭、地域によって、お帰りチャイムが鳴ったら帰るということを啓発していただいて、徹底していく必要があると感じております。

また、不審者等の防犯上の課題もありまして、2人以上で遊ぶことや防犯ブザーの携帯等についても指導が必要でございます。どこにいて、誰と出かけて、いつに帰ってくるのかということの約束事を家庭で守っていただけるようなコミュニケーションも大切ではないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これも現状、子供が元気いっぱい外で遊んでおるかどうかというのも一度チェックをしていただいて、また検討していただければというふうに思います。そういう声があるということもお届けしたということで、御理解いただきたいと思います。

次に、きのうも松野貴志議員から冬場の空調関係の話が出ておりましたが、私、夏場の学校の教室の温度基準、これは新聞によりますと、文部科学省が今までは10度以上で30度以下という設定から17度以上28度以下ということに変更するというふうに新聞の記事が載っておりました。単純にそのことですけれども、非常に年々暑い日が続いてくるわけですけど、その辺のことというのは当然通達で行っておると思いますけど、1点、この点は確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の夏の教室温度基準についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるように、30年3月30日に文部科学省の告示第60号というものにおきまして、学校保健安全法第6条第1項による学校環境衛生基準の一部というものが改正されております。その中に入っております。

改正前は、おっしゃられるように10度以上30度以下が望ましいという基準でございましたが、昨今温暖化等々ありますので、今回の改正によりまして17度以上28度以下が望ましいという基準に変更されました。それに伴って、瑞穂市小中学校空調設備運用指針というものを持っております。この空調設備の稼働目安は、夏季は28度、冬季は17度と即刻変更させていただいて、

今、各学校で運用していただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 学業以外の学校教育についてという非常に幅広いというか、質問をさせていただきましたが、やはり細かいことのようにございますけど、先ほどからお話ししておるように、本当にそういう声を聞いてきておるということで御理解いただいて、現場の声をまたチェックしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

3番目の公共施設の、特にフローリングの床材についての総点検の必要性という形で伺います。

これは、先日すみれの家で開催された地域交流室にお招きいただきまして、市長も同席しておられたところでございますけれども、たまたま前を見させていただきましたら、フローリングが非常に破損をしておるというか、そういうところを見させていただきました。

これは、御存じのように、調べさせていただきますと、2006年から10年間で、体育館等のフローリングで、特にバレーボールなんかをやっていて飛び込んだ際に破片が刺さったとか、そういう痛ましい事故が自分の調べでは6件ぐらいあったという、本当に想像してもちょっと怖い部分でございます。

特に施設が、すみれの家さん、そういうところがございますので、やはり管理者とか私たちの目がしっかり行き届かないと、ややもすると大きな事故につながるのではないかなということを目の当たりにさせていただきました。市長も早速手を打っていただくという、当日にそのお話を伺っておりますが、これを機に、安全確認のために、市内におきましてフローリングの床材に関してのそういう破損箇所がないのか、総点検が必要かと思っておりますけど、御答弁いただけます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今、議員の御質問の中にありましたように、昨年5月にこういった報道がございました。消費者庁の消費者安全調査委員会が調べたところでございます。10年間で7件ありました。木片が、最高に悪いのは、内臓まで突き刺さったと。バレーボールで突っ込んで行って床へ行ったら、ずぼずぼと刺さったというんですね。考えるだけでぞっとしますが、そういった痛々しい事故があったということでございます。

瑞穂市教育委員会では、この報道を運よくキャッチしましたので、早速そのときに、県からは指示も出ていない段階でしたけど、市内の全ての保育所、小・中学校、市民センターなどの体育館の点検をしました。

昨年度も実はここで答弁させていただいたんですが、穂積中学校の柔剣道場に一部破損して

いる部分が見つかりました。ただ、これは1年や2年前のものではなかったです。何回も何回も、いわゆるガムテープというやつですね、あれを張り直して使っていました。でも、そのときの点検で緊急修繕を行うことができ、今に至っております。

学校におきましては、日常安全点検というのをやっております。それから、月ごとの点検も行っております。にもかかわらず報告がなかったということが、私たちは大きな問題だと捉えております。なぜそこで点検しているのにもかかわらず報告がないのか。このあたりについては、事の重大性、あるいは報告を本当に慎重に行わなければいけないという重要性を鑑みまして、各学校には年に1回は市の教育委員会から一斉点検報告せよという形でやる必要があるというふうに今考えております。去年のこれの反省を生かしまして、これぐらいがいいというようなことはないと思うんですが、どのような判断で報告に至らなかったのかというあたりについても、私たちは反省しないかんというふうに思っております。

子供の命にかかわることですので、こういったことについては慎重に、適切に調べて対応しなきゃいけないということを考えておる次第でございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、教育長のほうから、点検をしていただいております。さらに、体育館ではございませんけれども、すみれの家さんでそういうことがあったということに関しましては、今、反省というお言葉をいただきましたけれども、反省というのは、自分もいつも戒めておるんですけど、もうしません、ごめんなさいではなくて、もう二度としないという決意に変えるということだというふうに思いますので、今、1年に一遍はそういう点検をしていただくということをお聞きできたことに関しましては、それで早速予算の手を打っていただいておりますけれども、今、教育長が言われた、その破損もちろん大事ですけど、やっぱりその報告が上がってきていないという、そのことに対して非常に心を痛めておられるようなお話を伺いましたので、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

最後の質問、同じようなまとめになってくるかと思いますが、災害対策ということに対しまして、本当に、今、南海トラフの被害が1,410兆円ですか、もう本当に国難とも言われるような災害的な数字が上がってきておりますけれども、平成30年度版、今、瑞穂市の防災ハンドブックを見させていただきましたが、特に避難所に関していつも思うことでございますけど、たまたま今回、岐阜県の避難所環境整備事業補助金ということで、金額は小さいですけども、50万円を上限として、その2分の1が県の補助があると。

これは、背景が平成28年熊本地震において、避難所運営に女性目線でのきめ細かな配慮が必要であるとの考えから、多くの女性職員を派遣したところ、洋式トイレや更衣室、授乳室、おむつかえスペースなどの設置など、妊産婦さんや高齢者、障害者、子供などの要配慮者対策の

必要性が明らかとなった。

こうした課題を踏まえ、県では平成29年3月に避難所運営ガイドラインを改訂し、市町村に対し、ガイドラインに沿った避難所運営マニュアルの整備を促している。今後は、要配慮者の避難所生活の環境改善に向けた資機材等の整備を支援し、市町村における要配慮者対策のさらなる充実を図るということで、この事業の概要としましては、市町村が行う災害時における要配慮者の避難所生活改善に資する事業に要する経費を補助するという項目でございます。

対象の事業が、要配慮者の避難生活に必要となる資機材の購入、例えば洋式トイレ、段ボールベッド、エアマット、車椅子、簡易テント、パーティション等々ございますが、この避難所、先ほど言った瑞穂市の防災ハンドブック、これは私が見落としておるかもしれませんけど、やはり避難所に対して、車椅子というものが置いてあるのかどうなのか。要するに、ふだん障害を持っておられる方たちが避難をしてこられるということも考えられますけど、災害によって歩けなくなるというような方も多く発生するように思います。今言いました、金額はそう大きくはないですけども、通告で出させていただいたみたいに、やはり使える予算は何でも使っていこうというような思いの中で、もう取り組んでおられればいいんですけども、こういうことが出ておることに関して、どう取り組んでおられたかを確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいま若井議員のほうからお話がありました、県が平成30年度より制定いたしました避難所の環境整備事業補助金につきましては、岐阜県下の市町村に対して、避難所における要配慮者対策資材等の備蓄の充実を図るための補助金制度を新設されたものであります。

今、例として挙げられました洋式トイレ、組み立て式段ボール、簡易避難所用のテント、パーティション、エアマット、車椅子等につきまして、現在、この補助制度につきましては、今言いました、現在までそろえてきておるこういった例の備品について、再度市の備蓄状況や備蓄計画に照らして、本年度に事業計画の検討を行っていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、御質問させていただきまして、最後に答弁いただきましたけれども、本当にきょう朝一番で鳥居議員のほうから、市民協働安全課の設置によって、市民の安心・安全に関しての役割というのは本当に非常に大きいなというふうに感じておる者の一人でございます。

きょうずうっと御質問させていただいたことというのは、主役は当然市民でございますし、市の建物等は全部市民の皆さんのものやというふうに思います。そういったことを踏まえて、特に災害のことを考えますと、多分けさのニュースだったと思いますけど、どこかの小学校の

子で、マイ・タイムラインという形で、自分が自分の災害に対してどう取り組んでいくかというような報道がございました。

以前、一般質問で私もタイムラインの導入を行政にお願いしたことがありまして、当然、当市はどこよりも早くタイムラインを設置していただいておりますが、それがもう行政のレベルではなく、個人がマイ・タイムラインという形で自分が作成して災害に備えておるという報道を聞くと、やはり先進的なところは先進的だなというふうに思うわけでございます。

そういった意味では、市長がいつも言われますオール瑞穂、先ほど言いました、きずな会議を中心として、市民の皆さんが本当に主役として捉えていける、これは本当にソフトの部分が大いだと思います。ハードの部分は、今お話ししたように、言えば切りがないようなことになるかと思いますが、本当にオール瑞穂で、市民の方が主役となって、自分たちのことは自分たちで守っていく、そういったような思いで取り組んでいけるよう、最後ちょっときれいごとになったかもしれませんが、やはりそういった部分で取り組んでいけるようなまちづくりを目指していきたいというふうに思いますので、今回質問させていただきましたこと、非常に細かいことも多うございましたが、最後になりましたが、市民の方の声の代弁者という形で質問させていただきました。御答弁いただきました。しっかりまた市民の方に発信していけるようにというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わります。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、2番の今木啓一郎君の発言を許します。

今木君。

○2番（今木啓一郎君） 皆様、お疲れさまです。

最後の質問者でございます議席番号2番、創生クラブの今木です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は、人口動態統計から見る市の施策についてです。

これより質問席に移り質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、岐阜県では、人口流出が進む県内に新たな住民を呼び込もうと、東京、大阪、名古屋などの大都市圏に乗り込み、清流の国を前面に押し出し、2015年から2019年度までに行政の介在で6,000人を県内に移住させる目標を立て、2015年から2017年度で計3,752人が移住するというまずまずの滑り出しである一方、県外への流出がそれを上回る勢いで進んでいる。特にお隣愛知県へは毎年3,000人以上の転出超過が続くという内容の記事が地元新聞の紙面を飾りました。これは、死亡数が出生数を上回る自然現象が年々拡大し、加え転出者が転入者を上回る社会現象が続く岐阜県の人口が、平成30年4月1日現在、推定人口200万1,230人となり、残念な



がら県民200万という大台割れが目の前に迫ってきているためではないのかと私は推察します。

そんな中、当市は依然として人口増加傾向というまれなまちです。しかし、将来的にはピークを迎え、いずれは長期的に減少に転ずることは否めません。

そこで、人口がふえている今だからこそ、人口動態統計を含む各種統計データをもとに、国難とも言われている少子・高齢化、人口減少に対する当市の考えを伺いたく、質問をさせていただきます。

では、最初に確認として、なぜ当市の人口が依然として増加しているのか、市としての見解をお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今木議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市の人口につきまして、次の5点の観点から、瑞穂市が選ばれ、人口が増加していると考えています。

1つ目は、ほどよい距離感であります。

穂積駅から岐阜駅まで5分、大垣駅まで6分、名古屋駅まで最速25分の公共交通の充実や国道21号線の6車線化等による道路交通の充実もあり、通勤・通学時間が短く、在宅時間が多いことから、家庭の時間にゆとりができるということです。

2つ目は、半径5キロ以内にある快適さであります。

スーパー、病院、学校、銀行など、日常生活を支える全てが市役所を中心とした半径5キロ以内に集約された利便性の高いまちが形成されていることであります。

3つ目は、充実の子育て環境であることが上げられます。

妊娠から出産までの充実サポートを初め、コンパクトな市内に保育所・幼稚園が13あり、子育てをしっかりと支えていること。また、小学校、中学校にはICT機器を導入し、教育力を向上させているほか、18歳までの医療費の無料化を実施し、子育て世代の家計の負担を軽減させていることとございます。

4つ目は、若者世代がまちを牽引していることであります。

平均年齢の若さが県内で一番若い。若者世代が住むことで、まちが活気にあふれ、全ての世代が生き生きとした暮らしを支え合っていることとございます。

5つ目は、安価な土地の価格でございます。

名古屋駅を中心とした30分圏内において、土地の価格、家賃相場において、上位の安さであることです。

このような観点から、瑞穂市が選ばれ、人口が増加していると考えられます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 市の見解については理解いたしました。

では次に、総合的に、また出生数と死亡数がかかわる自然動態並びに転入数と転出数が係る社会動態の観点から、当市の人口動態の経緯と今後の予測についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 瑞穂市の2015年の総人口は、総務省統計局が2016年10月26日に公表した国勢調査結果で5万4,354人でした。5年前と比べると4.6%の増加で、増加率は全国市区町村2016年10月1日現在1,741の中で上から61番目でした。また、国立社会保障・人口問題研究所が2010年までの国勢調査に基づくトレンドから予測した2015年人口よりも1,252人、2.4%多く、予測よりわずかに上振れしています。

国立社会保障・人口問題研究所の最も新しい2018年3月の将来推計人口によると、今後2015年から2045年までにさらに2.3%増加し、約5万6,000人となる見込みで、増加率は全国市区町村の中で上から75番目と推計されています。また、2045年の平均年齢は、2015年の41.3歳から4.4歳上昇し、45.7歳となる見込みです。2010年国勢調査までの趨勢に基づき国立社会保障・人口問題研究所が2013年に予測した将来人口と、22年後の2040年について今回の最新の予測値を比較すると、その差は3,631人、6.9%多く、前回の予測よりかなり上振れする見込みとなっています。

なお、厚生労働省の平成20年から24年人口動態保健所・市町村別統計によると、瑞穂市の2008年から2012年における赤ちゃんの出生数が年平均では624人となっており、人口1,000人当たりでは12.3人、全国平均は8.4人となり、全国の1,741市区町村中29番目となり、同期間の1人の女性が生涯に産む平均子供数を推計した合計特殊出生率では1.71で208番目。ちなみに、婚姻件数は人口1,000人当たり6.8件、全国平均5.5件であります。離婚件数は、人口1,000人当たり1.94件、全国平均も1.94件となっている状況であります。

出生数から死亡数を引いた自然動態につきましては、目標年間出生数725人に対し、平成27年は662人、平成28年は575人と大きく割り込む一方、年間死亡数は、平成27年は372人、平成28年は400人と毎年のようにふえ続け、その差異が減り続けています。

転入数から転出数を引いた社会動態は、転入超過は、平成27年は137人、平成28年は175人と伸びています。

以上が、自然動態並びに社会動態の現状でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 瑞穂市は上振れしていると、5万6,000という予想。もしかするともう一回上振れして6万という数字も見えてくるかもわかりません。

では、将来人口に対する市の影響度は、自然動態と社会動態、いずれによる影響が大きいと

お考えになられますか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 瑞穂市では、自然増減と社会増減において、将来人口に及ぼす影響度が高いのは、自然増減の影響度が高いと考えており、出生率などが人口に影響している傾向があると考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁によれば自然動態、いわゆる出生数ということになると思います。そのためには、施策として結婚、出産を促進するための環境整備、保育の充実と仕事と子育ての両立支援などが考えられます。当市では具体的にどのような施策に取り組まれていますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 平成27年度より瑞穂市では、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少対策に取り組んでおります。その基本目標の1つ、瑞穂市の次代を担う「ひと」を育むにもありますが、若い世代の結婚・出産に関する意欲の喚起としまして、婚活事業の実施を行い、子育て支援の充実として、放課後児童クラブ、潜在保育士の就業促進、妊娠に向けた支援としての特定不妊治療助成等を行っています。

また、教育力の向上を目的として、グローバル化対応教育の推進や働き先が近くにあることなどが重要であることから、地元企業の育成や企業誘致を行っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁いただきました。出生数の増加に関する施策は多岐にわたっているようです。

そこで、未婚化、晩婚化の打開策として、県も力を入れていますが結婚支援事業、いわゆる婚活事業に的を絞って、質問をいたします。

当然ながら、結婚をするしないは自由な選択ではありますが、結婚を希望する方への出会いの機会の提供など、スマホ世代において恋愛というコミュニケーションが苦手な人がふえ始め、出会いからサポートしないとなかなかうまくいかない現状もあり、必要な取り組みと私は考えます。

そこで、これまで当市が取り組まれてきました婚活事業の概要と予算規模、また今年度の予定についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 市では、平成27年度から現在まで、計5回の婚活事業を実施し、総

勢で男性86名、女性87名の参加者を得て行いました。

内容は、平成27年度に地方創生上乗せ交付金事業を活用したボウリング婚活、平成28年度は地方加速化交付金を活用し、瑞穂de街コンとボウリング&チョコレートパーティー婚活をそれぞれ実施いたしました。平成29年度は、自主財源50万円にて、MIZUHO'Sキッチン de Let'sクッキングを実施いたしました。本年度は、市制15周年スマイルウイーク期間内のイベントの一つとして実施したみずほフォトテリングを自主財源30万円にて実施してきました。

また、今年度中に婚活事業を実施する予定でございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今の御答弁の中で、今年度、婚活事業ということですが、確認です。

それは、MIZUHO'Sキッチン de Let'sクッキング、昨年やられましたものを今年度も引き続きやられるのかどうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 昨年のLet'sクッキングの反省を踏まえ、今、検討しているところでございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁によれば、今年度は2回ほど出会いの機会があるようには確認できるんですが、どちらにしても自主財源ということございまして。27年、28年はやはり交付金等を御利用されての活動でございましたので、やはり出会いの機会をふやしたいなあと私自身思いますので、そういった交付金をこれからでも探される、そして今年度の婚活事業をもう少し熱くされるような御計画はありますでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 平成28年度までは地方創生上乗せ交付金や加速化交付金を活用した事業を実施してきましたが、現在その交付金はありません。

現在行っている婚活事業は、年1回の開催の実施を計画しています。参加者の募集に係る期間等を考えますと、年に二、三回実施が最大の回数ではないかと考えます。年に二、三回の規模に見合った補助があれば活用したいと考えますが、現時点では中身の濃い企画を年1回実施する計画を進めております。

また、水と緑のマルシェや夜市、各種イベント等も交流事業として出会いの場となればと考えています。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

ところで、出会いの機会づくりとしては、大人数によるイベント形式以外に、1対1による見合い形式のもの、多忙や内向的な方のために親が子供にかわって婚活をする、いわゆる親の婚活、代理婚活というものがあります。当市では、このような取り組みを計画、あるいは検討されるお考えはございますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 他市の結婚相談所によると、結婚相談の場において相談者で多いのは、本人ではなく、親であるとの話を伺いました。議員御提案の親の婚活、代理婚活という案は、現在の結婚事情や要望に即した案であると考えます。そのような観点からも、岐阜県のぎふマリッジサポートセンターでは、親のための婚活応援BOOKを発行し、配布されております。子供世代の結婚観を知るという意味で、親のための婚活応援BOOKを活用していただければと考えています。

瑞穂市では、出会いの場の提供として婚活事業を行っている意味が大きいため、1対1のお見合い形式や親の婚活等は計画はしておりません。また、婚活事業で参加者を募集しますと、毎回、市内居住者の参加は少ない状況であり、人口増加している当市としては、連携に向けたパートナーがあれば、連携して事業の実施は可能と考えています。その他で県のぎふマリッジサポートセンターと連携して参加者の募集を行っていきたいと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

まだ親の婚活とか代理婚活は検討されないということですが、何とか結婚ということを目指していただきたいと思っております。

なお、結婚は個人の意思を尊重すべきだ、婚活事業に消極的な自治体もある、また民間の婚活事業に比べ信頼の厚い自治体が安い費用で参加できる婚活事業を行う意義は大きい、自治体が婚活事業に乗り出すと民業圧迫につながるなどの懸念も業界にはあります。

そんな声も確かにありますが、その一方では、婚活を望む潜在予備群を掘り起こすことで、官製の婚活事業に飽き足りない人は民間業者へ流れるということもありますので、そこで当市でも民業圧迫にはならないように心がけ、市内の結婚相談所を営まれている方々と協力しながら、例えば総合センターなどで無料相談会を開催するなど、きめ細かいもの、ちょっとしたことを考えていただければと思っております。

さて、先ほどの御答弁でもありましたが、人の目があるので自分が住む市区町村の婚活イベントなどには参加したくないなという声はありませんか。そういう声は多分あると思いのすの

で、結婚イベントなどを県単位、近隣市町村との連携により行うことは考えられていませんか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどお答えいたしましたように、婚活事業の参加といたしますのは市内の居住者が少ないため、他の自治体との連携を図り、またぎふマリッジサポートセンターとの連携を考え、参加者の募集を行っていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 各市町もいろいろ御事情がありますので、うちのまちに若者をとられたくないというような御意見もあるでしょう。

ただ、そんなことを言っておられる状態は、日本全体、岐阜県を考えると、言える状態ではないと思いますので、また昨年度、連携中枢都市圏構想等もありますので、そこら辺をうまく活用しながら、連帯して考えていただければなと思います。

さて、予算を伴う事業はどうしても成果が求められます。この婚活事業の場合、何組のカップルが誕生し、その後、成婚までたどり着いたかということになるかもしれませんが、私としては、この機会を活用して、市の特徴や住みやすさの紹介、実際に移住された方の感想など、「ちょっと気になるまち岐阜みずほ」を参加いただいた方にPRし、結婚時や子育て時の居住候補地に当市を考えていただくことも重要と考えます。この点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 過去に実施してきました婚活事業につきましては、地方創生事業の一環で行ってきたこともあり、瑞穂市の宣伝PRも含めて行ってきました。参加者には、婚活イベント司会者から瑞穂市の住みやすさなどの話をさせていただいたりもしてもらっています。瑞穂市移住促進パンフレットが完成してからは、それを配付し、カップルになった、なれなかったにかかわらず、将来的な住宅等の購入時や引っ越し先の検討を行う機会が発生したら、ぜひ瑞穂市を思い出していただくようPRを行いました。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） もう既にPRをいただいているということですね。ありがとうございます。また、今後は新しくできましたPR動画等もその際に放映していただければなと思っております。

では、議長、ここで資料を配付したいと思いますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩をとります。

[資料配付]

休憩 午後 4 時35分

再開 午後 4 時37分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

[ 2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） 突然な資料配付で申しわけございません。

私、言葉足らずなもので、資料の力をかりながら質問を進めたいと思います。

これよりは、社会動態に関する質問に移らせていただきます。

社会動態に関する転入転出理由について、お手元の資料にありますように、県と当市のデータを比較しますと著しい違いがあると思います。執行部として、その点をどのように認識、あるいは分析をされていますか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 転入転出理由の統計データの分類は8分類に分かれています。就職・転職・転勤などの就業上の理由、就学・卒業など学業上の理由、婚姻・離婚・縁組など結婚等の理由、生活環境の利便性の理由、自然環境上の理由、交通の利便性の理由、家を購入・家を新築など住宅事情の理由、その他の理由となっています。

今木議員の言われるとおり、岐阜県人口動態統計調査結果から見ますと、県全体では、1990年以降住宅事情のみが転入超過であり、就業上や結婚等など全て転出超過であるのに対し、当市は、1990年以降結婚等のみが転入超過であり、県全体とは逆に、2006年以降、住宅事情が転出超過となっています。

これは、岐阜県内には住宅購入や新築を理由で転入されている方が多く、当市では結婚等の理由で転入される方が多いにもかかわらず、住宅購入や新築理由で転出されている30代の方が多いということです。

当市の家賃相場が名古屋駅から30分圏内ランキングで2位となっていることから、若い世代の方が結婚時に市内の賃貸物件に多く住まわれていることが考えられます。また、転入転出理由は1つのみを選ぶことから、結婚する際に住宅購入や新築をされていても、結婚等の理由を選ばれれば、このような結果が出ると考えています。

[ 2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） 御答弁いただきましたように、当市では1990年以降、一貫して結婚等を理由として20代から30代を中心に大きく転入超過が続いております。

そこで、結婚届や転入届をもとに、カップルについて、例えばカップルの2人とも当市生

まれ、あるいは当市育ちなどかかわりがある、逆に2人とも当市とは今まで何ら関係のない他の市区町村の方、あるいはカップルのいずれかの1人が当市生まれ、あるいは当市育ちなどかかわりのある方、その場合は男性なのか女性なのか、このような調査分析をされたことはありますか。もし行われていないようであれば、実施されるお考えはありますか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 転入転出における瑞穂市とのかかわりの有無でございますが、現在の調査項目では確認することはできません。現在は、岐阜県人口動態統計調査の一環として転出入の入力処理を行う中で、岐阜県の統計課が独自に統計上必要データがとれるよう県下全域プログラム化されており、それをもとに統計調査を行っています。

統計理由の掘り下げのために選択項目をふやす計画があるか岐阜県に確認したところ、そのような要望は今のところなく、プログラム改修を行う予定もないとの回答でございました。

今後、県の統計よりさらに掘り下げたデータは人口動態施策に重要な分析データと考えますので、窓口のアンケート調査や他の調査データの分析などを検討して、データ化できれば参考にしていきたいと考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 当市の特徴が結婚等でありますので、そういった方々の内容、瑞穂市とのかかわりがあるかないかによって施策が大分違ってくると思います。何とぞ分析調査をしていただきたい。

例えばカップルの2人とも当市とは何らかかわりのない方であれば、先ほどの婚活事業の募集する範囲とか、告知する場所についても見直しがなされるべきであり、逆にカップルのいずれかが当市とのかかわりがあり、結婚を機に親との同居、近居の可能性が高いのであれば、同居や近居の支援策を充実すべきであるということに施策が導かれるのではないのでしょうか。ぜひとも、そういった観点からも含めて、調査をいただければと思っております。

では次に、人口が減り続けている県においても、家を購入した、新築したなどの住宅事情については転入超過となっています。

逆に、当市は2006年度以降転出超過に陥っています。

また、そこには危惧するデータがあります。それは、30代と10歳未満の男女とも転出超過であることです。そして、市として県外等について転出超過が続いていることでもあります。

これらのことから、当市在住の30代の御夫婦と10歳未満のお子さんが市外に新居を求め、家族ぐるみで転出されることであり、そういったことが導かれるのではないのでしょうか。また、その場合、県外の可能性が高いということの意味するものではないかと思えます。

そして、同様なことは、JR穂積駅拠点化構想の報告書の中でも、都市間同士の社会移動で、



当市は一宮市と本巣市へは転出超過となっている。今後、瑞穂市は居住地として魅力の底上げを図らなければ、さらなる転出超過となる可能性も考えられると警鐘を鳴らされています。

この住宅事情による転出超過を防ぐためにも、市の魅力や利便性の向上につながるJR穂積駅拠点化構想推進事業を着実に進め、都市計画を早く打つ必要があると考えます。その実現には、駅南公民館、農業系金融共済店舗と県関連の事業施設の3つの駅周辺の大きな用地の動向が重要な鍵となると私は思います。そこで、その現状並びに消費者の意向や動向についてお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） まず、駅南公民館についてでございますが、今年度当初予算で解体工事費1,346万4,000円を計上しております。この6月議会において、周辺家屋調査業務委託を補正予算で370万9,000円お願いしております。今年度中の建物の取り壊しに向けて進めてまいります。

金融共済店舗用地につきましては、JR拠点化構想をより具体化させるために、ソフトとハードが連携したまちづくりの進め方を計画したまちづくり計画（素案）上で、将来的にはフレキシブルゾーンに該当する重要な用地となっています。今月初めに市が駅周辺整備の用地としてお願いしたい旨をお伝えしたところでございます。今後、打ち合わせの機会を持つことになってまいります。

最後に、県関連事業の施設についてですが、駅北の住宅施設のことと思われませんが、市の計画をお伝えはさせていただきましたが、今後の方針はまだお聞きしておりませんので、御報告させていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

地元住民の駅再開発への機運と御理解、また御協力いただくためにも、ぜひともこれらの大きな3つの用地については慎重に、なおかつ大胆に取り組んでいただければと思っております。

では、ここからは移住・定住の観点から、何かと瑞浪市や名古屋市瑞穂区と間違われることが多い当市の魅力発信について伺います。

まずは、企画記事などの掲載により、内容により厚みを増し、またイラストや吹き出しがふえ、より見やすくなったと感じられます広報「みずほ」について、いつでもどこでもというコンセプトのもと、毎月1日の自動配信、外国人住民の方向け多言語翻訳、目や耳の御不自由な方向けの音声読み上げや拡大機能など、そういったものを含んだアプリケーションが今年度よりスマホなどで無料ダウンロードができることになりました。現在までのダウンロード数と、そのダウンロードをふやす施策についてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 現在までのアプリにおける「広報みずほ」のダウンロード数は、4月が158件、5月が89件です。

ダウンロードを推進するための方策としては、これまで、広報への掲載、ホームページへの掲載、新聞各社へのプレスリリース、瑞穂市日本語サポーターズへのチラシ配付、広報カレンダーへの掲載を行い周知してきました。

今後は、市内掲示板へのポスター掲示、市民課来客用モニターへの映し出し、転入者への配付物にチラシを入れる、朝日大学の学生、特に留学生を中心に周知など、さらにダウンロードを推進するための方策を検討しています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） このアプリ、予算を見ますと、廉価な状態で作られたように思いますので、このアプリは活用すべきだと思っております。

先ほど来、議会での御答弁でもございましたが、約2,000名の外国人住民の方がおられ、お子さんも多くお見えになれるやに見えます。では、そういったことであれば、保育や教育の現場を通して、無料アプリの存在についてお知らせいただくということも考えられるのではないのでしょうか。

また、市長さんをお願いしたいんですけど、県人会等があられますので、そのときにアプリの存在を知っていただくということ、また広報紙には多分QRコードがついていないんじゃないかなと思います。これはつけられたほうがいいのかと思いますので、表紙でも裏表紙でもよろしいので、QRコードだけつけていただくというようなことは考えていただけないのでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） QRコードは、4月号から広報紙やカレンダーに掲載し続けています。

今後も毎月掲載することを予定していますが、御提案いただいたとおり、表紙や裏表紙で目立つよう掲載を調整します。

また、教育委員会を通じて、校長や保育所長会などを活用し、情報提供することを検討します。県人会にも毎月の広報紙の提供だけでなく、アプリのチラシを同封するなど、情報提供するよう調整してまいります。アプリを導入した目的である、外国人居住者に情報発信することをメインターゲットとし、スマートフォンやタブレットなどで手軽に見られるメリットを生かし、市外・県外の方に広報「みずほ」をごらんいただけるよう努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

では、ここからはPR動画についてお伺いします。

先般、新たなPR動画が作成され、今は配信されています。そのコンセプト、制作費並びにランニングコストについてお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 平成28年3月に、市出身の俳優、平山浩行氏出演のPR動画を公開いたしました。名古屋まで最短25分の利便性があり、平山氏のふるさと、田舎過ぎず、都会過ぎない、そんなちょっと気になるまちをPRいたしました。

この平山浩行氏出演のPR動画の肖像使用の契約が先月5月で終了したことから、人口増加率、平均年齢の若さとともに県内ナンバーワンの元気なまちをさらに知っていただくため、「若い世代がイキイキ暮らすまち」をテーマに、若者のパワーと笑顔が跳びはねるちょっと気になる動画を新しく制作いたしました。

新しい市PR動画の内容は、ストリートダンス界において日本を代表するダンサーで瑞穂市出身のKARINさんをメインダンサーに据え、市内の大型ショッピングセンターでダンスを繰り広げています。ダンスミュージックの作曲は岐阜県出身のミュージシャンG2氏が担当、そして動画の監督演出を岐阜県出身のディレクター、服部圭介氏が担当し、まさにオール岐阜キャスト・スタッフというべき仕上がりになっています。

一般的によく見かける市のPR動画では全国に存在するPR動画に埋もれてしまうことから、少しチャレンジの趣向を加え、耳に残る心地よいテンポと、見ている側が元気をもらえるパワフルなダンスを通して、多くを語らず、キャッチーなイメージで今回の動画を作成しております。

制作費は約200万円です。ランニングコストはかかりません。

この動画を通じて「ちょっと気になるまち岐阜みずほ」の存在を全国の若者に、そして世界中の方へ知っていただくことを目指しています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

制作費が200万円、ランニングコストはかからないということでございますので、有効にPRをしていただきたいと思います。と思っています。

では、最後の質問になります。

この内容は、先ほど市長さんが答弁されちゃったかもわかりませんが、ちょっと続けます。

先般の美江寺祭りでも地元巣南中学校のダンス部によるパフォーマンスが会場を大いに盛り

上げてくれました。ダンスには人を引きつけるものがあり、今回、PR動画、先ほど御答弁いただきましたけど、日本を代表する地元のダンサー、18歳のKARINさんを起用されたということは、本当にすごい眼力をもって選ばれたのかなと思っております。

また、加えて、PR動画には大型ショッピングセンターで撮影されたもののほかにマンポで撮影されたものがあり、それを拝見したときは、よくぞ撮影場所にマンポを選んでいただいたと私自身は思いました。

私たちの住む地域は河川が多いため、蒸気機関車による鉄道運行を実現するために、市内全区間を土盛りにより堤防の高さに合わせ、高架化されたという珍しい地域であります。そして、その土盛りによる東海道本線が北から南に流れる農業用水を遮断しないようにつくられたのが、点在するれんがづくりの独特の雰囲気のあるこのマンポです。

これはトンネルのことですけど、名称によってはマンポ、あるいはマンボと言われる場合がありますが、今回はマンポと表示をさせていただきました。

そこで、この機会に、市内に10カ所程度あると思われるマンポを少し整備、清掃していただいて、市の新たな観光スポットと捉え、例えばオリエンテーリング会場に活用するなど、観光資源としてお考えいただくことはできないでしょうか、御答弁のほどをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） マンポは、市民であれば通勤通学で一度は通ったことのある日常的な場所でありながら、ほかの地域にはない場所であり、そのような状況を何とか生かせないかと考え、PR動画に採用いたしました。

市内に居住されている方から見て日常的ではありますが、他の地域の方から見て不思議と思える空間は、観光資源としての活用も可能であると考えます。この不思議な空間マンポを見てみたいと思われれば、それは観光資源と言えると思います。

このマンポについては、現在、朝日大学の畦地教授に詳しい変遷を調査していただいております。この調査結果は、瑞穂市の魅力発信サイトや広報で順次報告していく予定でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

そういったところで、観光資源として使っていただければと思います。

では、私の質問はこれで終わりますが、今後とも人口に係る施策が、感覚に捉われず、冷静にデータによる分析・調査をもとに作成されますことをお願いし、終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、2番の今木啓一郎君の質問は終わりました。

---

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了をいたしました。  
本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後5時01分

